

資 料

I	令和３年度 研修実績	63
II	研修ニーズ調査	69
	1. 教育委員会のニーズ調査	
	2. 医療安全研修に関するアンケート調査	
III	和歌山県看護協会ナースセンターの実績	85
IV	令和３年度 役員・職能・常任・特別・その他の委員会名簿	126
V	施設別会員数	128
VI	各都道府県入会率	132
VII	公益社団法人和歌山県看護協会 組織図	134
VIII	公益社団法人和歌山県看護協会 定款	135
IX	公益社団法人和歌山県看護協会 定款細則	145
X	公益社団法人和歌山県看護協会 総会運営規則	150
XI	日本看護協会歌	154

I 令和3年度 研修実績

新人を育成する教育		担当:教育委員会								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
5月18日(火) 9:30～12:30	身につけよう！ 正しい知識と使える看護技術	教育委員	15	19	15	15	15	78.9%	100%	
5月18日(火) 13:30～16:30	身につけよう！ 正しい知識と使える看護技術	教育委員	15	11	15	12	12	136.4%	100%	
5月26日(水)	感染予防の基礎を学ぼう！ ～患者さんとあなたを守るために～	則村大輔	70	56	56	59	59	100%	100%	
7月17日(土)	もう悩まない！ 深める倫理、使えるコミュニケーションスキル	檜葉正人	70	69	69	69	69	100%	100%	
10月5日(火)	新人ナースのためのフィジカルアセスメント (ハイブリッド開催)	久保和子	70	124	123	116	116	99.2%	100%	
12月15日(水)	新人のための医療安全	山本有美	70	70	70	69	69	100%	100%	
小計 (新人を育成する教育)			310	349	348	340	340			

ジェネラリストを育成する教育		担当:教育委員会、災害看護対策委員会								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
5月29日(土)	ステップ1 いまさら聞けない看護研究	辻あさみ	35	20	20	18	18	100%	100%	
6月20日(日)	ステップ2 深める看護研究・クリティーク (ハイブリッド開催)	辻あさみ	35	8	8	10	10	100%	100%	
6月3日(木)	新人看護職員への指導場面におけるポイント	水田真由美	70	38	38	37	36	100%	97%	
6月29日(火)	めざそう笑顔で対応 ～認知症状、せん妄症状への対応～	堅田弥生	70	48	48	49	49	100%	100%	
6月27日(日)	自分に優しくなる！相手に優しくなれる！ メンタルヘルスケア (ハイブリッド開催)	武用百子	70	32	32	36	36	100%	100%	
6月22日(火)	人に伝わる分かりやすい文章の書き方 (ハイブリッド開催)	平松正昭	70	13	12	24	24	92.3%	100%	
7月6日(火)	チーム力を高めるリーダーシップ	上村久子	70	33	33	51	51	100%	100%	
7月26・27日 (月・火)	JNA収録DVD研修 災害支援ナースの 第一歩 ～災害看護の基本的知識～	DVD	50	30	30	29	29	100%	100%	
7月3日(土)	ステップ3 看護研究に役立つ統計学	岩原昭彦	13	2	2	5	5	100%	100%	
8月31日(火)	ステップ4 看護研究に役立つ統計学	岩原昭彦	13	5	5	5	5	100%	100%	
8月21日(土)	実践につながる!!手術室看護師に必要な 周手術期看護の知識を深める	宮崎理恵	35	42	35	28	28	83.3%	100%	
8月3日(火)	フィジカルアセスメントに自信が持てる看護 師を目指して！(基礎編)	山内豊明	70	81	70	69	69	86.4%	100%	
8月27日(金)	看護現場をいきいきさせるファシリテーション (講師:Web・受講者:ハイブリッド開催)	浦山絵里	50	38	37	32	32	97.4%	100%	
9月21日(火)	誰もが関わる！糖尿病の理解と看護 (基礎編)	休場聖子	70	47	47	46	45	100%	97.8%	
9月18・19日 (土・日)	災害看護Ⅱ (災害支援ナース育成研修)	山崎達枝	50	25	25	25	25	100%	100%	
小計 (ジェネラリストを育成する教育)			771	462	442	464	462			

ジェネラリストを育成する教育		担当:教育委員会、災害看護対策委員会								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
9月2・3日 (木・金)	JNA収録DVD研修 認知症高齢者の看護実践に必要な知識 (ハイブリッド開催)	DVD ファシリテーター 大石祐司	70	50	50	46	46	100%	100%	
10月11日(月)	現場で活かせるスキンケア	関晃平	70	72	70	64	64	97.2%	100%	
10月26日(火)	急変を見逃さないフィジカルアセスメント (応用編) (ハイブリッド開催)	池田景子	35	56	56	54	53	100%	98.1%	
10月31日(日)	ケアの質を高める看護倫理 ～皆で考えよう！日常ケア場面における倫理問題～	ウィリアムソン 彰子	50	41	40	40	39	97.6%	97.5%	
11月21日(日)	現場で即活かせる看護記録の記載の基礎とポイント	岩渕泰子	70	42	42	43	43	100%	100%	
11月8日(月)	糖尿病患者の指導ポイント(応用編)	金本純子	70	33	33	32	31	100%	96.9%	
11月29日(月)	災害看護フォローアップ研修	黒澤和子	30	20	20	22	22	100%	100%	
11月15日(月)	周産期のメンタルヘルスケア ～子育て家族のこころを支える～	向井君子 西井崇之	70	10	10	11	10	100%	90.9%	
12月22日(水)	病院・在宅におけるがん・終末期症状のマネジメント	千葉明美	70	60	60	60	60	100%	100%	
12月16日(木)	看護職に求められる社会人基礎力とは (講師:Web・受講者:ハイブリッド開催)	近藤昭子	70	24	24	48	47	100%	97.9%	
令和4年 1月19日(水)	エンド・オブ・ライフケアを学ぶ (一般病棟編) (ハイブリッド開催)	田邊麻希	25	26	26	22	21	100%	95.5%	
令和4年 2月21日(月)	論理的思考を用いた文章の書き方 (講師:Web)	クロイワ正一	50	58	59	53	52	101.7%	98.1%	
令和4年 2月26日(土)	入退院支援における看護師の役割 (ハイブリッド開催)	戸石未央	70	86	85	80	80	98.8%	100%	
小計 (ジェネラリストを育成する教育)			750	578	575	575	568			

管理者を育成する教育		担当:教育委員会、災害看護対策委員会								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
5月23日(日)	感染管理に必要な最新知識	永崎昌枝	35	33	33	32	32	100%	100%	
6月19日(土)	災害看護	黒澤和子	30	13	13	15	15	100%	100%	
7月3日(土)	明日からの看護管理に自信をつけよう!!～これから担う看護管理者の皆さん必見～	高村昌枝	70	37	37	57	57	100%	100%	
8月7日(土)	コンピテンシー:組織の課題解決に向けて ～コンピテンシー概念図を用いて～ (講師:Web)	庄子由美	50	56	56	43	43	100%	100%	
8月24日(火)	JNAラダーの評価の実際【JNAオンデマンド研修 143】	オンデマンド 芝瀧ひろみ	50	13	13	12	12	100%	100%	
7月31日(土)	看護補助者の活用推進のための看護 管理者研修改訂版2020	DVD	50	36	36	56	56	100%	100%	
9月25日(土)	今!!看護管理者に求められる倫理観 ～組織の看護倫理を熟成させる～	宮脇美保子	50	60	60	57	57	100%	100%	
令和4年 1月22日(土)	看護管理者が創成する地域連携 ～変化の時代におけるケアマネジメント～ (ハイブリッド開催)	稲垣伊津穂	50	26	26	16	16	100%	100%	
小計 (管理者を育成する教育)			385	274	274	288	288			

教育者・研究者を育成する教育		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
6月16日(水)～ 8月6日(金)	和歌山県保健師助産師看護師実習指導者講習会	省略	30	40	35	33	32	87.5%	97.0%	
5月27日、6月8日、 6月14日、9月8日、 11月22日	新人看護職員実地指導者研修	省略	50	30	30	30	29	100%	96.7%	
小計 (教育者・研究者を育成する教育)			80	70	65	63	61			

認定看護管理者教育		担当: 認定看護管理者教育運営委員会								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
6月11日～ 7月29日	認定看護管理者教育課程ファーストレベル	省略	50	76	55	54	54	72.4%	100%	
9月15日～ 12月1日	認定看護管理者教育課程セカンドレベル	省略	30	19	19	19	19	100%	100%	
令和4年 4月9日(土)	認定看護管理者教育課程セカンドレベル 実践報告会(令和2年度セカンド修了者)	省略	100	99	99	98	98	100%	100%	
小計 (認定看護管理者教育)			180	194	173	171	171			

医療安全研修		担当: 医療安全対策委員会								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
6月7日(月)	医療安全とエンジニアリング	長谷川剛	50	19	18	21	21	94.7%	100%	
9月14日(火)	自部署で役立つ医療安全	楠本茂雅	70	65	65	59	59	100%	100%	
10月15日(金)	医療安全チームSTEPPS	宮崎浩彰	50	38	38	36	36	100%	100%	
令和4年 1月14日(金)	医療安全管理者養成研修修了者 フォローアップ研修	辰巳陽一	50	22	22	17	17	100%	100%	
小計 (医療安全研修)			220	144	143	133	133			

訪問看護入門研修		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
8月26日、8月27日～ 9月15日(内1日実習)、 9月16日	訪問看護入門研修	平岡桃重 矢出装子	20	20	20	12	12	100%	100%	
小計 (訪問看護入門研修)			20	20	20	12	12			

和歌山県高齢者権利擁護等推進事業看護実務者研修		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
9月9・10日 (木・金)	和歌山県高齢者権利擁護等推進事業看護実務者研修(紀北)	省略	40	54	40	36	36	74.1%	100%	
小計 (和歌山県高齢者権利擁護等推進事業看護実務者研修)			40	54	40	36	36			

保健師研修(中堅期)		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
中止	保健師研修(中堅期)		0							
小計 (保健師研修(中堅期)研修)			0							

病院勤務の看護職員認知症対応力向上研修		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
12月14日(火)・15日(水)・21日(火)	病院勤務の看護職員認知症対応力向上研修	認知症看護認定看護師	50	20	20	19	19	100%	100%	ビッグU
11月1日(月)・2日(火)・9(火)	病院勤務の看護職員認知症対応力向上研修	認知症看護認定看護師	50	59	50	50	49	84.7%	98.0%	研修センター
小計 (病院勤務の看護職員認知症対応力向上研修)			100	79	70	69	68			

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
1月13日(木)	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	安井・藤井	70	66	66	61	61	100%	100%	研修センター
1月18日(火)	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	山本・宇田	70	12	12	5	5	100%	100%	ビッグU
小計 (病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修)			140	78	78	66	66			

退院支援看護師研修		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
9月1日(水)～12月9日(木)	退院支援看護師研修	省略	40	41	40	34	34	97.6%	100%	
小計 (退院支援看護師研修)			40	41	40	34	34			

母子保健コーディネータースキルアップ研修		和歌山県受託事業								
研修日	研修名	講師	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
12月17日(金)	母子保健コーディネータースキルアップ研修	市川香織	50	30	30	26	26	100%	100%	
小計 (母子保健コーディネータースキルアップ研修)			50	30	30	26	26			

令和3年度 教育計画研修集計										
			定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※修了率	備考
合 計			3086	2373	2298	2277	2265			

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で多くの研修会が中止になったため、単純な比較はできない。
令和3年度も感染の流行状況により、定員に対する応募が少ない、研修直前にキャンセルが相次ぐなどの影響があった。
その中でも応募者数・受講者数は増加してきており、中止した研修が保健師研修のみだったことと、新型コロナウイルス関連の理由で受講できない場合は、Web研修での対応を行ったことが理由と考えられる。

※ 令和4年度については、感染症の流行状況に関係なく、ほとんどの研修でWebでの受講を可能にした。
そのことにより、遠方の受講者や職場を離れづらい管理者の受講を増やし、学習の場の提供につながるようにしたい。

潜在看護職員復職支援研修		和歌山県受託事業		
研修日	研修名	定員	受講者数	備考
6月23日～ 6月30日	潜在看護職員復職支援研修(紀南)	20	5	ビッグU 希望日のみの参加可能
10月5日～ 10月12日	潜在看護職員復職支援研修(紀北)	20	7	研修センター 希望日のみの参加可能
11月9日(火)	再就業促進研修	10	10	
合計 (潜在看護職員復職支援研修)		50	22	

地域災害支援看護師養成研修 (和歌山県受託事業)
講義と演習(講義のみ終了)

医療安全管理者養成研修(日本看護協会主催)		担当:医療安全対策委員会							
研修日	研修名	定員	応募数	決定数	受講者数	修了者数	受講決定率	※ 修了率	備考
12月10日(金)	医療安全管理者養成研修(集合研修のみ)	50	46	46	45	45	100%	100%	
合計 (医療安全管理者養成研修 (日本看護協会主催))		50	46	46	45	45			

認定看護師フォローアップ研修		担当:認定看護師フォローアップ委員会		
研修日	研修名	受講者数		備考
9月20日(月)	認定看護師フォローアップ研修	67		
合計 (認定看護師フォローアップ研修)		67		

認定看護管理者交流会		担当:和歌山認定看護管理者会		
研修日	研修名	受講者数		備考
令和4年 1月15日(土)	認定看護管理者交流会(Web)	28		
合計 (認定看護管理者交流会)		28		

認定看護管理者による「看護管理」に関する出前講座

テーマ	組織論	組織分析	看護倫理	診療報酬	安全管理	看護の質	人材育成	労務管理
施設数	1	1	1	0	0	1	2	1

職能委員会研修		担当:各職能委員会		
研修日	職能委員会名	研修名	受講者数	備考
9月4日(土)	三職能合同研修	地域共生社会実現に向けて (ハイブリッド開催)	91	
10月23日(土)	保健師職能委員会	保健師交流会 (ハイブリッド開催)	36	
令和4年 2月26日(土)	保健師職能委員会	保健師職能集会 (ハイブリッド開催)	20	
8月21日(土)	助産師職能委員会	第1回助産師研修① (ハイブリッド開催)	43	
		第1回助産師研修② (ハイブリッド開催)	43	
11月13日(土)	助産師職能委員会	香川県における母子支援の取り組み (ハイブリッド開催)	30	
		助産師交流会 (ハイブリッド開催)	8	
令和4年 2月19日(土)	助産師職能委員会	第2回助産師研修 (ハイブリッド開催)	37	
9月4日(土)	看護師職能Ⅰ・Ⅱ 合同	病院と地域をつなぐ看・看連携 (ハイブリッド開催)	87	
7月10日(土)	看護師職能Ⅰ 委員会	准看護師研修会	18	
9月11日(土)	看護師職能Ⅰ 委員会	男性看護職交流会	27	
12月4日(土)	看護師職能Ⅰ 委員会	看護管理者研修	57	
12月11日(土)	看護師職能Ⅱ 委員会	エンド・オブ・ライフケア (ハイブリッド開催)	90	
10月22日(金)	看護師職能Ⅱ 委員会	高齢者ケア施設看護師交流会 (ハイブリッド開催)	29	
11月20日(土)	看護師職能Ⅱ 委員会	訪問看護連絡協議会との合同研修会 (ハイブリッド開催)	39	
合計 (職能委員会研修)			655	

和歌山県看護研究学会		担当:看護研究学会委員会			
日程	研修名	内容	会場参加者数	Web参加者数	備考
令和4年 2月5日(土)	和歌山県看護研究学会 (ハイブリッド開催)	口演発表 特別講演 シンポジウム	20	181	新型コロナウイルス感染拡大のため、 発表者および座長以外はWeb 参加とした
合計 (和歌山県看護研究学会)			201		

Ⅱ 研修ニーズ調査

1. 教育委員会のニーズ調査

県下看護職の研修ニーズ に関する調査

2021年12月

調査目的

- 県下看護職の受講したいと考える研修テーマについて明らかにする

調査対象

- 和歌山県看護協会協会の所属施設に所属している看護職

方法

- Webアンケート方式（QRコード使用）
- 一部自由記載を含む選択式回答
- 調査期間：（2021年）10月11日～11月12日

結果：属性

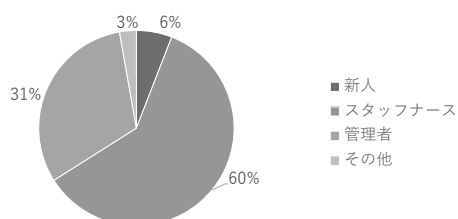
n=627

立場別回答件数

※ 以下の分析では「立場」を「新人」「スタッフナース」「管理者」「その他」にまとめた

回答内容\立場（まとめ）	新人	スタッフナース	管理者	その他
新人	36			
スタッフナース		368		
管理者			187	
訪問看護ステーション管理者			1	
スタッフナース:主任看護師			1	
看護主任			1	
管理職			1	
専任教員				5
看護教員				2
教員				4
副主任教員				2
保健師				4
合計	36	368	191	17

立場（n=612）

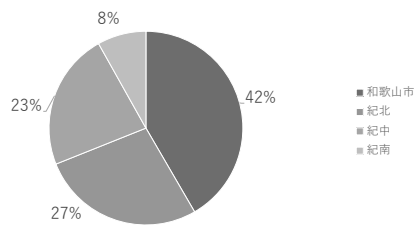


施設所在地（n=615）

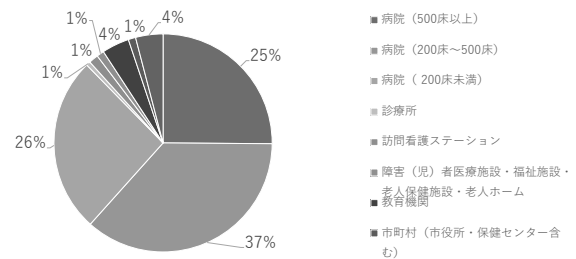
※ 以下の分析では「施設所在地」を「和歌山市」「紀北」「紀中」「紀南」にまとめた

回答内容\施設所在地	和歌山市	紀北	紀中	紀南
和歌山市	260			
紀北		164		
海南		1		
海南市		1		
岩出市		1		
橋本		1		
橋本市		1		
紀中			139	
御坊			1	
御坊市			1	
紀南				51
合計	260	169	141	51

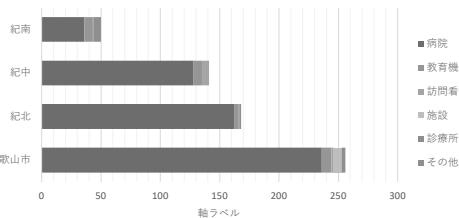
施設所在地 (n=615)



所属施設割合 (n=627)



施設所在地別 所属施設

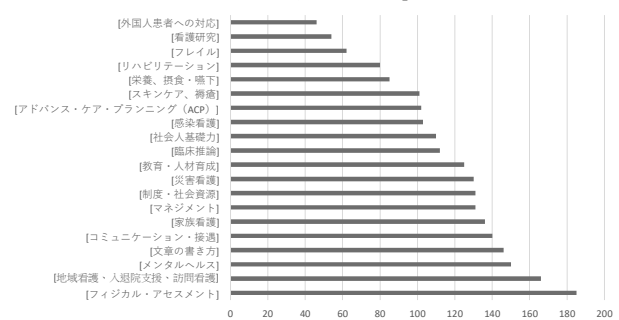


結果：研修に対する「興味・関心」の程度

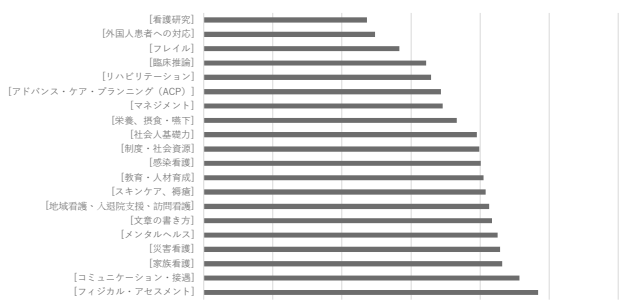
研修に対する「興味・関心」の程度

	すごく興味・関心がある	興味・関心がある	どちらともいえない	あまり興味・関心がない	まったく興味・関心がない
[フィジカル・アセスメント]	185	239	108	16	4
[地域看護、入退院支援、訪問看護]	166	247	153	36	7
[メンタルヘルス]	150	275	135	37	6
[文章の書き方]	146	271	141	43	9
[コミュニケーション・接遇]	140	317	114	34	4
[家族看護]	136	296	140	28	6
[マネジメント]	131	215	172	84	11
[制度・社会資源]	131	268	156	44	7
[災害看護]	130	299	132	38	5
[教育・人材育成]	125	280	151	53	5
[臨床推論]	112	210	210	60	11
[社会人基礎力]	110	285	161	45	7
[感染看護]	103	298	154	43	6
[アドバンス・ケア・プランニング (ACP)]	102	241	203	46	11
[スキッキングア、褥瘡]	101	307	155	34	7
[栄養、摂食・嚥下]	85	281	187	42	7
[リハビリテーション]	80	249	211	54	6
[フレイル]	62	221	246	58	12
[看護研究]	54	182	241	103	25
[外国人患者への対応]	46	202	242	99	16

「すごく興味・関心がある」



「すごく興味・関心がある」 + 「興味・関心がある」



順位	「すごく興味・関心がある」のみ	「すごく興味・関心がある」 + 「興味・関心がある」
1位	[フィジカル・アセスメント]	[フィジカル・アセスメント]
2位	[地域看護、入退院支援、訪問看護]	[コミュニケーション・接遇]
3位	[メンタルヘルス]	[家族看護]
4位	[文章の書き方]	[災害看護]
5位	[コミュニケーション・接遇]	[メンタルヘルス]
6位	[家族看護]	[文章の書き方]
7位	[マネジメント]	[地域看護、入退院支援、訪問看護]
8位	[制度・社会資源]	[スキッキングア、褥瘡]
9位	[災害看護]	[教育・人材育成]
10位	[教育・人材育成]	[感染看護]

※ 両欄にて5位以内に入っているものは「フィジカルアセスメント」「メンタルヘルス」「コミュニケーション・接遇」であった

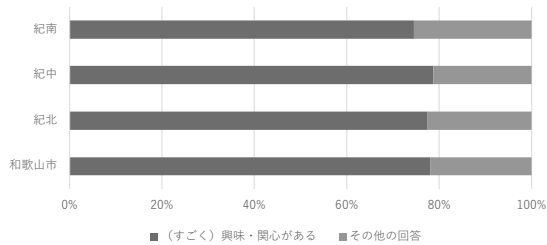
研修に対する「興味・関心」の程度の分析

- 「すごく興味・関心がある」＋「興味・関心がある」の回答件数上位5分野について分析をすすめた
- 上記項目の回答に対して、「所在地別」「立場別」「所属施設別」の項目を用いたクロス表を作成した
- 「立場」別に「詳細な希望」を記載した

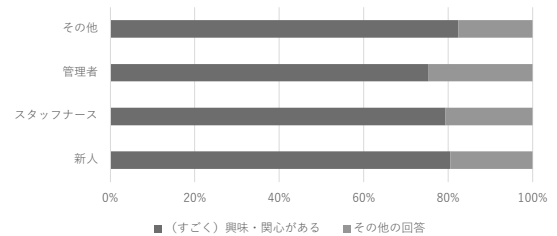
1位 フィジカルアセスメント

「すごく関心・興味がある」・・・185件
「関心・興味がある」・・・299件

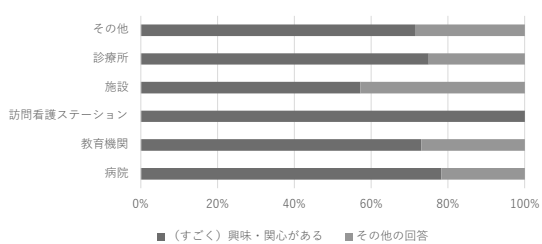
「フィジカルアセスメント」 所在地別



「フィジカルアセスメント」 立場別



「フィジカルアセスメント」 所属施設別



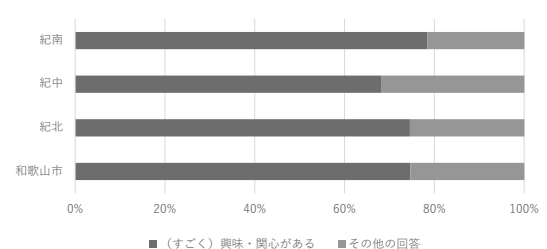
「フィジカルアセスメント」に関する自由記載欄

立場	記載内容
新人	現在の私は、知識不足のため多くの項目に対して興味をもちました。しかし、全て深く知るのには難しいと思うので、今は基礎的なことを学びたいと思いました。
スタッフナース	フィジカルアセスメントトレーニングしたい 急性期看護について学びたい 救急領域の看護について勉強したいです
管理者	フィジカルアセスメントを深く学習できたらとおもいます。領域でわかるなど。

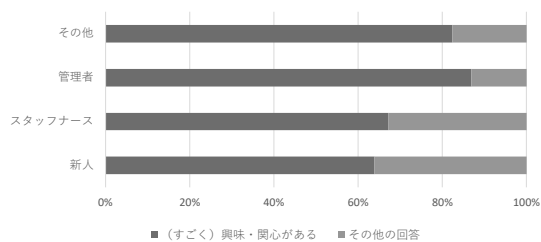
2位 コミュニケーション・接遇

「すごく関心・興味がある」・・・140件
「関心・興味がある」・・・317件

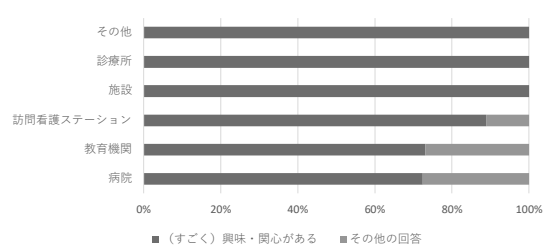
「コミュニケーション・接遇」 所在地別



「コミュニケーション・接遇」 立場別



「コミュニケーション・接遇」 所属施設別



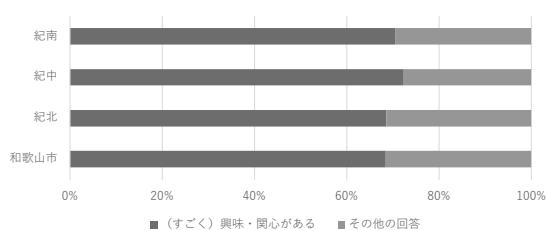
「コミュニケーション・接遇」に関する 自由記載欄

立場	記載内容
スタッフナース	交流、グループ研修 地域に密着し退院支援を行える情報交換の話し合い
管理者	スタッフのメンタルケアにおける管理者としての心得 "メンタルで長期休暇になるケースが増えてきている。またコミュニケーションが上手く取れない人や接遇ができておらず苦情に繋がるケースも多いため。" 院内の効果的な接遇研修について "看護師の離職を減らす為の対策など職場の人間関係を良くして、仕事に対する意欲を高める方法などの講義をして欲しい。" 他職種チームビルディング 対人関係のトラブルについて

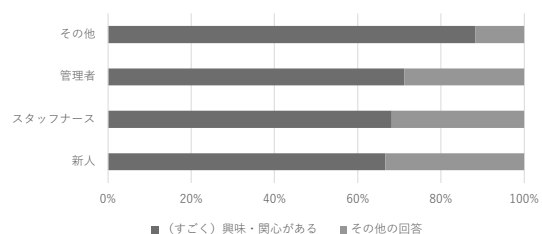
3位 家族看護

「すごく関心・興味がある」・・・136件
「関心・興味がある」・・・296件

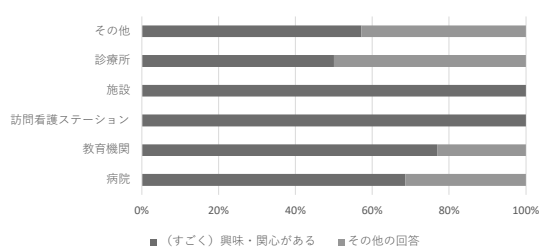
「家族看護」 所在地別



「家族看護」 立場別



「家族看護」 所属施設別



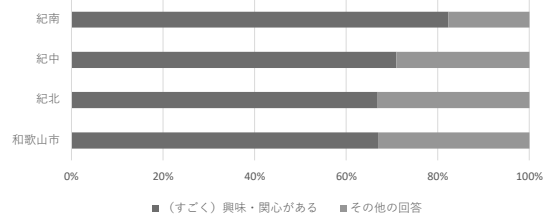
「家族看護」に関する自由記載欄

立場	記載内容
スタッフナース	家族との関わりかた
その他	家族看護・臨床判断

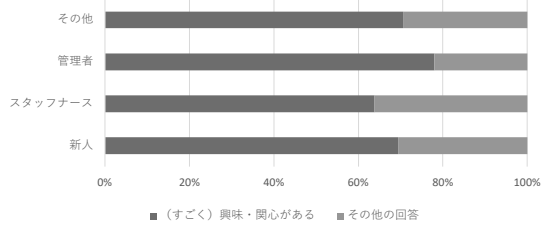
4 位 災害看護

「すごく関心・興味がある」・・・130件
「関心・興味がある」・・・299件

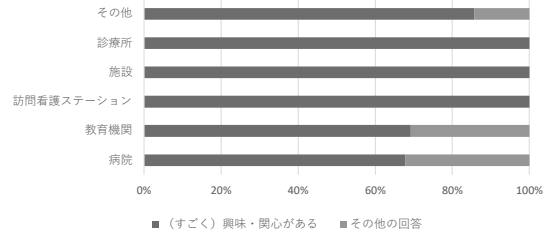
「災害看護」 所在地別



「災害看護」 立場別



「災害看護」 所属施設別



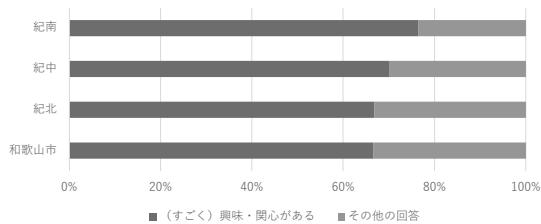
「災害看護」に関する自由記載欄

立場	記載内容
スタッフナース	感染、災害看護
	"災害でできる応急処置、止血方法、固定方法、重症者の移動手段など"
	災害と感染が最も気になる
	災害はいつ起こるかわからないため、定期的に学びたい
	災害看護
管理者	災害看護したいです
	マニュアル作成に向けての基礎知識
	今学びたいのは、災害と人材育成です

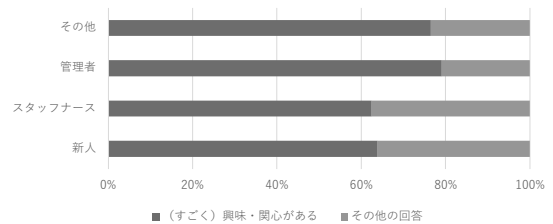
5 位 メンタルヘルス

「すごく関心・興味がある」・・・150件
「関心・興味がある」・・・275件

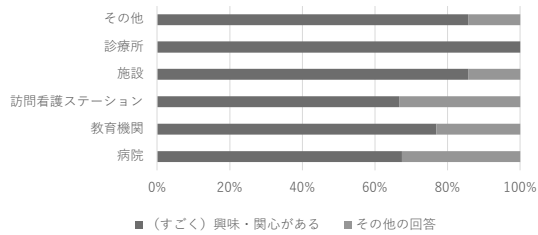
「メンタルヘルス」 所在地別



「メンタルヘルス」 立場別



「メンタルヘルス」 所属施設別



「メンタルヘルス」に関する自由記載欄

立場	記載内容
スタッフ	ストレスに耐えうる精神について。
ナース	メンタルヘルス
管理者	スタッフのメンタルケアにおける管理者としての心得
	セルフマネジメント
	メンタルセルフケア
	メンタルで長期休暇になるケースが増えてきている。またコミュニケーションが上手く取れない人や接遇ができておらず苦情に繋がるケースも多いため。
	メンタルヘルスに関しての看護管理とシステムづくり
	対人関係のトラブルについて

結果：希望する「看護分野」「診療科」「疾病」

似ている内容の回答は統制しまとめて集計した

新人：希望する「看護分野」「診療科」「疾病」 (n=29)

回答件数	割合 (/29) (%)	記載内容
8件	28%	小児
6件	21%	認知症
3件	10%	精神
2件	7%	救急
1件	3%	クリティカル、血液、呼吸器、耳鼻咽喉、循環器、消化器、糖尿病、透析、脳神経、その他

スタッフナース：希望する「看護分野」「診療科」「疾病」 (n=196)

回答件数	割合 (/196) (%)	記載内容
26件	13%	循環器
15件	8%	救急
13件	7%	小児
11件	6%	がん
10件	5%	その他
8件	4%	入退院支援、認知症、脳神経
7件	4%	終末期、精神、糖尿病
6件	3%	外来
5件	3%	手術、地域、母性
4件	2%	フットケア、栄養、感染、呼吸器、災害、周術期
3件	2%	コミュニケーション、リハビリ、教育、泌尿器、皮膚・排泄
2件	1%	血液、在宅、消化器、老年
1件	1%	医療安全、家族、耳鼻咽喉、整形、透析、内科、婦人科、麻酔

管理者：希望する「看護分野」「診療科」「疾病」 (n=146)

回答件数	割合 (/146) (%)	記載内容
20件	14%	循環器
14件	10%	管理
12件	12%	小児、認知症
8件	5%	がん、その他
6件	4%	感染、救急
5件	3%	終末期
4件	3%	外来、災害
3件	2%	ACP、クリティカル、医療安全、在宅、腎臓、整形、地域、糖尿病
2件	1%	リハビリ、呼吸器、手術、精神、脳神経、皮膚・排泄、倫理、老年
1件	1%	外科、教育、血液、研究、周術期、内科、泌尿器

その他：希望する「看護分野」「診療科」「疾病」 (n=7)

回答件数	割合 (/7) (%)	記載内容
3件	43%	教育
2件	29%	母性
1件	14%	小児、倫理

結果：和歌山県看護協会教育委員会に求める支援、 教育委員会に対する要望

「WEB研修等に関連する内容」

和歌山市：WEB研修等に関連する要望

記載内容
WEB研修を増やし、有名な講師の研修を、開催してほしい
ホームページなどでも良いので、医療、看護に関する現状や話題などの情報を得やすい環境をつくってほしい
研修の後日配信
研修会の詳細な内容の情報公開
講義資料のデータ化
資料などをダウンロード出来れば有り難い
WEB研修の機会が増えて参加しやすい
Web研修にして欲しい
オンデマンド研修開催
オンラインでの研修を増やしてほしい
"オンライン研修は実益性がある有り難いです。学会のようにかんばん、聴講できる一定期間を作ってください、是非とも。会員になって学びたいけど、時間の都合がとれない人は、地域では一杯います。"

和歌山市：WEB研修等に関連する要望

記載内容
"グループワークなどを通して他院の看護師との交流を増やして欲しいです"
"今期はコロナ禍でなかなか看護協会研修には参加ができませんでしたがeラーニングを導入しスタッフの研修を行っています。ただ、eラーニングはあくまでも個人学習に特化したものだと思います。同じ悩みや目的をもって研修を受ける人も多いと思いますので集合して皆で意見交換などできる研修を増やしていただくと有り難いと考えています。感染の危険性を考えながら研修体制整備をして頂き本当に有り難いと思っています。私は看護師として、まず自身が感染を理解し対策をうまくすればある程度の研修参加に関しては自己責任の範囲で難しくないのではとも思っています。"

紀北：WEB研修等に関連する要望

記載内容
"現場での活用実践報告など、各施設で研修後に上手く活用した事例などをホームページなどで紹介してもらえると、参考になります。"
参加しやすい環境を各病院に働きかけて欲しい
"webと対面研修のハイブリッドを希望webは自宅視聴を希望"
"WEBを活用し、個人で研修が申し込みできるようにあればありがたいです"
web研修を増やしてください
web研修参加ができるようなったのでありがたいです。
zoom研修と感謝費の無料化
オンライン研修など自宅で好きな時間に勉強できるシステム作り
テーマに特化した現場の見学会開催など
"興味があるものが個人的に送られてくると嬉しいです。申込みは施設を介してでいいです。"
研修センターで行われている研修を、zoomで配信して頂ければ、勤務先や、自宅で、研修を受けられるのは、素晴らしい。せっかく、良い講師の先生が、きてくれるので、いけないのは、残念。受講料を払ってもらくと、協会の収益にもなるのでは。
対面式の研修会をまた復活していただきたいです。

紀中：WEB研修等に関連する要望

記載内容
"zoomは移動がなくて身体が休まるので、今後も継続して取り入れてほしい"
zoom研修を増やしてほしい
オンライン研修の機会を増やして欲しい。
移動を減らすためにオンラインを積極的に取り入れてほしい
"集合研修をより深めるための講師が紹介した参考書籍の案内がホームページにあると嬉しい。研修に行けなくても読んで見るかも。"
"内容などが分かり辛い場合、メールで教えてもらえる制度があればいいです。"
web研修を増やしてほしい
オンライン研修の拡充、研修センターへのアクセス方法を検討してほしい(車以外では困難なため)
オンライン研修の機会を増やして欲しい。
オンライン研修や、オンデマンド研修を増やして頂きたい。
オンライン研修を増やしてほしい
グループワークはほぼほかにしてほしい

紀南：WEB研修等に関連する要望

記載内容
web開催を希望します。
紀南地区になるため、田辺での開催が増えるありがたい
紀南地区のため、たなべの開催が増えると研修に行きやすい
休みが取れないので、パソコンで受講できるようにして欲しい。また、修了した研修テーマをいつでもパソコンで見れるようにして欲しい。
リモート研修を増やして欲しい。外来看護、検査などの研修をして欲しい。
研修センターでの参加ではなくWEB研修を増やしてほしいです
"講義形式ならオンライン研修にしてほしいその分受講費用を少し安くしてもらいたい"

結果：その他の和歌山県看護協会教育委員会に求める支援

その他の和歌山県看護協会教育委員会に求める支援

- ・"1回限りの研修ではなく、継続した研修であり、また誰もが参加できるようにシリーズ化してはどうかと思います。"
- ・"アンケートの検討、研修を受けたその時が一番モチベーションが高いと思います。何かしらの考えをもとめる時間、用紙の検討をして、受身とならない研修となれば良いと思います。"
- ・"アンケート結果を研修生または、参加施設代表者に送信を希望します。様々な施設のニーズに対応するのは、大変な苦労だと思います。感染状況次第ですが、集合研修で情報交換をできる機会が増えるありがたいです。"
- ・"コロナ禍でかなり看護師の精神状況が不安定になっておりそれに関する学習"
- ・"それぞれの専門分野の相互理解、尊重し合う中で必要で適切な連携のために、それぞれの看護分野で実践している立場だけではなく、看護職として共通した土壌を養成するために必要な研修を希望いたします。専門性は大切ですが、それぞれの分野からの視点だけでは、議論が平行線になることが多いように感じています。小さな規模の自治体ですので、回読できるとよりよい看護の実践につながっていくのではないのでしょうか。"
- ・フォローアップ研修
- ・"ホームページなどでも良いので、医療、看護に関する現状や話題などの情報を得やすい環境をつくってほしい"
- ・課題を与える
- ・各臨床の問題点を考える研修

- ・協会費を安くできませんか
- ・"研修センター以外でのどのような内容の研修に参加しているのか調査してニーズを調べてもいいのではないしょうか"
- ・"現場での活用実践報告など、各施設で研修後に上手く活用した事例などをホームページなどで紹介してもらえると、参考になります。"
- ・"施設により、違い点も多いので、講習内容を幅広くした方がよいのでは！"
- ・自施設により即したもの
- ・"自部署に持ち帰り実践につなげられるような内容で支援していただければと思います"
- ・"受講するだけでなく、実践したこと鍋谷対するフィードバックを受けられるような研修支援"
- ・受講後の実践をサポートする体制
- ・集合研修後に他の病院の見学研修を行えるような体制。
- ・情報紙などの発行
- ・全てのスライドをカラーコピーで印刷してほしい
- ・"知識習得や技術練習の場の提供、看護研究時の参考文献や論文検索の場、就職や転職情報"

- "中小規模病院で活かされる内容、設備や備品などは、かなりハードルが高いなどあり、地域の施設でも応用できる、かけ離れてない内容を望む。"
- 著名な講師(看護師ではなくても)を呼んでほしい
- "同じテーマでも、レベルを分けて欲しい。今年レベル1を受けたので、来年は、レベル2を受ける、といったような感じです。"
- "内容を基礎的なものと応用的なものに分けて開催して頂けたらありがたいです。"
- 認定を受けるときに考慮して頂ける
- 訪問看護の体験をしたい。
- 臨床推論とフィジカルアセスメント
- 労働環境改善を切に願います。
- 労務基準などか知りたい
- "和歌山県が委託する研修会をよりいっそう増加していただければありがたいです。"

結果：その他の教育委員会に対する要望

その他の教育委員会や研修に対する要望内容

- サードレベル研修開催
- "その時その時の、タイムリーな項目について、必要とされる看護、支援についての学習ができればと思います。"
- テーマに特化した現場の見学会開催など
- なんかスタッフの方が優しくない。
- "感染対策をきちんとしてくださっているので、安心して研修を受けることができました。駐車場があるので研修受講しやすくなりました。"
- 看護管理に関する研修を増やして欲しい
- 看護教員免許の取得や認定、専門、特定看護師をスキルアップ・資格取得を目指しやすいような環境を整えていただきたい。又安心して日々働けるように保険制度を整え守ってほしい。
- 看護師の負担軽減ができるような取り組みをお願いします。
- 休日にスタッフも参加できる研修を増やして欲しいです。
- 教員の認定過程を再開してほしい。

- "研修をうけるのは個人の努力義務であるので、真面目に研修を受ける人ほど休みとお金を払ってますが給与にも反映されないとなると、研修受けて一定レベル以上の看護を実践するというのも難しいと思います。個人のやる気ばかり注視せずにシステムとして還元できるよう国や施設に働きかけてもらいたいです"
- "研修内容のマンネリ化を防ぎ、常に新しいものを企画してもらいたいです。"
- 研修費用がもう少し安ければ良いと思います
- 最新の知見を講義してください
- 参加費が高いので安くして下さい
- "資格が取れるような研修をしてほしい。毎回同じような研修ばかりで行きたいと思う研修がない。研修も大事だと思いますが、コロナ禍で働いている看護師のメンタルケアができるような働きかけや、看護協会から和歌山の看護師に慰労金を支給してもいいと思います。せめて、コロナ禍の間は、研修などせず、和歌山で勤務している看護師に何か支援をお願いします。協会員から支払われてる協会費を生きた使い方をしてください。"
- "集合研修は、地域の看護職が情報交換できる貴重な機会でもありますので、継続いただきたいです。"
- "生涯働けるうちは、働く場所をさがすヒントは、ないですかね～～～"
- 摂食・嚥下の認定が取れるようにしてもらいたい
- 他の専門職職能団体との交流
- 退院支援
- 土曜の研修はスタッフが少ないので参加出来ないことが多く、平日にある方が有り難いです。

2. 医療安全研修に関するアンケート調査

和歌山県看護協会

医療安全研修の実施内容に関して、無作為に抽出した91施設の管理職を含む全看護師にアンケートを実施し、811件の回答を得た。以下にアンケート調査結果をまとめる。

1. 質問内容

1. あなたの看護師経験年数

- 1) 10年未満
- 2) 10～20年未満
- 3) 20年以上
- 4) 管理職（主任以上）

2. 医療安全研修で参加してみたいテーマを以下から選択してください。（3つまで選択可）

- 1) 医療安全の基礎・ヒューマンエラー
- 2) KYT(危険予知トレーニング)研修
- 3) 5S活動
- 4) チームSTEPPS/コミュニケーション
- 5) 医療安全に必要なリーダーシップ
- 6) 医療事故分析方法(RCA/SHELL等)
- 7) 医療安全に関わる法律と記録(医療訴訟事例等)
- 8) ポジティブインシデント
- 9) 医療メディエーション
- 10) チームで協働する医療安全
- 11) レジリエンス・エンジニアリング(成功体験から学ぶ)
- 12) 確認・見落としを防ぐために
- 13) 医療安全に繋がる接遇
- 14) 医療安全文化の醸成・安全な組織への改革
- 15) リスクアセスメント/リスク感性を育てる
- 16) 患者参加型医療安全
- 17) 医療安全でつなぐ地域連携
- 18) 高齢化社会における安全管理(転倒転落・在宅介護における医療安全など)

2, 回答結果

1, あなたの看護師経験年数

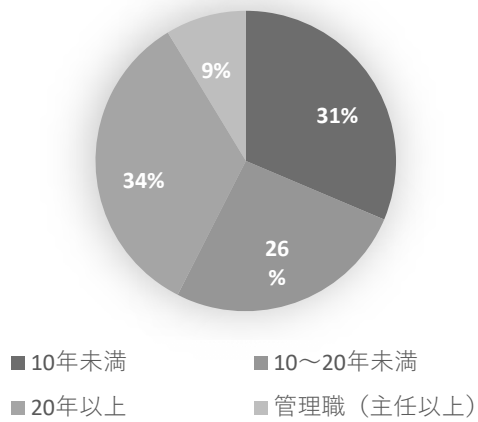
1) 10年未満	204
2) 10～20年未満	184
3) 20年以上	147
4) 管理職（主任以上）	276

2, 医療安全研修で参加してみたいテーマを以下から選択してください。（3つまで選択可）

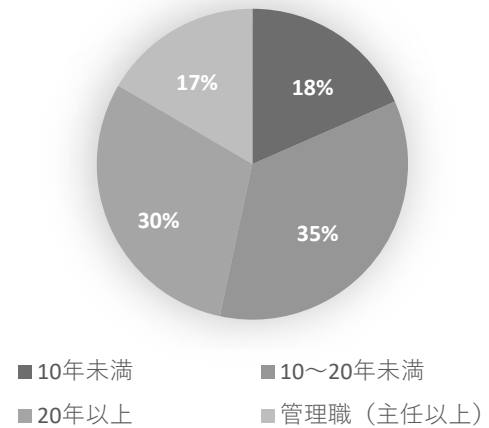
	回答数	10年未満	10～20年未満	20年以上	管理職（主任以上）
1) 医療安全の基礎・ヒューマンエラー	207	65	54	70	18
2) KYT(危険予知トレーニング)研修	163	30	57	49	27
3) 5S活動	87	21	23	21	22
4) チームSTEPPS/コミュニケーション	126	17	31	32	46
5) 医療安全に必要なリーダーシップ	219	45	50	50	74
6) 医療事故分析方法(RCA/SHELL等)	104	11	22	19	52
7) 医療安全に関わる法律と記録(医療訴訟事例等)	106	18	20	20	48
8) ポジティブインシデント	125	26	23	37	39
9) 医療メデイエーション	37	4	10	4	19
10) チームで協働する医療安全	156	37	34	44	41
11) レジリエンス・エンジニアリング(成功体験から学ぶ)	90	14	43	13	20
12) 確認・見落としを防ぐために	297	85	59	99	54
13) 医療安全に繋がる接遇	145	38	20	52	35
14) 医療安全文化の醸成・安全な組織への改革	57	6	8	8	35
15) リスクアセスメント/リスク感性を育てる	152	26	22	28	76
16) 患者参加型医療安全	93	20	38	12	23
17) 医療安全でつなぐ地域連携	101	39	23	20	19
18) 高齢化社会における安全管理 (転倒転落・在宅介護における医療安全など)	178	47	38	54	39

医療安全研修に関するアンケート結果（テーマ別）

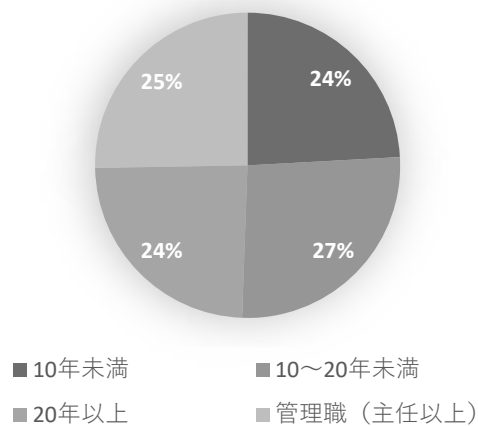
医療安全の基礎、ヒューマンエラー



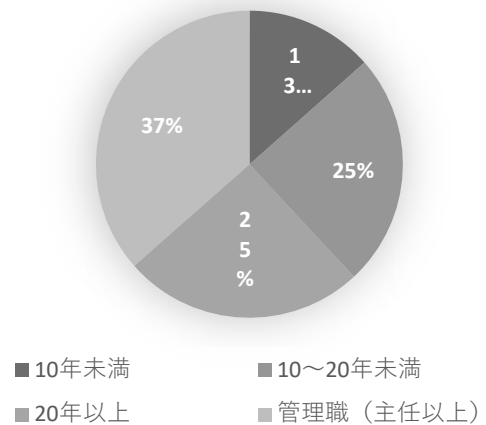
KYT（危険予知トレーニング）研修



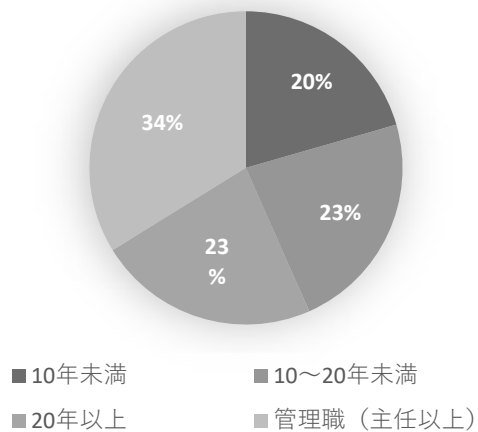
5S活動



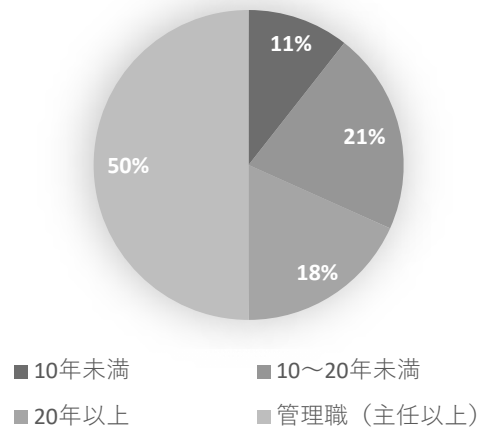
チームSTEPPS / コミュニケーション



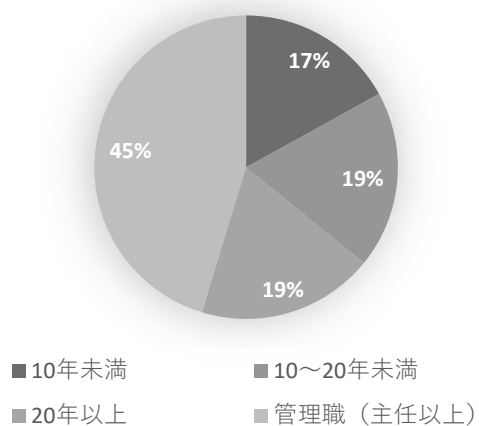
医療安全に必要なリーダーシップ



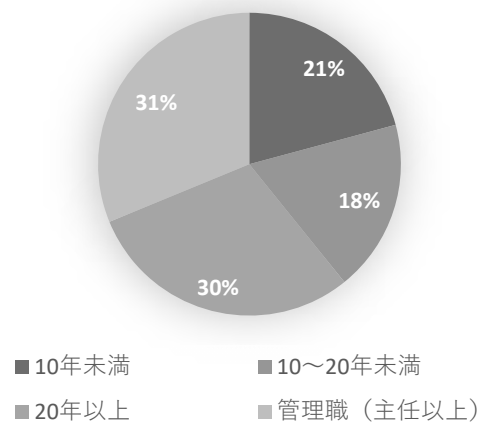
医療事故分析方法（RCA / SHELL 等）



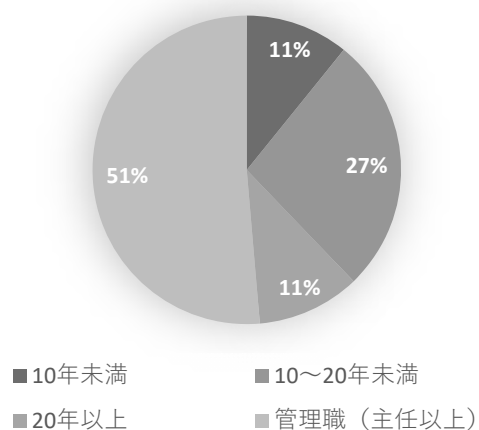
医療安全に関わる法律と記録



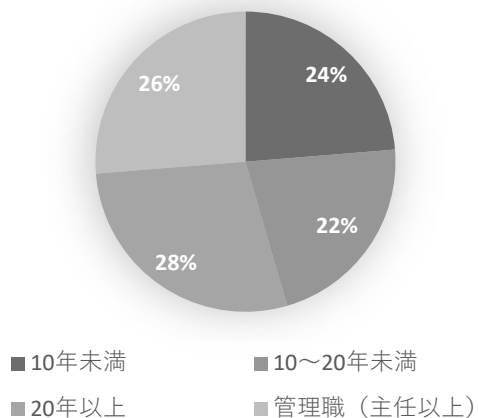
ポジティブインシデント



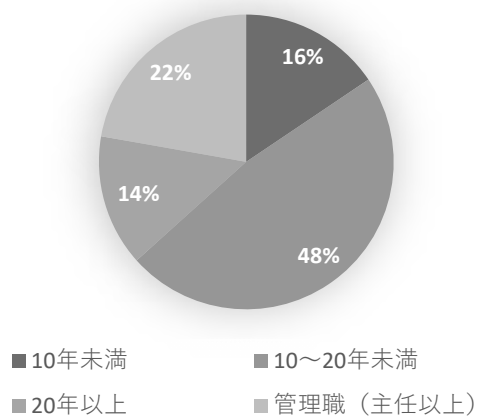
医療メディエーション



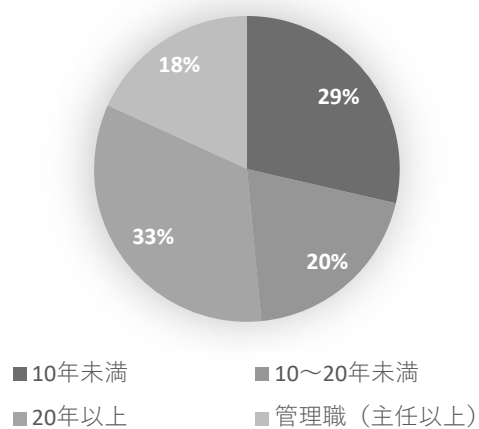
チームで協働する医療安全



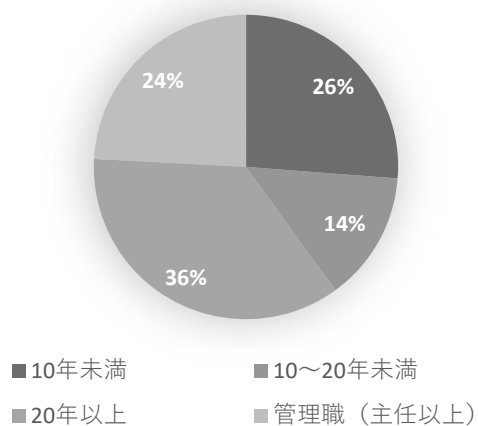
レジリエンス・エンジニアリング



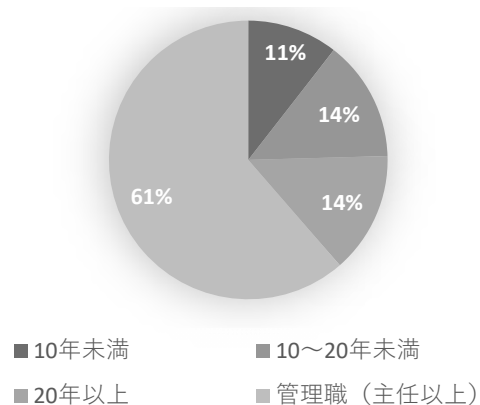
確認・見落としを防ぐために



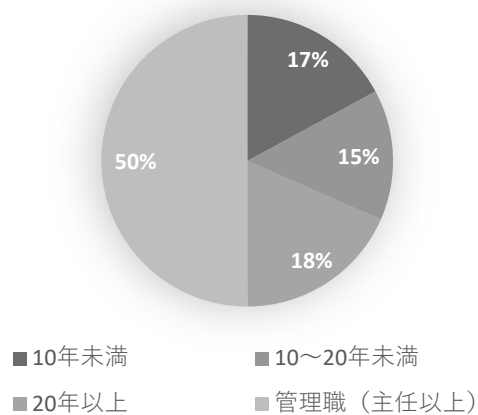
医療安全に繋がる接遇



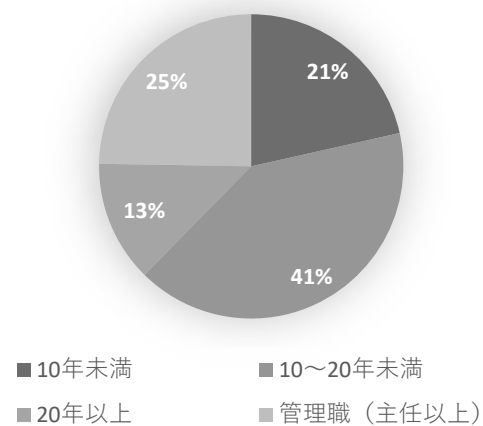
医療安全文化の醸成・安全な組織への改革



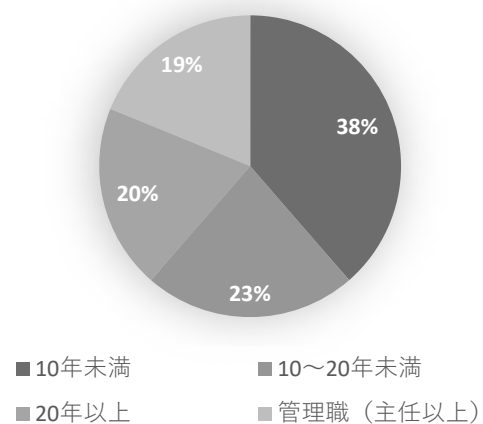
リスクアセスメント/感性を育てる



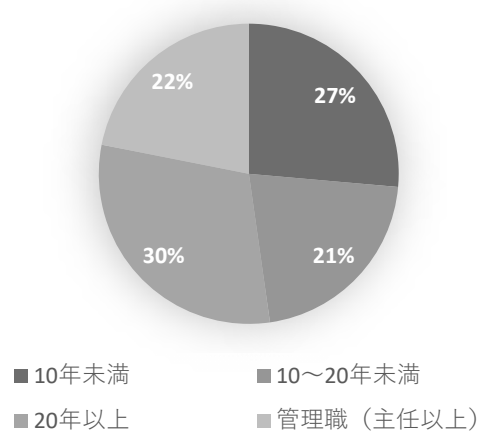
患者参加型医療安全



医療安全でつなぐ地域連携

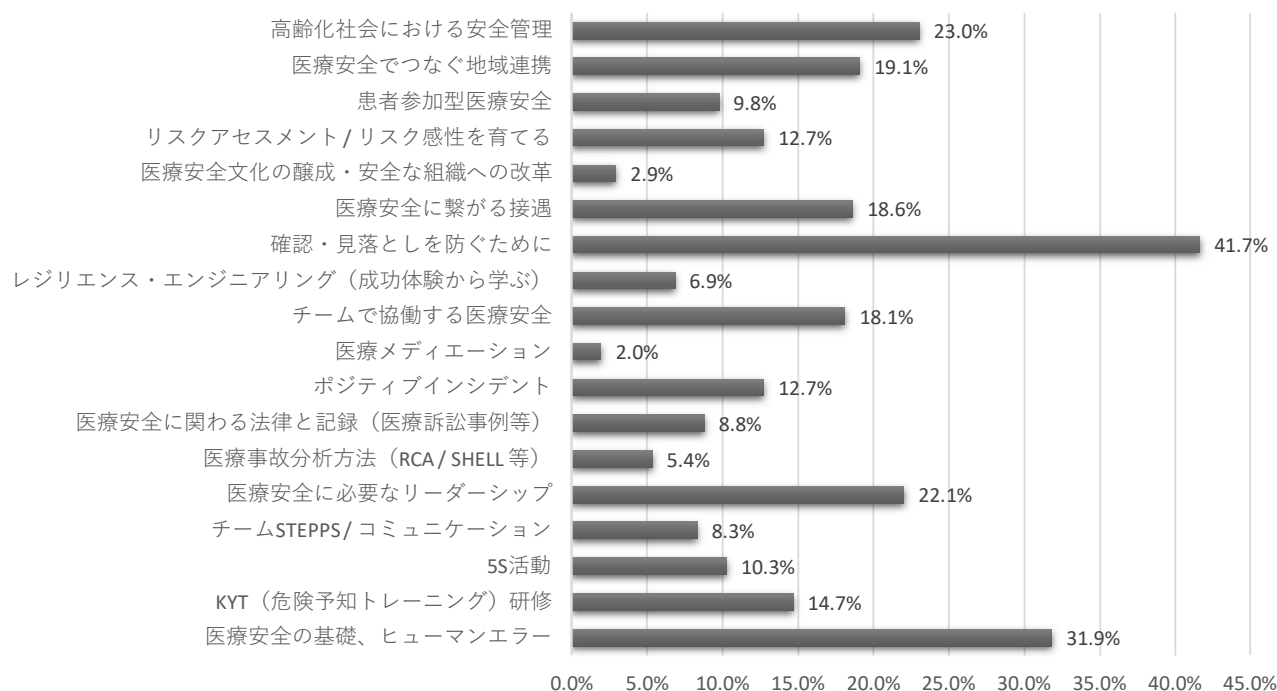


高齢化社会における安全管理

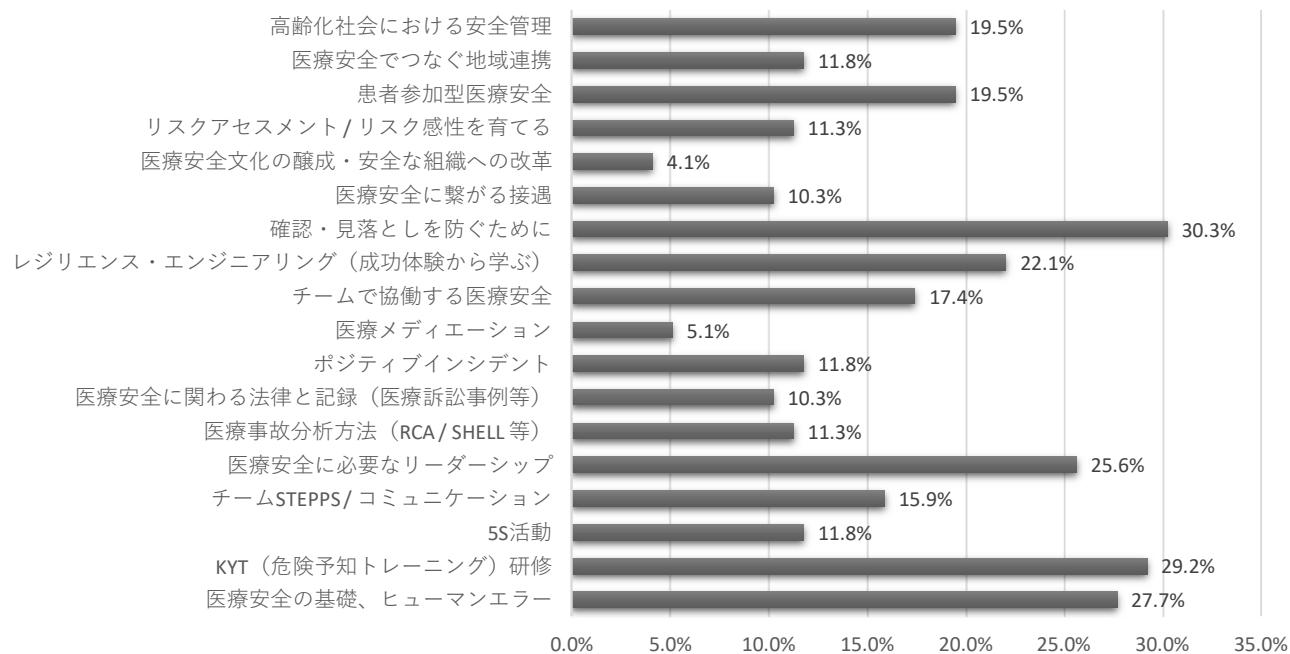


医療安全研修に関するアンケート結果（経験別）

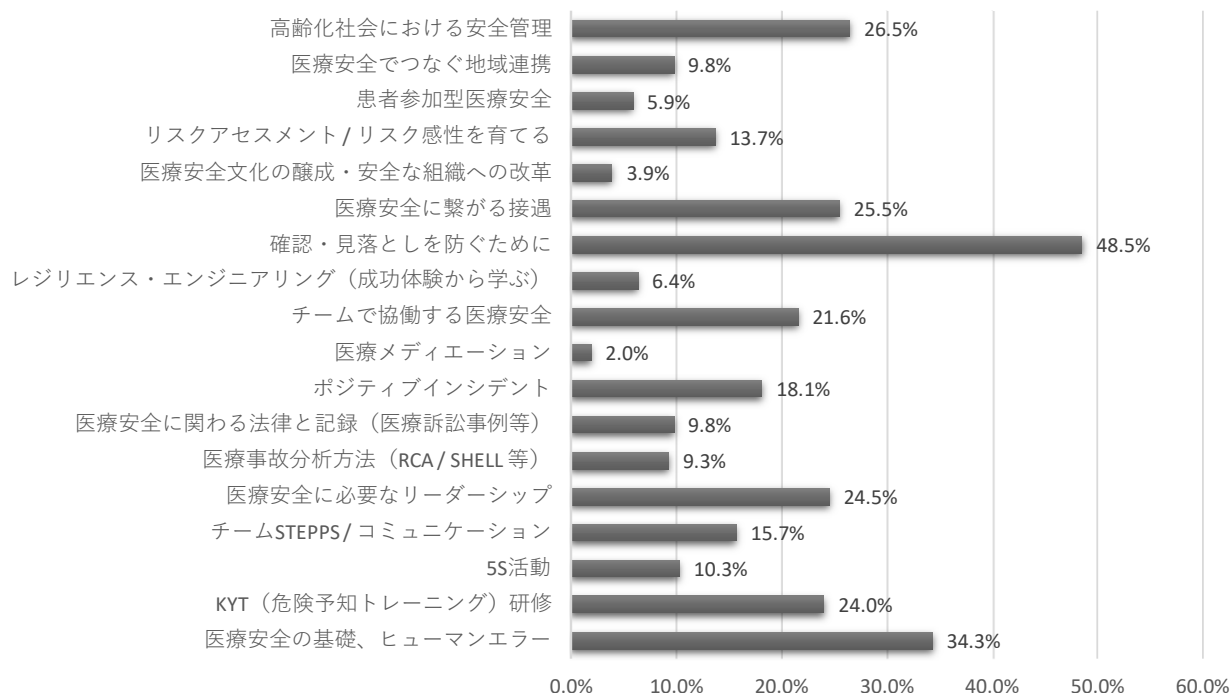
看護師経験年数10年未満...回答者数204名(複数回答)



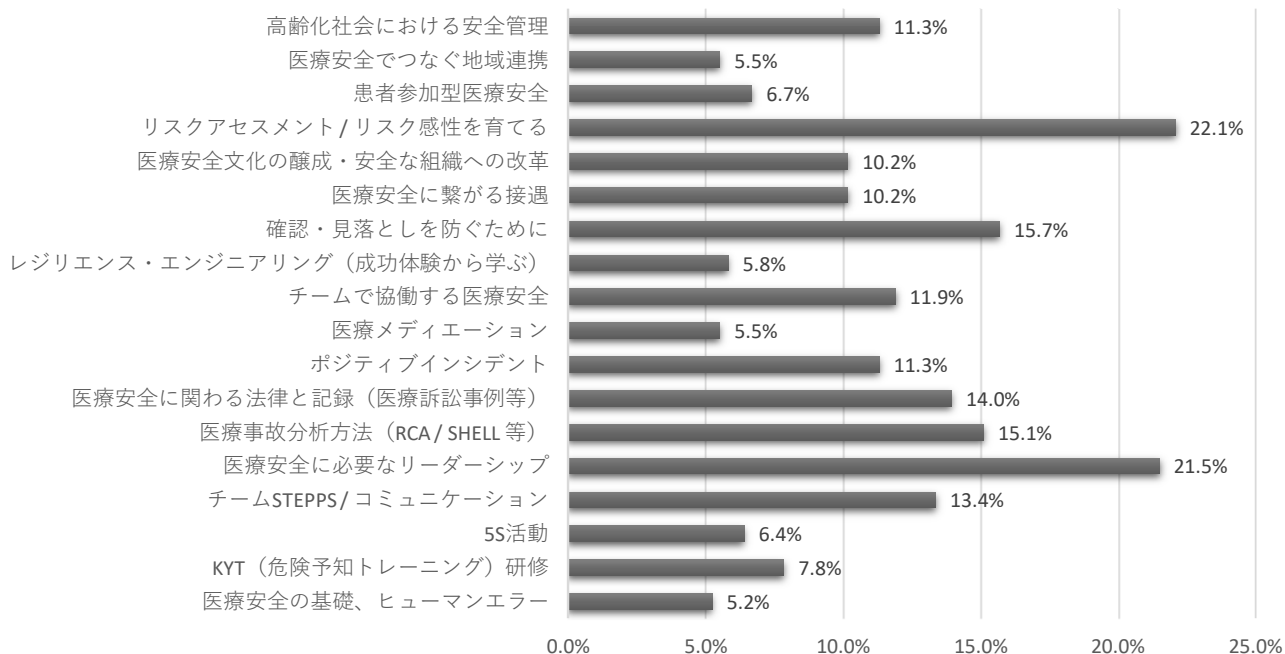
看護師経験年数10～20年未満...回答者数147名(複数回答)



看護師経験年数20年以上...回答者数184名(複数回答)



管理職（主任以上）...回答者数344名(複数回答)



3, 総括

今回、医療安全研修のアンケートをMicrosoftFormsにて実施し、811件の回答を頂いた。回答者の内訳も、職歴10年未満から管理職（主任以上）まで平均的に分布（各カテゴリー約200人前後）しており、職歴による偏りのない、平均した回答が得られたと考えられる。

次に、回答者の方々が今後受講したいと考えている内容に関して詳細は別紙の通りであるが、各職歴層全てにおいて「確認・見落としを防ぐために」が最も多く、次いで最も多かったのは「医療安全に必要なリーダーシップ」であった。「確認・見落としを防ぐために」では、管理職を除く全カテゴリーで最も多かったことから、実際に業務を行う際にも実施しているにも関わらず受講したいと考えている内容のトップに上がっている。「医療安全に必要なリーダーシップ」については、管理職層からの要望が最も多いことから、自身の職務に関するスキルアップを志向している、若しくは自身の職務に対して不安要素を持っている方が多い事が考察される。

MicrosoftFormではアンケートを行って頂いた方々の回答を集計するところまで全て一括して行ってくれるので、今回のアンケート結果を踏まえて医療安全対策委員会のメンバーと協議し、皆さんが求めている研修内容を令和4年度の研修計画に速やかに反映させる事が可能となった。

Ⅲ 和歌山県看護協会ナースセンターの実績

1. 令和3年度 和歌山県ナースセンター事業実績

ナースセンターとは

1992年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置。中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、都道府県ナースセンターは都道府県の看護協会が都道府県から指定を受けて運営しています。仕事をお探しの看護職と看護職員の雇用をお考えの施設にそれぞれ登録いただき、無料で職業紹介を行っています。

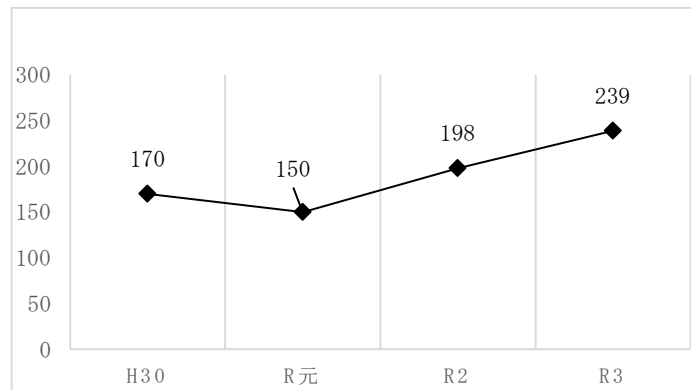
1. 就業促進事業（ナースバンク事業）

令和3年度のナースセンターが支援した就業者は前年より41件多い、239件であった。

1) 求職者の状況

就業者の年度別推移

平成30年度	170名
令和元年度	150名
令和2年度	198名
令和3年度	239名



(1) 施設別雇用形態別就業求職者数

職種	保健師				助産師				看護師				准看護師				合計
雇用形態	無期雇用		有期雇用	臨時雇用	無期雇用		有期雇用	臨時雇用	無期雇用		有期雇用	臨時雇用	無期雇用		有期雇用	臨時雇用	
	正規	正規以外			正規	正規以外			正規	正規以外			正規	正規以外			
病院			3						8	8	7			1			27
医院・診療所									4	3					1		8
介護老人施設等									2	3	1		1	1	1		9
訪問看護ステーション									2								2
県・市役所・保健所等	1		8	2			3				122	28					164
学校・保育園・幼稚園・養成所			1						3		1	7					12
会社・事業所・健診センター	1			2							3	6			1		13
その他	1						1		1	1							4
合計	3	0	12	4	0	0	4	0	20	15	134	41	1	2	3	0	239
職種別合計	19				4				210				6				

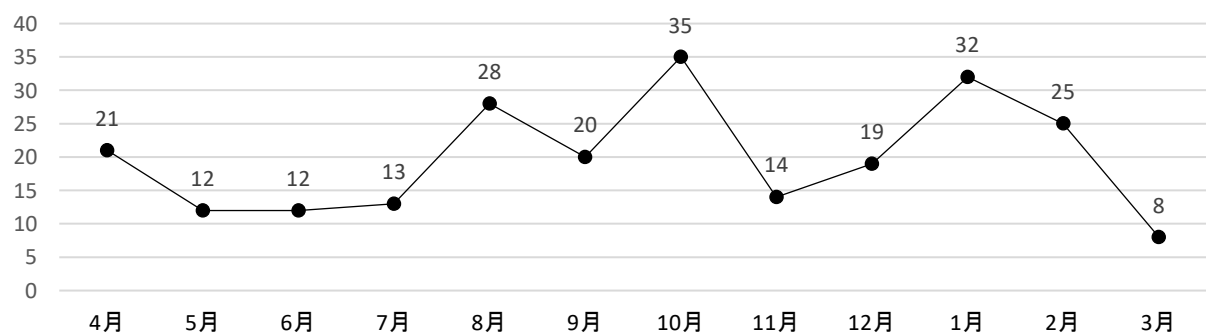
(2) 状況別求職者数

離職後1年以内	227
離職後1年以上	11
未就業	1
合計	239

(3) 月別資格別就業者数

月別の就業者数は10月が最も多かった。

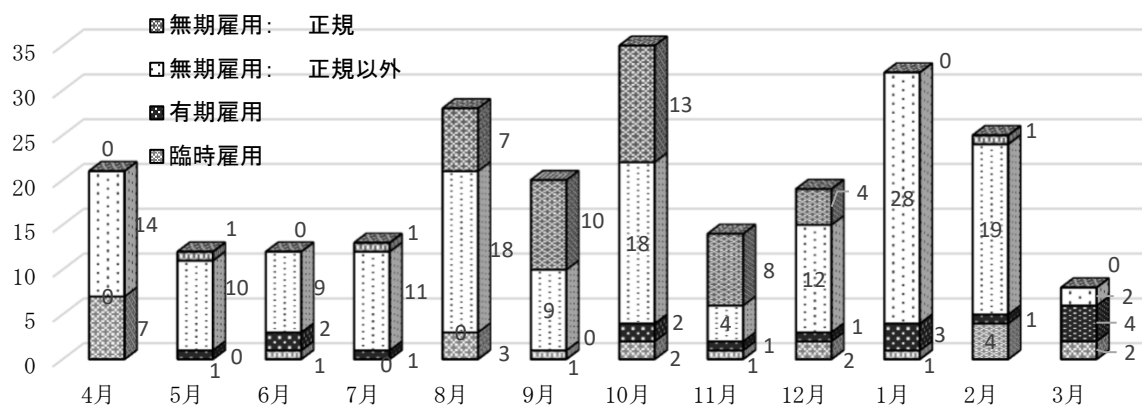
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保健師	7	0	1	1	2	0	5	1	0	0	2	0	19
助産師	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
看護師	13	11	10	12	26	18	29	13	19	31	20	8	210
准看護師	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	6
合計	21	12	12	13	28	20	35	14	19	32	25	8	239



(4) 月別雇用形態別就業者数

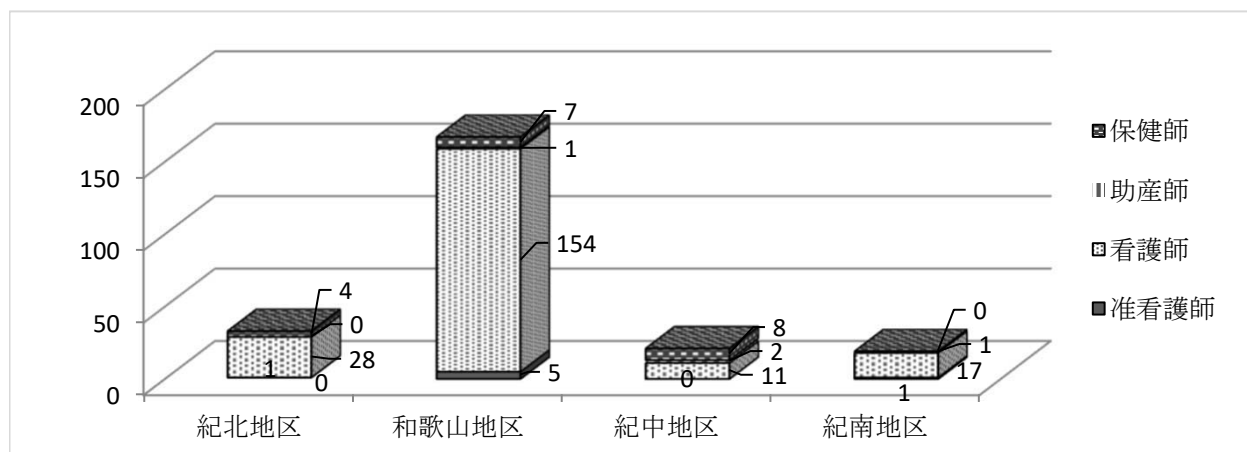
有期雇用が154件で最も多く、ついで、無期雇用の正規職員が24件であった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
無期雇用：正規	7	0	1	0	3	1	2	1	2	1	4	2	24
無期雇用：正規以外	0	1	2	1	0	0	2	1	1	3	1	4	16
有期雇用	14	10	9	11	18	9	18	4	12	28	19	2	154
臨時雇用	0	1	0	1	7	10	13	8	4	0	1	0	45
合計	21	12	12	13	28	20	35	14	19	32	25	8	239



和歌山地区の求職者の就業が最も多く、167件であった。

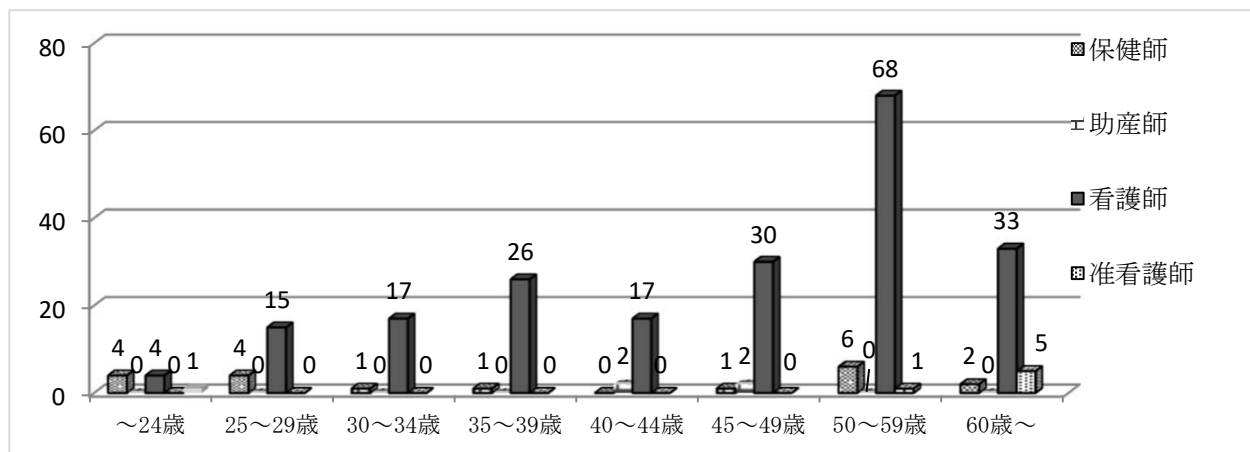
職種別	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
紀北地区	4	0	28	0	32
和歌山地区	7	1	154	5	167
紀中地区	8	2	11	0	21
紀南地区	0	1	17	1	19
合計	19	4	210	6	239



紀北地区（伊都・那賀地区） 和歌山地区（和歌山・海南・海草地区） 紀中地区（有田・日高地区）
紀南地区（田辺・新宮・串本地区）

就業者の年齢層は50～59歳層が最も多かった。

	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
～24歳	4	0	4	0	8
25～29歳	4	0	15	0	19
30～34歳	1	0	17	0	18
35～39歳	1	0	26	0	27
40～44歳	0	2	17	0	19
45～49歳	1	2	30	0	33
50～59歳	6	0	68	1	75
60歳～	2	0	33	5	40
合計	19	4	210	6	239



2. 地域の医療提供体制確保のための看護職派遣調整事業 (新型コロナウイルス感染症関連)

1) 保健所支援業務（県受託事業）

8保健所（橋本・岩出・和歌山市・海南・湯浅・御坊・田辺・新宮）に54名（実数）を看護協会が臨時雇用し派遣。うち、ナースセンターからの紹介は31名（実数）

2) 宿泊療養施設（県受託事業）

ホテルいとう、東横インに看護師派遣 延べ71名（実数28名）

3) ワクチン接種人材確保業務（日看協受託事業）

＊ 就業準備金の申請書の発行 145名

4) 広域人材調整事業（日看協受託事業）

1月15日から2月1日まで沖縄県へ1名派遣

5) ワクチン接種業務に従事する看護職確保

市町村8名、職域接種24名（実数）を紹介

6) PCR検査補助看護職確保

臨時雇用1名紹介

＊ 就業準備金とは、都道府県ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者として登録を行い、eナースセンターに登録、必要なワクチン接種研修を受講し、5月21日以降12月4日までにあらたにワクチン接種業務に従事した場合に、当該潜在看護職等に対して、就業準備金として一人1回限りで3万円を支給する。

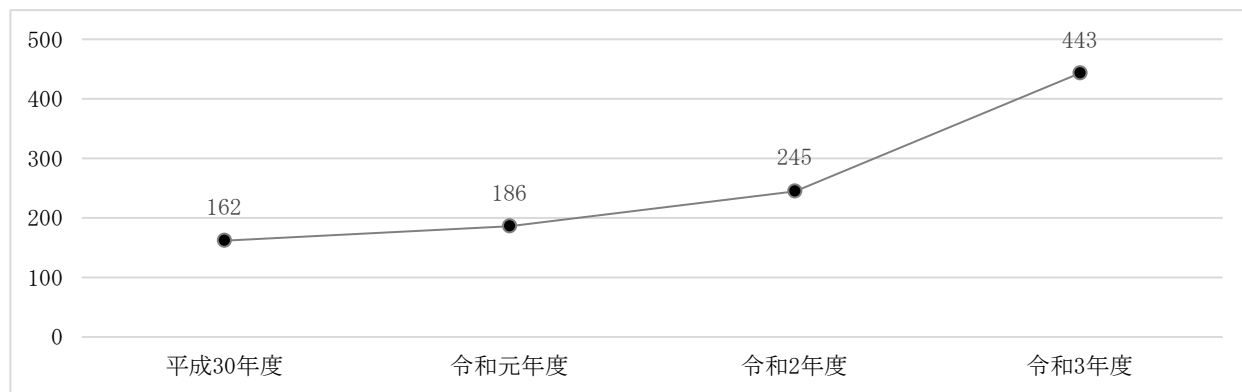
3. 「eナースセンター」登録者の状況

各都道府県ナースセンターで、行っている無料職業紹介をインターネット上に展開したものがeナースセンターです。看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師）、看護職を目指す学生及び看護職を採用する求人施設の方はナースセンターに来所、電話以外にインターネット上で登録、検索、紹介依頼などができます。

(1) 登録者数の年度別推移

新規登録者数は前年度より198件増加し、443 件であった。

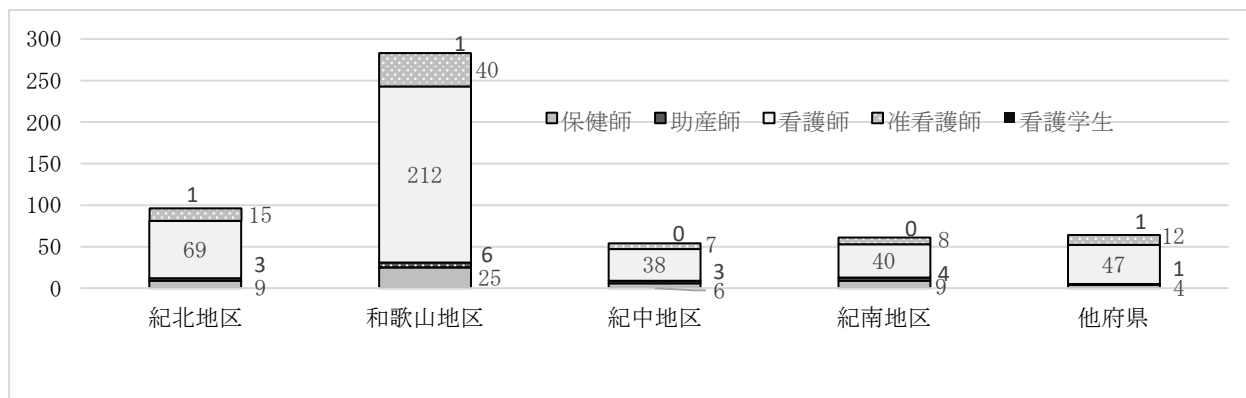
平成30年度	162
令和元年度	186
令和2年度	245
令和3年度	443



(2) 地区別職種別新規登録者数

	保健師	助産師	看護師	准看護師	看護学生	合計	実数
紀北地区	9	3	69	15	1	97	72
和歌山地区	25	6	212	40	1	284	232
紀中地区	6	3	38	7	0	54	43
紀南地区	9	4	40	8	0	61	46
他府県	4	1	47	12	1	65	50
合計	53	17	406	82	3	561	443

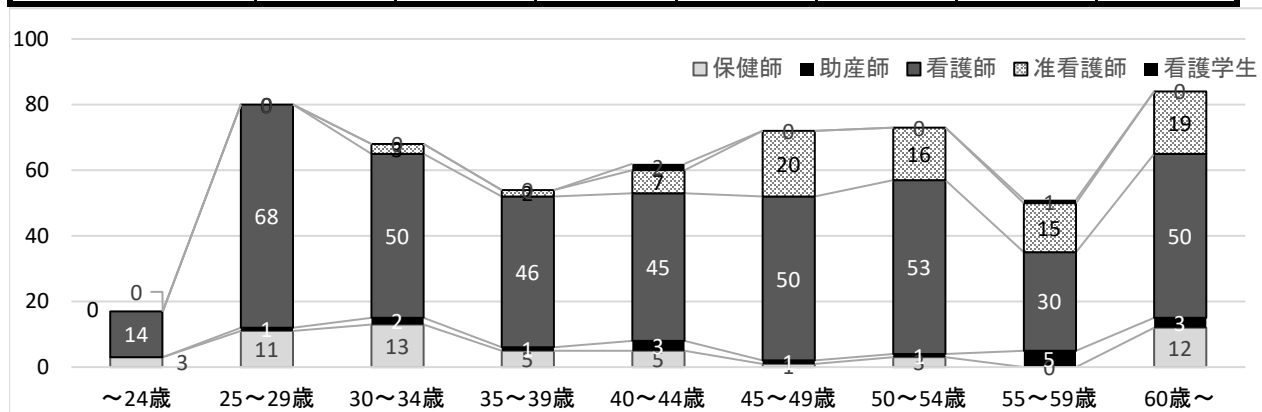
※複数免許所得者は所得免許分計上しているため、合計数は登録者数と一致しない。(以下同様)



(3) 年齢別職種別新規登録者数

新規登録者の年齢層は、25～29歳層が最も多く68件（実数）だった。

	保健師	助産師	看護師	准看護師	看護学生	合計	実数
～24歳	3	0	14	0	0	17	14
25～29歳	11	1	68	0	0	80	68
30～34歳	13	2	50	3	0	68	52
35～39歳	5	1	46	2	0	54	46
40～44歳	5	3	45	7	2	62	51
45～49歳	1	1	50	20	0	72	54
50～54歳	3	1	53	16	0	73	55
55～59歳	0	5	30	15	1	51	38
60歳～	12	3	50	19	0	84	65
合計	53	17	406	82	3	561	443



4. 離職防止対策

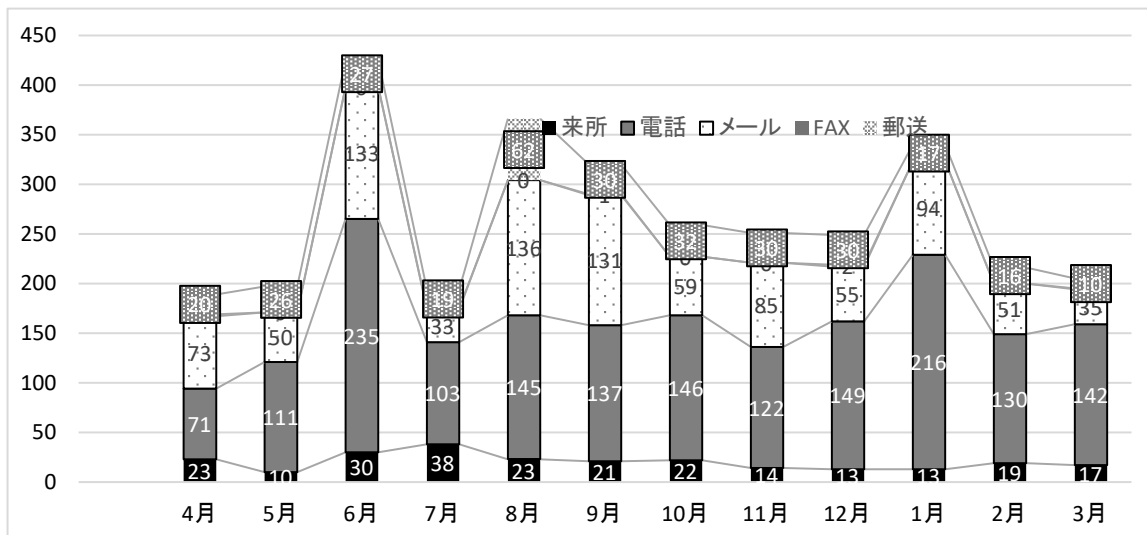
医療機関との連携を強化し、求人情報の把握、就労相談対応により、離職防止に努める。復職支援者へのアフターフォローを実施し、定着を支援する。

1) 求職者の状況

(1) ナースセンターの月別相談件数とその内訳

来所者は前年より103件増加し、243件となった。相談件数は6月が最も多く、ついで8月が多い。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所	23	10	30	38	23	21	22	14	13	13	19	17	243
電話	71	111	235	103	145	137	146	122	149	216	130	142	1,707
メール	73	50	133	33	136	131	59	85	55	94	51	35	935
FAX	2	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	1	7
郵送	20	26	27	19	62	30	32	30	30	17	16	10	319
合計	189	197	425	194	366	320	259	251	249	340	216	205	3,211



(2) 求職者の来所・電話・メール等による地区別職種別件数（属性のわかる人のみ記載）

相談者は和歌山地区の看護師が最も多い。

	保健師		助産師		看護師		准看護師		看護学生		その他		合計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
紀北地区	32	42	4	4	271	346	6	9	0	0	1	1	314	402
和歌山地区	147	187	71	90	1,482	1,838	79	103	2	2	1	1	1,782	2,221
紀中地区	48	83	7	8	162	205	13	16	0	0	0	0	230	312
紀南地区	27	39	33	47	148	189	24	30	0	0	0	0	232	305
他府県	3	4	2	2	80	91	9	12	0	0	0	0	94	109
不明	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2	2
合計	257	355	117	151	2,144	2,670	131	170	2	2	3	3	2,654	3,351

(3) 来所・電話・メール等による年齢別職種別件数（属性のわかる人のみ記載）

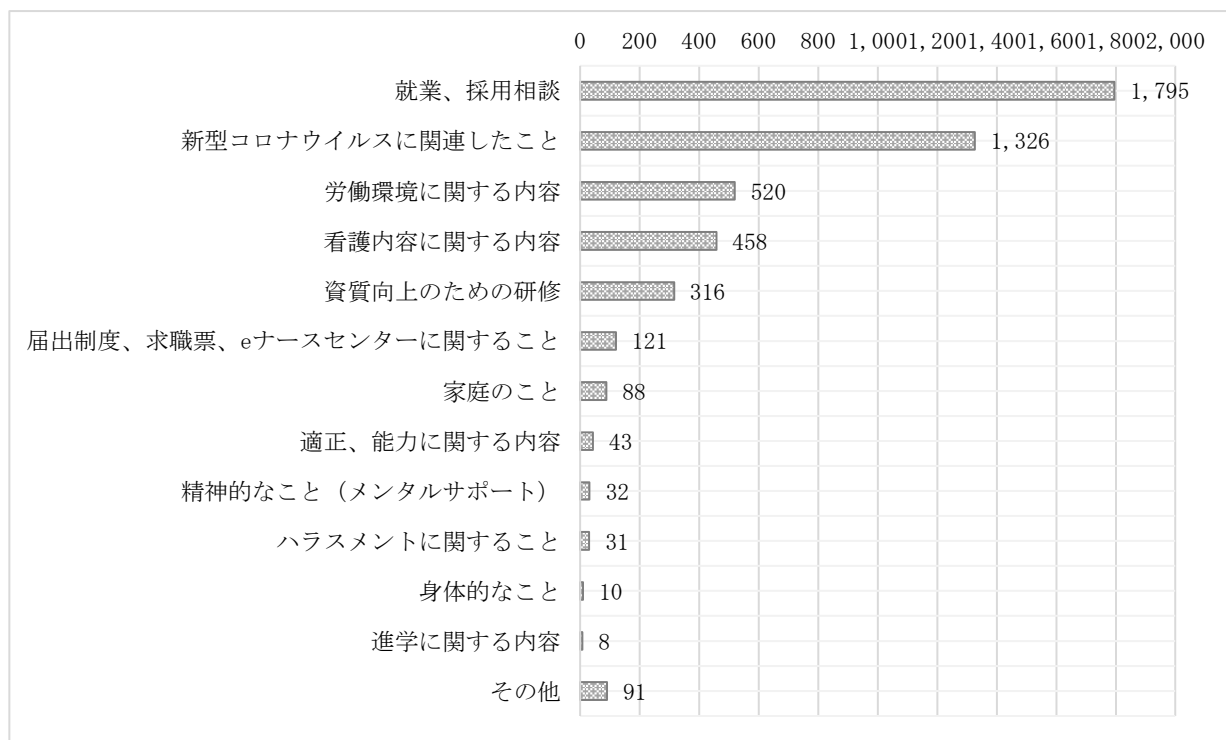
相談者の年齢層は前年と同様、50～59歳の層が最も多く、次いで45～49歳層が多い。

	保健師		助産師		看護師		准看護師		看護学生		その他		合計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
～24歳	32	43	0	0	52	64	0	0	2	2	0	0	86	109
25～29歳	46	84	2	3	186	225	0	0	0	0	0	0	234	312
30～34歳	36	43	13	17	167	204	0	0	0	0	0	0	216	264
35～39歳	24	33	0	0	266	333	5	6	0	0	0	0	295	372
40～44歳	15	20	14	15	251	323	20	22	0	0	0	0	300	380
45～49歳	30	34	26	39	299	366	13	15	0	0	0	0	368	454
50～59歳	28	40	54	69	684	867	50	72	0	0	1	1	817	1,049
60歳～	46	58	8	8	239	288	43	55	0	0	0	0	336	409
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
合計	257	355	117	151	2,144	2,670	131	170	2	2	3	3	2,654	3,351

(4) 来所・電話・メール等の相談内容とその件数（複数回答）

新型コロナウイルス感染症に関連した求人・相談・準備金などの問い合わせが1326件あった。

具体的な内容		件数
①	就業、採用相談	1,795
②	新型コロナウイルスに関連したこと	1,326
③	労働環境に関する内容	520
④	看護内容に関する内容	458
⑤	資質向上のための研修	316
⑥	届出制度、求職票、eナースセンターに関すること	121
⑦	家庭のこと	88
⑧	適正、能力に関する内容	43
⑨	精神的なこと（メンタルサポート）	32
⑩	ハラスメントに関すること	31
⑪	身体的なこと	10
⑫	進学に関する内容	8
⑬	その他	91
合計		4,839



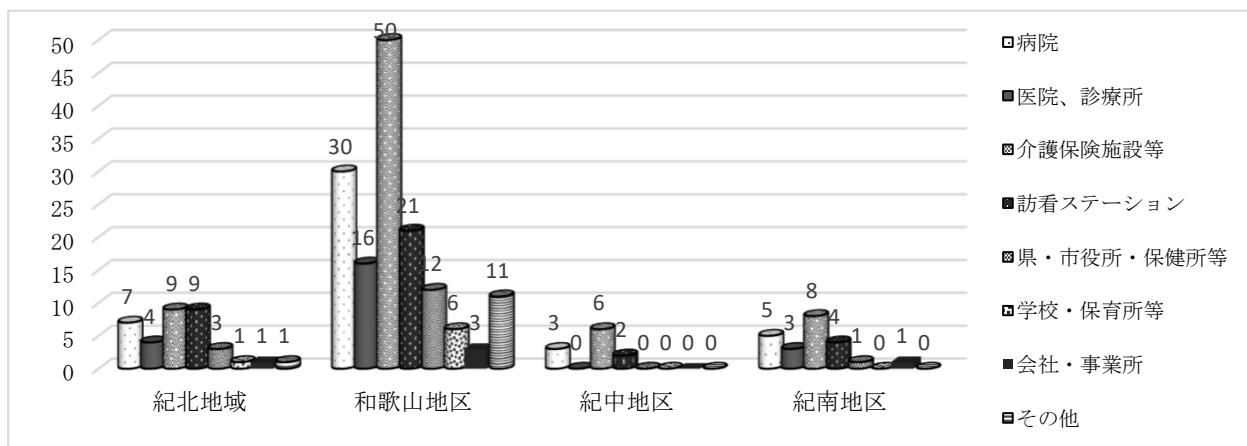
2) 求人施設の状況

(1) 施設別・地区別における求人登録件数

*実数は就業施設数 *延べ数は求人票数

前年と同様、介護保険施設等の登録が多い。

	紀北地区		和歌山地区		紀中地区		紀南地区		合計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
病院	7	9	30	40	3	3	5	6	45	58
医院・診療所	4	4	16	19	0	0	3	3	23	26
介護保険施設等	9	11	50	56	6	9	8	11	73	87
訪問看護ステーション	9	12	21	28	2	3	4	4	36	47
県・市役所・保健所等	3	3	12	18	0	0	1	1	16	22
学校・保育所・養成所・幼稚園等	1	2	6	7	0	0	0	0	7	9
会社・事業所等	1	1	3	4	0	0	1	1	5	6
その他	1	1	11	12	0	0	0	0	12	13
合計	35	43	149	184	11	15	22	26	217	268



(2) ナースセンターへの相談件数と相談方法

求人施設からの相談、ナースセンターから求人施設への連絡などの合計は1265件だった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所数	7	2	3	2	4	6	5	6	8	5	4	12	64
電話数	39	97	44	73	86	91	85	100	88	101	108	122	1034
メール	7	8	8	5	6	6	13	13	7	16	9	13	111
FAX	1	6	5	3	0	3	3	4	6	5	3	8	47
郵送	1	0	0	2	0	2	2	1	0	1	0	0	9
合計	55	113	60	85	96	108	108	124	109	128	124	155	1265

(3) 相談内容の内訳とその件数（複数回答）

求人票、eナースセンター・とどけるんに関する内容の連絡、相談が最も多く1,374件であった。

具体的内容		件数
①	求人票・eナースセンター・とどけるんに関する内容	1,374
②	就業、採用相談	1,326
③	労働環境に関する内容	204
④	継続教育に関する内容	160
⑤	その他	340
合計		3,404

5. ハローワークとの連携

1) ナースのお仕事相談

(1) 実施状況について

ハローワークでの「ナースのお仕事相談」は平成25年7月からハローワーク和歌山で開始されたその後、6ヶ所のハローワークで開催。平成29年度からはハローワーク和歌山とハローワーク田辺の2ヶ所で開催している。

実施場所	実施曜日	実施時間	開始時期
ハローワーク 和歌山	第2・4金曜日/月*	13:30～15:30	平成25年7月より
ハローワーク 田辺	第2・4火曜日/月	13:30～15:30	平成27年1月より

*ハローワーク和歌山は平成25年7月～平成26年8月までは第4金曜日のみ

(2) 月別ハローワーク別来所者数

来所者は2月が最も多かった。

サテライト	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
和歌山	2	3	1	0	0	2	4	3	1	2	3	1	22
田辺	1	0	0	1	3	0	1	2	1	2	4	3	18
合計	3	3	1	1	3	2	5	5	2	4	7	4	40

(3) 来所者数とその内訳

前年度より、13名多い、40名がナースのお仕事相談に来所した。

年度	開催回数	来所者数(求人施設含まず)	就業者(人)	*マッチング率(%)	相談時間分/名	平均年齢(歳)
令和2年度	45	27名(実数25名)	17名 (実数16名)	64	42	44.6
令和3年度	45	40名(実数38名)	20名	52.3	34	40.3

*就業者数/実数×100

2) ナースセンター・ハローワーク連携事業

ハローワークとナースセンターが連携し、看護師等の資格を有する求職者及び看護師等の資格を取得予定である求職者の情報を共有し、きめ細やかな職業相談・職業紹介などの就職支援を実施するとともに、有資格者等を必要としている事業主に対する求人の充足に向けた支援を一体的に実施する。

連携事業の同意者は15人でそのうち、8人が「eナースセンター」に登録した8人のうち、ナースセンターの紹介で1人就業にいたった。

6. 復職支援強化

1) 採血注射技術演習

(1) 月別参加者数

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加者	5	2	35	26	5	8	3	1	0	2	2	2	91

39回開催(田辺市会場2回、看護研修センターで37回)し、看護職91人参加

(2) 演習項目(重複の演習参加者有)

(新型コロナウイルス感染症関連) 就業準備金支給要件となった筋肉注射演習参加者が最も多かった。

項目	採血	静脈注射	筋肉注射	皮下注射
参加者	24	15	77	2

(3) 参加者の職種別年齢層について

50歳以上の看護師の参加が最も多く23人であった。

年齢層	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
25歳未満	1		1		2
25～29歳	1		4		5
30～34歳			9		9
35～39歳	2		21		23
40～44歳	3	1	5	1	10
45～49歳	1		13	2	16
50歳以上	1	1	23	1	26
計	9	2	76	4	91

(4)参加者の経験年数と離職年数について

離職期間が1年未満の看護職の参加が最も多く、36人であった。

離職年数	経験年数						合計
	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15年以上	
1年未満	2	1	2	6	10	15	36
1～3年			2	4	2	6	14
3～5年		1		4	1	1	7
5～10年		2		5		2	9
10～15年			1	1	5	1	8
15年以上		1		3		1	5
未回答		1	1	5	2	3	12
計	2	6	6	28	20	29	91

(5)実施後の参加者の意欲の変化について

できるだけ就業したい、職場復帰できそうだと感じた参加者の割合は、約6割であった。

離職年数	できるだけ早く就業したい	職場復帰できそうだと考えた	変化がなかった	再就業への不安が増した	その他	未回答	合計
1年未満	5	13	3		16	1	38
1～3年	5	6	1		2		14
3～5年	3	3					6
5～10年	1	8			1		10
10～15年	1	4		1	2		8
15年以上	2	2					4
未回答		3			3	6	12
計	17	39	4	1	24	7	92

1年未満の受講者複数回答1名あり

2) 再就業促進研修年1回開催

開催日：令和3年11月9日

目的：「働きやすさ」と「働きがい」を職場づくりの実例を知り、復職を考えるきっかけとする。

内容：看護管理者、復職経験者による講話と講演を実施。

参加者：看護職10名（会場7名、Web視聴3名）

7. 訪問看護推進事業

訪問看護入門研修

目的

訪問看護の実際を体験することで、病気や障害を持った人が住み慣れた地域でその人らしく療

開催日数 2日間

参加人数 12名

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予定していた実習は実施できなかった。

8. 資質の向上

新人看護職員実地指導者研修

目的

2009年の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正による新人看護職員研修の努力義務化を受け、新人看護職員研修を円滑に実施・運営する能力を養う。

開催日数 5日間

参加人数 29名

9. その他

ナースセンターだよりの発行

発行回数	部 数
年4回（4月・7月・10月・1月）99号・100号・101号・102号	1回1000部

2. 令和3年度看護師等の届出制度の実績報告

届出制度とは保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届けていただく制度です。「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月1日に施行されました。

1、年度別届出者

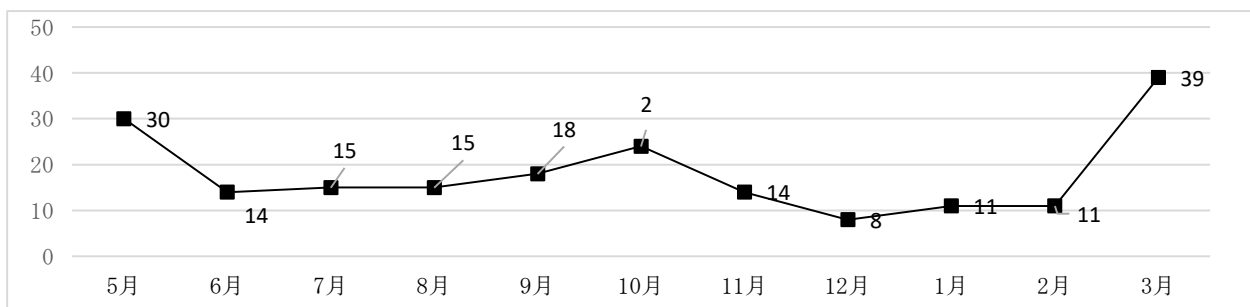
令和3年度の届出数は前年より、25件増加し、233件となった。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	①合計
届出登録者	134	214	154	182	136	208	1028

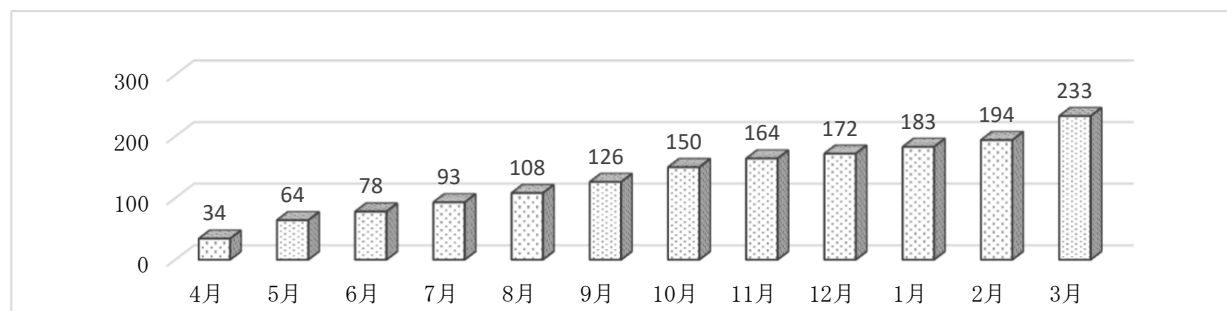
2、月別届出者

3月に多く届け出される。

① 合計	年度	R3年度												②計	①②合計
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1028	人数	34	30	14	15	15	18	24	14	8	11	11	39	233	1261



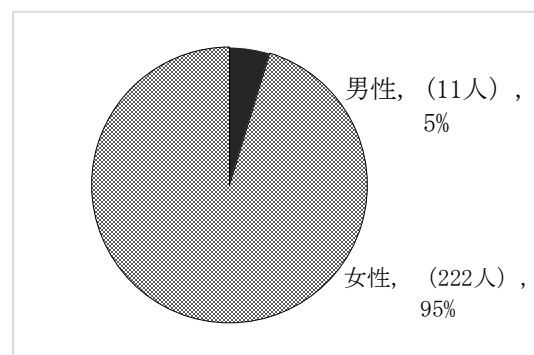
累計届出数



3、男女別登録状況 (n=233)

○届出者の89.9 %が女性であった。

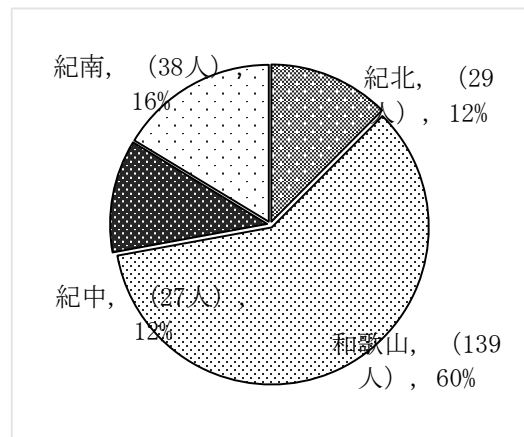
	人数	割合 (%)
男性	11	4.7%
女性	222	95.3%
合計	233	100.0%



4、地区別登録者数 (n=233)

○和歌山地区で139人届け出されている

地区	件数	割合 (%)
紀北	29	12.4%
和歌山	139	59.7%
紀中	27	11.6%
紀南	38	16.3%
合計	233	100.0%

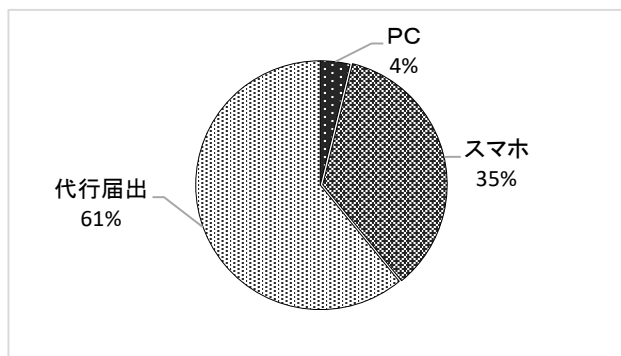


5、年代別届出方法【人数】 (n=233)

方法 年代	PC	スマホ	施設代行 届出	N C 代行 届出	計
20代	2	31	15	21	69
30代	2	28	3	24	57
40代	0	11	6	22	39
50代	4	8	1	24	37
60代	1	4	1	23	29
70代	0	0	0	2	2
計	9	82	26	116	233

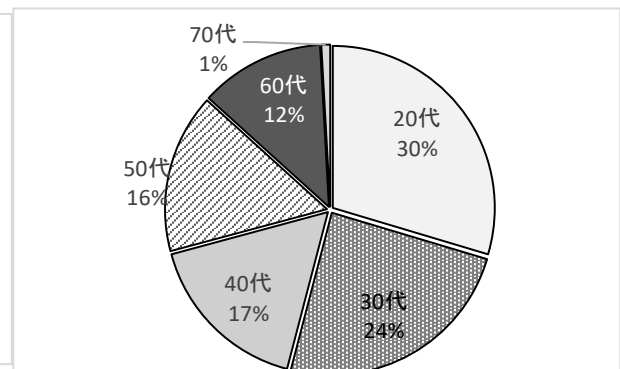
届出方法別割合

代行での届出が最も多くNC代行の方が多い。



年代別割合

20代、30代の登録者が全体の54%を占めている。



6、資格取得別登録状況 (n=233)

保健師免許取得数	30
助産師免許取得数	9
看護師免許取得数	212
准看護師免許取得数	29

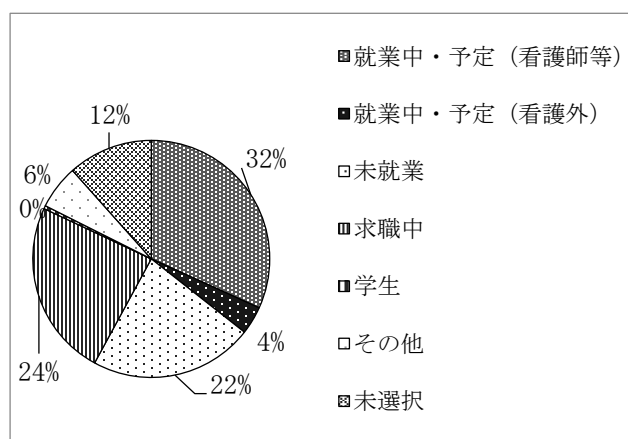
※複数免許取得者は取得免許分計上しているため、合计数は他グラフと一致しない。



7、就業状況（n=233）

就業状況は就業中・予定（看護師等）、次いで求職中が多かった。

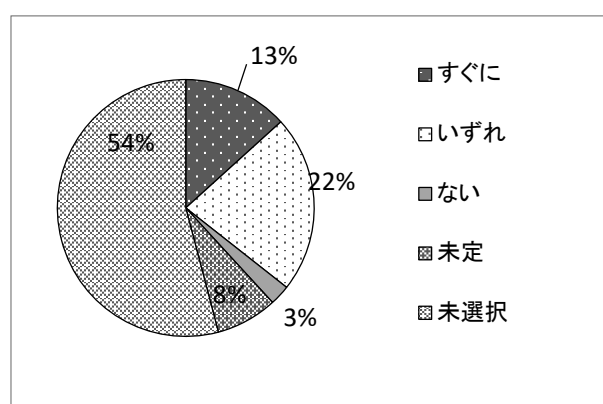
就業状況	人数
就業中・予定（看護師等）	74人
就業中・予定（看護師等以外）	9人
未就業	52人
求職中	56人
学生	1人
その他	14人
未選択	27人
合計	233人



8、復職の意向（n=233）

すぐに復職の意向のある求職者31人のうち看護師13名が就業決定した。

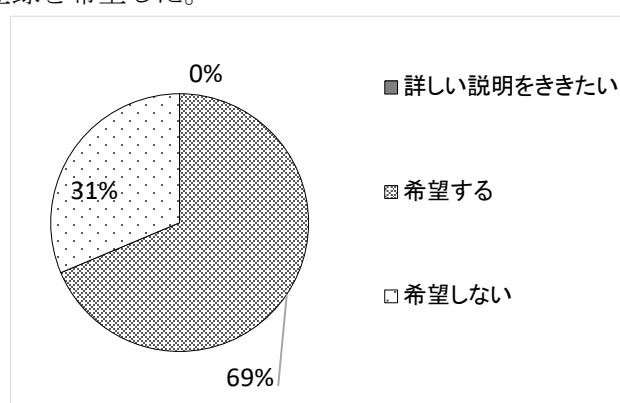
復職の意向	人数
すぐに	31人
いずれ	52人
ない	6人
未定	18人
未選択	126人
合計	233人



9、eナースセンターへの登録希望有無（n=233）

届出者の69%が「eナースセンター」の登録を希望した。

登録の意向	人数
詳しい説明をききたい	0人
希望する	160人
希望しない	73人
合計	233人



3. 令和3年度 看護実施状況調査書について

I. 目的

県内病院における看護職員の休暇制度、看護職員充足状況、採用・求人の状況、勤務環境、新人教育体制、研修体制などを把握し、ナースセンター事業に活用する。

II. 方法

1) 調査対象

和歌山県内83病院

2) 調査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日（令和2年度）の実施状況の内容を令和3年9月から10月初旬に和歌山県医務課、各県立保健所から調査書を配布し、回収。

3) 調査方法

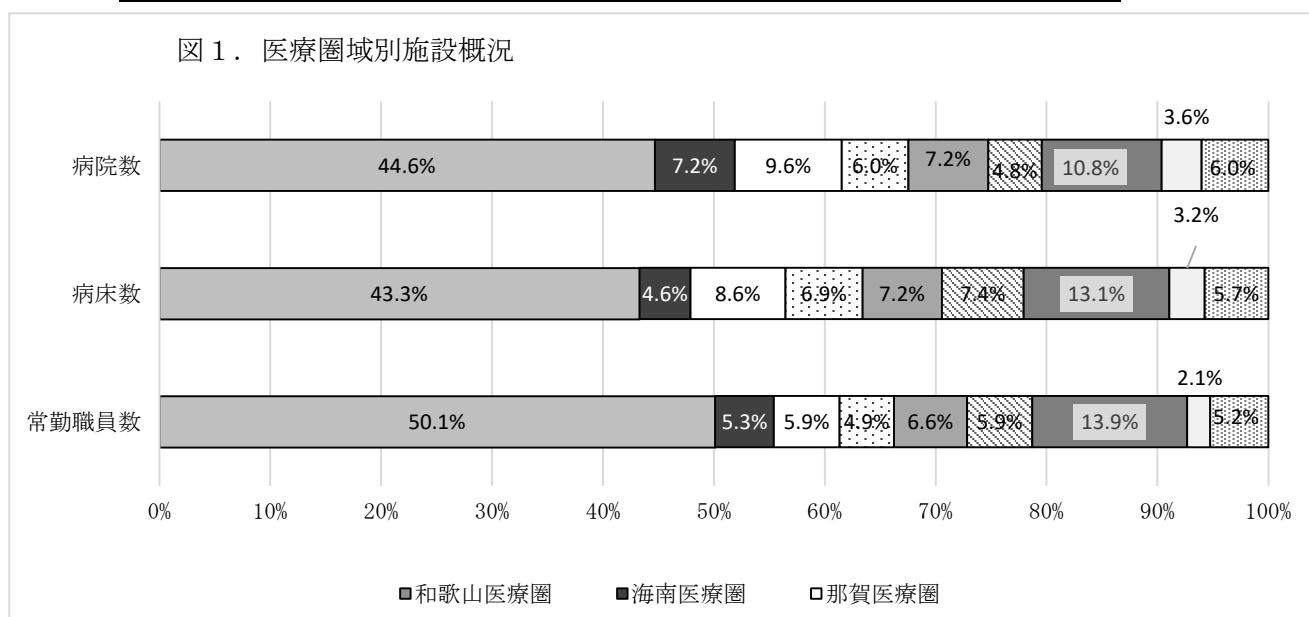
和歌山県医務課が回収した看護実施調査書の別紙2の情報を共有

1. 施設等概況

表1. 医療圏域別病院・病床・常勤職員数

	病院数	病床数	常勤職員数
和歌山医療圏	37	5,635	5,672.0
海南医療圏	6	597	603.0
那賀医療圏	8	1,114	1,122.0
橋本医療圏	5	903	908.0
有田医療圏	6	931	937.0
御坊医療圏	4	959	963.0
田辺医療圏	9	1,710	1,719.0
串本医療圏	3	413	416.0
新宮医療圏	5	747	752.0
合計	83	13,009	7,504.8

図1. 医療圏域別施設概況



和歌山医療圏では、病院数、病床数、常勤職員数の占有率が4割以上である。

2. 休暇制度

1) 産休取得状況

表2. 医療圏域別・規模別産休取得数

*規模は調査の申告に基づいて区分

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率
和歌山医療圏	127	25.4	5.9%	45	3.2	5.2%	20	1.1	2.7%	192	5.2	5.1%
海南医療圏	1	1.0	0.8%	8	8.0	5.1%	4	1.0	3.7%	13	2.2	3.3%
那賀医療圏	19	9.5	13.1%	8	2.0	3.1%	1	0.5	2.2%	28	3.5	6.3%
橋本医療圏	11	5.5	5.3%	6	3.0	5.6%	1	1.0	1.8%	18	3.6	4.9%
有田医療圏	5	5.0	4.2%	8	2.7	2.9%	2	1.0	2.1%	15	2.5	3.0%
御坊医療圏	11	5.5	4.5%	13	6.5	6.5%	0	0.0	0.0%	24	6.0	5.4%
田辺医療圏	45	15.0	6.0%	5	1.3	2.2%	1	0.5	1.5%	51	5.7	4.9%
串本医療圏	0	0.0	0.0%	1	0.3	0.6%	0	0.0	0.0%	1	0.3	0.6%
新宮医療圏	5	5.0	2.5%	3	1.5	2.4%	3	1.5	4.6%	11	2.2	2.8%
	224	13.2	5.7%	97	2.8	4.1%	32	1.0	2.7%	353	4.3	4.7%

2) 育児休暇整備状況

表3. 医療圏域別・規模別育児休暇整備状況

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	病院数	整備病院数	整備割合	病院数	整備病院数	整備割合	病院数	整備病院数	整備割合	病院数	整備病院数	整備割合
和歌山医療圏	5	5	100%	14	12	86%	18	14	78%	37	31	84%
海南医療圏	1	1	100%	1	1	100%	4	3	75%	6	5	83%
那賀医療圏	2	2	100%	4	4	100%	2	1	50%	8	7	88%
橋本医療圏	2	2	100%	2	2	100%	1	1	100%	5	5	100%
有田医療圏	1	1	100%	3	3	100%	2	2	100%	6	6	100%
御坊医療圏	2	2	100%	2	1	50%	0	0	0%	4	3	75%
田辺医療圏	3	2	67%	4	4	100%	2	2	100%	9	8	89%
串本医療圏	0	0	0%	3	2	67%	0	0	0%	3	2	67%
新宮医療圏	1	1	100%	2	2	100%	2	1	50%	5	4	80%
	17	16	94%	35	31	89%	31	24	77%	83	71	86%

3) 育児休暇取得状況

表4. 医療圏域別・規模別育児休暇取得状況

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率
和歌山医療圏	277	55.4	13.1%	45	3.2	6.0%	30	1.7	4.7%	352	9.5	10.0%
海南医療圏	1	1.0	0.9%	10	0.7	7.0%	4	0.2	4.2%	15	0.4	4.3%
那賀医療圏	16	8.0	5.3%	15	15.0	6.3%	1	0.3	2.0%	32	5.3	5.4%
橋本医療圏	18	9.0	5.7%	7	1.8	6.7%	0	0.0	0.0%	25	3.1	5.3%
有田医療圏	7	7.0	6.1%	12	6.0	4.7%	3	3.0	4.2%	22	4.4	5.0%
御坊医療圏	23	11.5	6.1%	9	3.0	4.2%	0	0.0	0.0%	32	5.3	5.4%
田辺医療圏	52	17.3	7.1%	1	0.5	0.5%	2	1.0	3.1%	55	13.8	5.5%
串本医療圏	0	0.0	0.0%	7	1.8	4.9%	0	0.0	0.0%	7	0.8	4.9%
新宮医療圏	9	9.0	4.3%	7	2.3	5.9%	4	2.0	8.0%	20	6.7	5.3%
	403	23.7	9.4%	113	56.5	5.2%	44	22.0	4.3%	560	112.0	7.5%

4) 介護休暇整備状況

表5. 医療圏域別・規模別介護休暇整備状況

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	病院数	整備病院数	整備割合	病院数	整備病院数	整備割合	病院数	整備病院数	整備割合	病院数	整備病院数	整備割合
和歌山医療圏	5	3	60%	14	4	29%	18	8	44%	37	15	41%
海南医療圏	1	0	0%	1	1	100%	4	2	50%	6	3	50%
那賀医療圏	2	2	100%	4	3	75%	2	1	50%	8	6	75%
橋本医療圏	2	2	100%	2	1	50%	1	0	0%	5	3	60%
有田医療圏	1	1	100%	3	2	67%	2	2	100%	6	5	83%
御坊医療圏	2	1	50%	2	1	50%	0	0	0%	4	2	50%
田辺医療圏	3	2	67%	4	4	100%	2	2	100%	9	8	89%
串本医療圏	0	0	0%	3	2	67%	0	0	0%	3	2	67%
新宮医療圏	1	1	100%	2	1	50%	2	1	50%	5	3	60%
	17	12	71%	35	19	54%	31	16	52%	83	47	57%

5) 介護休暇取得状況

表6. 医療圏域別・規模別介護休暇取得状況

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率	取得人数	1病院平均	総数対取得率
和歌山医療圏	2	0.4	0.09%	0	0.0	0.00%	1	0.1	0.14%	3	0.1	0.11%
海南医療圏	0	0.0	0.00%	0	0.0	0.00%	0	0.0	0.00%	0	0.0	0.00%
那賀医療圏	2	1.0	1.38%	15	3.8	5.90%	0	0.0	0.00%	17	2.1	1.36%
橋本医療圏	1	0.5	0.48%	0	0.0	0.00%	0	0.0	0.00%	1	0.2	0.00%
有田医療圏	0	0.0	0.00%	2	0.7	0.72%	1	0.5	1.03%	3	0.5	0.23%
御坊医療圏	2	1.0	0.82%	0	0.0	0.00%	0	0.0	0.00%	3	0.5	0.17%
田辺医療圏	0	0.0	0.00%	1	0.3	0.43%	1	0.5	1.49%	2	0.2	0.20%
串本医療圏	0	0.0	0.00%	2	0.7	1.28%	0	0.0	0.00%	2	0.7	1.41%
新宮医療圏	1	1.0	0.50%	1	0.5	0.79%	0	0.0	0.00%	2	0.4	0.80%
	8	0.5	0.20%	21	0.6	0.88%	3	0.1	0.26%	32	0.5	0.28%

6) 有給休暇取得状況（有給休暇取得率） 表7. 医療圏域別・規模別有給休暇取得率

	大規模病院	中規模病院	小規模病院	全体
和歌山医療圏	60.1%	65.9%	71.6%	65.9%
海南医療圏	66.8%	79.4%	49.3%	65.2%
那賀医療圏	71.4%	60.4%	80.2%	70.7%
橋本医療圏	45.5%	73.5%	70.0%	63.0%
有田医療圏	76.8%	72.3%	78.1%	75.7%
御坊医療圏	82.0%	77.2%	0.0%	53.1%
田辺医療圏	54.0%	78.0%	66.5%	66.2%
串本医療圏	0.0%	66.6%	0.0%	22.2%
新宮医療圏	62.6%	65.8%	67.2%	65.2%
平均	57.7%	71.6%	53.6%	60.8%

有田医療圏が最も有給休暇取得率が高く75.7%である。

7) 有給休暇日数状況 表8. 規模別有給休暇付与数

	大規模病院	中規模病院	小規模病院	全体	占有率
20日以上	11	10	8	29	34.9%
15日以上20日未満	5	20	17	42	50.6%
10日以上15日未満	1	5	9	15	18.1%
10日以下	0	0	0	0	0.0%
合計	17	35	34	86	103.6%

64.7%の大規模病院は、有給休暇日数は20日以上ある。

3. 看護職員充足対策の状況

1) 看護職員の採用状況（全体/1病院あたり人数） 表9. 医療圏域別・規模別採用数

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり
和歌山医療圏	211	42.2	90	6.4	88	4.9	389	10.5
海南医療圏	5	5.0	19	19.0	11	2.8	35	5.8
那賀医療圏	25	12.5	24	6.0	1	0.5	50	6.3
橋本医療圏	38	19.0	9	4.5	3	3.0	50	10.0
有田医療圏	10	10.0	20	6.7	6	3.0	36	6.0
御坊医療圏	30	15.0	18	9.0	0	0.0	48	12.0
田辺医療圏	63	21.0	20	5.0	9	4.5	92	10.2
串本医療圏	0	0.0	4	1.3	0	0.0	4	1.3
新宮医療圏	6	6.0	11	5.5	11	5.5	28	5.6
合計	388	14.5	215	7.0	129	4.2	732	8.8

大規模病院での採用が最も多く、1病院あたり42.2人であった。

2) 看護職員の離職状況（全体/1病院あたり人数）

表10. 医療圏域別・規模別離職数

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり
和歌山医療圏	205	41.0	82	5.9	90	5.0	377	10.2
海南医療圏	5	5.0	9	9.0	14	3.5	28	4.7
那賀医療圏	3	1.5	20	5.0	3	1.5	26	3.3
橋本医療圏	36	18.0	8	4.0	10	10.0	54	10.8
有田医療圏	5	5.0	20	6.7	2	1.0	27	4.5
御坊医療圏	31	15.5	28	14.0	0	0.0	59	14.8
田辺医療圏	72	24.0	15	3.8	5	2.5	92	10.2
串本医療圏	0	0.0	13	4.3	0	0.0	13	4.3
新宮医療圏	18	18.0	11	5.5	11	5.5	40	8.0
合計	375	22.1	206	5.9	135	4.4	716	8.6

※元データの集計値が1部整合性が取れていなかった

看護職員の離職状況は大規模病院が最も多く1病院あたり22.1人であった。

3) 看護職員の離職状況（離職状況別）

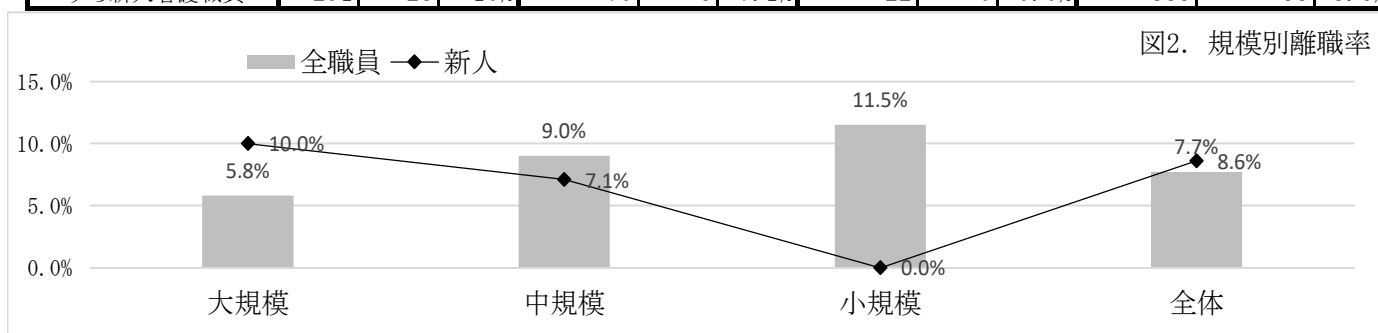
表11. 規模別離職者数・規模別離職数

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	定年	中途	新卒（再掲）	定年	中途	新卒（再掲）	定年	中途	新卒（再掲）	定年	中途	新卒（再掲）
全圏域合計	20	210	28	22	193	5	6	129	0	48	532	33

4) 看護職員の離職率

表12. 規模別離職率

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	職員数	退職数	離職率	職員数	退職数	離職率	職員数	退職数	離職率	職員数	退職数	離職率
全圏域合計	3954.6	230	5.8%	2,377.6	215	9.0%	1,172.6	0	0.0%	7,504.8	445	5.9%
うち新人看護職員	291	28	10%	70	5	7.1%	22	0	0.0%	383	33	8.6%



小規模病院の離職率は11.5%と最も高いが、新人看護職員の離職率は大規模病院が10.0%で最も高い。全体では7.7%で、全体の新人看護職員の離職率は8.6%である。

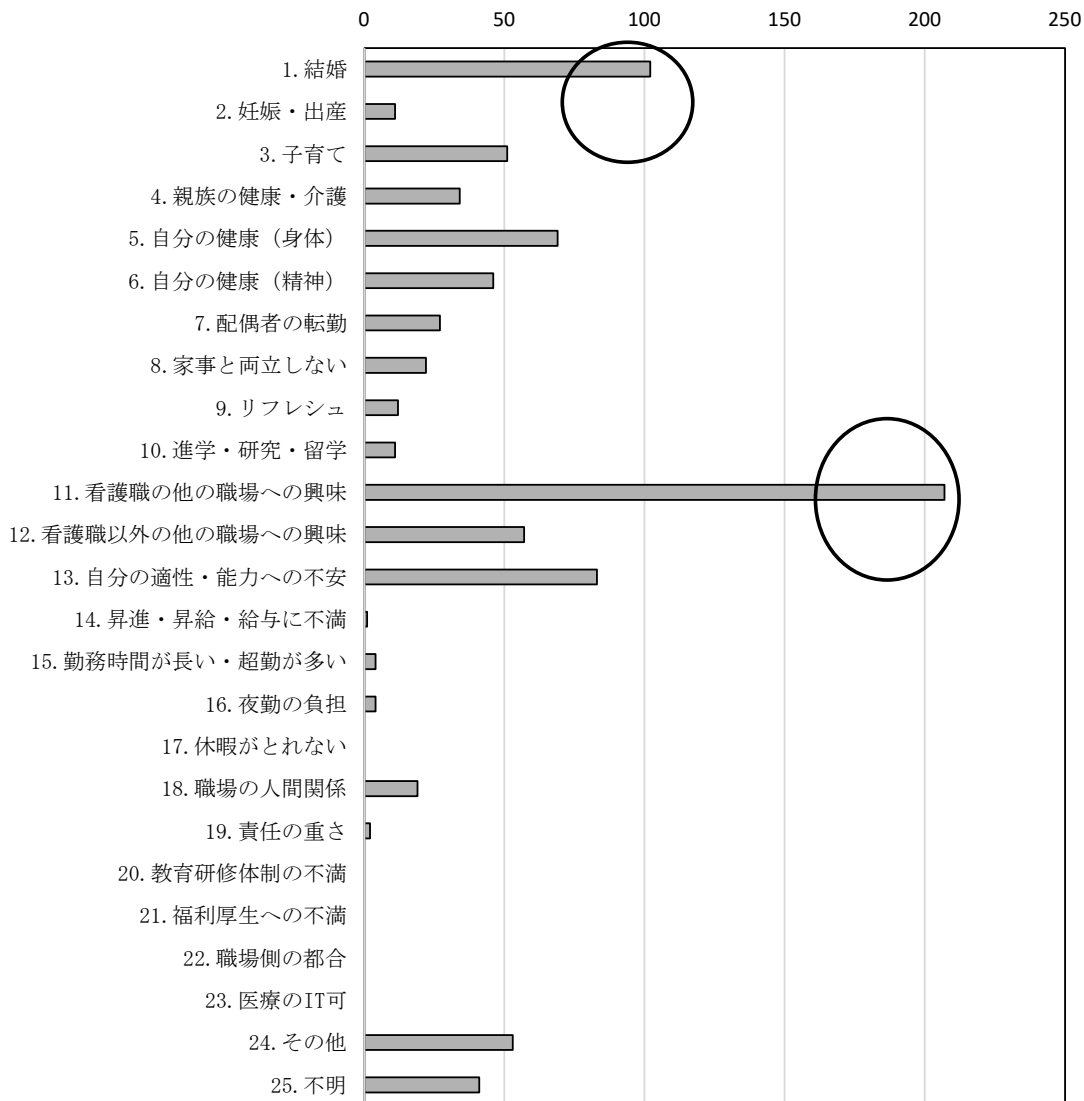
5) 中途退職者の主な離職理由

表13. 離職理由について

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体規模病院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1. 結婚	39	17.0%	12	5.6%	51	37.8%	102	17.6%
2. 妊娠・出産	3	1.3%	2	0.9%	6	4.6%	11	1.9%
3. 子育て	18	7.8%	10	4.7%	23	17.6%	51	8.8%
4. 親族の健康・介護	12	5.2%	10	4.7%	12	9.2%	34	5.9%
5. 自分の健康（身体）	29	12.6%	18	8.4%	22	16.8%	69	11.9%
6. 自分の健康（精神）	9	3.9%	14	6.5%	23	17.6%	46	7.9%
7. 配偶者の転勤	9	3.9%	9	4.2%	9	6.9%	27	4.7%
8. 家事と両立しない	10	4.3%	1	0.5%	11	8.4%	22	3.8%
9. リフレッシュ	6	2.6%	0	0.0%	6	4.6%	12	2.1%
10. 進学・研究・留学	4	1.7%	0	0.0%	7	5.3%	11	1.9%
11. 看護職の他の職場への興味	73	31.7%	44	20.5%	90	68.7%	207	35.7%
12. 看護職以外の他の職場への興味	23	10.0%	8	3.7%	26	19.8%	57	9.8%
13. 自分の適性・能力への不安	35	15.2%	13	6.0%	35	26.7%	83	14.3%
14. 昇進・昇給・給与に不満	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	1	0.2%
15. 勤務時間が長い・超勤が多い	2	0.9%	0	0.0%	2	1.5%	4	0.7%
16. 夜勤の負担	0	0.0%	4	1.9%	0	0.0%	4	0.7%
17. 休暇がとれない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18. 職場の人間関係	5	2.2%	9	4.2%	5	3.8%	19	3.3%
19. 責任の重さ	1	0.4%	0	0.0%	1	0.8%	2	0.3%
20. 教育研修体制の不満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
21. 福利厚生への不満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
22. 職場側の都合	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
23. 医療のIT可	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
24. その他	14	6.1%	22	10.2%	17	13.0%	53	9.1%
25. 不明	12	5.2%	15	7.0%	14	10.7%	41	7.1%

1病院未回答、1病院一部未回答

図3. 離職理由



看護職の他の職場への興味の離職35.7%で、結婚・妊娠出産・子育てより、7.4ポイント高く、離職理由で最も多い。

6) 中途退職者の退職時の職歴 表14. 中途退職者勤務年数

	大規模病院					中規模病院					小規模病院					全体				
	1未	上3	上5	5上	合計	1未	上3	上5	5上	合計	1未	上3	上5	5上	合計	1未	上3	上5	5上	合計
全圏域合計	40	68	65	158	331	39	51	38	64	192	36	35	18	40	129	115	154	121	262	652
割合	12%	21%	20%	48%	100%	20%	27%	20%	33%	100%	28%	27%	14%	31%	100%	18%	24%	19%	40%	100%

※ 1未：1年未満、1上3未：1～3年未満、3上5：3～5年未満、5上：5年以上
 中途退職者の離職は全体で5年以上が非常に多い。

4.採用・求人の状況

1) 中途退職者の異動先

表15. 中途退職者の県内外の異動数

	大規模病院					中規模病院					小規模病院					全体				
	県内	県外	未就	不明	合計	県内	県外	未就	不明	合計	県内	県外	未就	不明	合計	県内	県外	未就	不明	合計
全圏域合計	91	52	52	165	360	58	28	28	71	185	48	16	12	53	129	197	96	92	289	674

2) 採用状況

表16. 採用方法

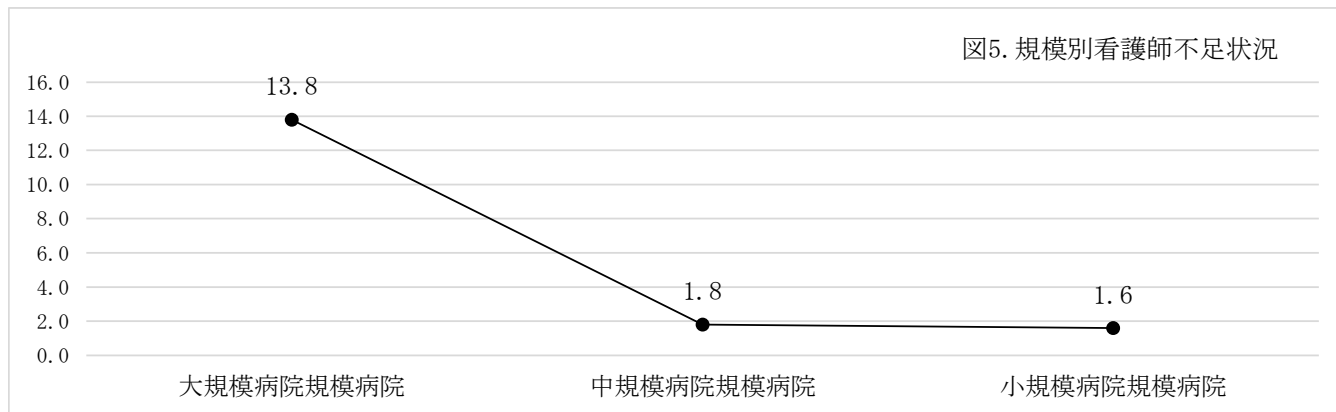
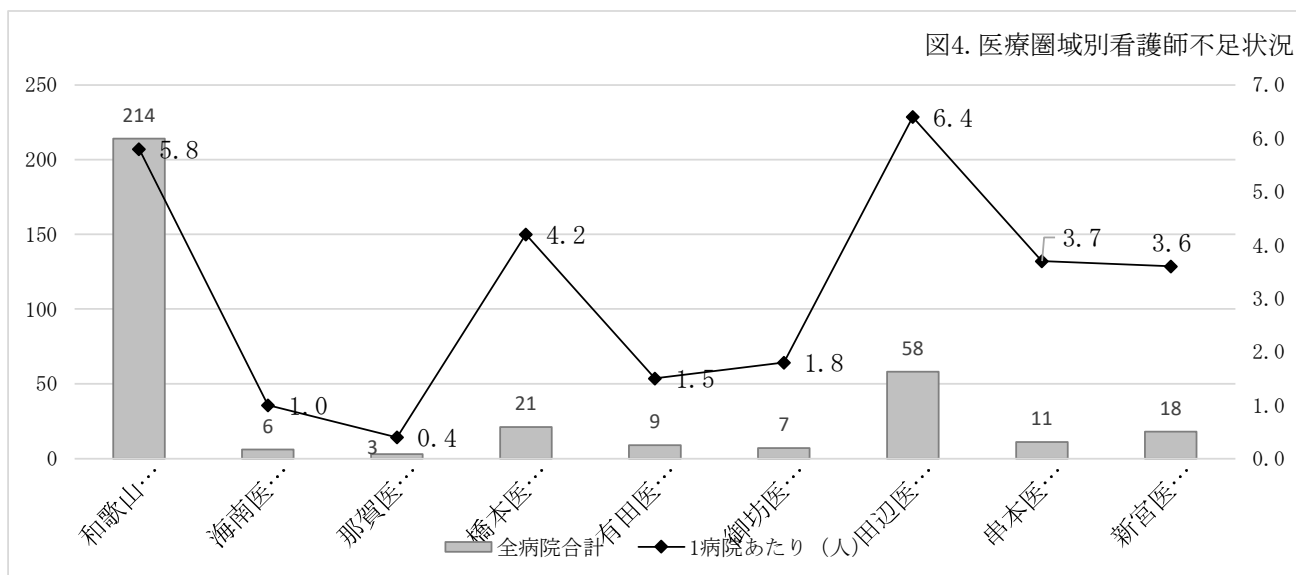
	採用状況（県内）							採用状況（県外）							合計
	新卒者	再就業			潜在			新卒者	再就業			潜在			
		直接採用	ナースセンター	その他ハローワーク	直接採用	ナースセンター	その他ハローワーク		直接採用	ナースセンター	その他ハローワーク	直接採用	ナースセンター	その他ハローワーク	
大規模病院	239	42	0	12	8	0	0	52	25	0	6	3	0	1	388
中規模病院	59	60	12	32	3	0	4	11	12	11	10	0	0	1	215
小規模病院	19	26	2	44	5	2	12	3	6	0	7	1	0	2	129
合計	317	128	14	88	16	2	16	66	43	11	23	4	0	4	732

県内外とも直接採用が最も多い

3) 看護師不足状況

表17. 医療圏域別・規模別看護師不足状況

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり	全病院合計	1病院あたり
和歌山医療圏	146	29.2	32	2.3	36	2.0	214	5.8
海南医療圏	2	2.0	3	3.0	1	0.3	6	1.0
那賀医療圏	0	0.0	0	0.0	3	1.5	3	0.4
橋本医療圏	11	5.5	5	2.5	5	5.0	21	4.2
有田医療圏	1	1.0	6	2.0	2	1.0	9	1.5
御坊医療圏	7	3.5	0	0.0	0	0.0	7	1.8
田辺医療圏	55	18.3	2	0.5	1	0.5	58	6.4
串本医療圏	0	0.0	11	3.7	0	0.0	11	3.7
新宮医療圏	13	13.0	3	1.5	2	1.0	18	3.6
合計	235	13.8	62	1.8	50	1.6	347	4.2



看護師不足状況を地区別で見ると和歌山が最も高く、1病院29.2人となっている。不足状況は大規模病院で顕著である。

4) 求人方法

表18. 求人方法

	サーチセンター		ハローワーク		県内看護学校		県外看護学校		有料就職情報サイ		新聞、広告等		その他		平均実施項目数
	数	導入割	数	導入割	数	導入割	数	導入割	数	導入割	数	導入割	数	導入割	
大規模病院	9	53%	14	82%	15	88%	10	59%	9	53%	9	53%	9	53%	4.4
中規模病院	14	40%	14	40%	13	37%	5	14%	10	29%	9	26%	13	37%	2.2
小規模病院	25	81%	25	81%	21	68%	4	13%	11	35%	15	48%	15	48%	3.7
合計	48	58%	53	64%	49	59%	19	23%	30	36%	33	40%	37	45%	3.2

ハローワークでの求人方法が最も多く、次いで県内看護学校への求人が多い。

5) 求人に関連して 表19. 求人の際の支援について

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	該当数	導入割合	該当数	導入割合	該当数	導入割合	該当数	導入割合
インターンシップ	7	41.2%	12	34.3%	11	35.5%	30	36.1%
潜在看護職員研修独自	2	11.8%	3	8.6%	1	1.2%	6	7.2%
届出制度支援	13	76.5%	19	54.3%	8	25.8%	40	48.2%

全体的に届出制度の支援が全体で48.2%であった。

5. 勤務環境

1) 様々な制度（ワークライフバランス等） 表20. 福利厚生・ワークライフバランス・院内体制について

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	該当数	導入割合	該当数	導入割合	該当数	導入割合	該当数	導入割合
病院内保育所の設置	13	76.5%	12	34.3%	6	19.4%	31	37.3%
保育の24時間対応	8	47.1%	8	22.9%	3	9.7%	19	22.9%
保育料の補助	5	29.4%	2	5.7%	6	19.4%	13	15.7%
看護職員寮	9	52.9%	9	25.7%	1	3.2%	19	22.9%
短時間勤務正規職員制度	8	47.1%	18	51.4%	15	48.4%	41	49.4%
フレックスタイム	1	5.9%	7	20.0%	4	12.9%	12	14.5%
ワーク・シェアリング	1	5.9%	1	2.9%	0	0.0%	2	2.4%
院内リリーフ体制	9	52.9%	10	28.6%	6	19.4%	25	30.1%
夜勤専従勤務	6	35.3%	14	40.0%	15	48.4%	35	42.2%
勤務時間インターバル制度	9	52.9%	18	51.4%	12	38.7%	39	47.0%
その他	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	1	1.2%
奨学金制度	13	76.5%	28	80.0%	21	67.7%	62	74.7%

保育所など、看護職員寮は大規模病院が整備されている割合が多い。

2) 新人育成の制度について 表21. 新人育成の制度の導入

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	該当数	導入割合	該当数	導入割合	該当数	導入割合	該当数	導入割合
プリセプター制度	14	82.4%	22	62.9%	16	51.6%	52	62.7%
新人看護職員研修	16	94.1%	29	82.9%	19	61.3%	64	77.1%
実習指導者講習会受講者	17	100.0%	29	82.9%	13	41.9%	59	71.1%
クリニカルラダー	15	88.2%	14	40.0%	6	19.4%	35	42.2%

新人育成制度は大規模病院で導入されている割合が高い。

3) 実習指導者講習会受講者数

表22. 実習指導者講習会受講者数

	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	受講者数	1病院あたりの割合	受講者数	1病院あたりの割合	受講者数	1病院あたりの割合	受講者数	1病院あたりの割合
実習指導者講習会受講者数	452	27.0	175	5.3	33	1.1	702	8.5

4) クリニカルラダーの採用について

表23. クリニカルラダー採用について

	大規模病院			中規模病院			小規模病院			全体		
	*JNA	独自	その他	*JNA	独自	その他	*JNA	独自	その他	*JNA	独自	その他
クリニカルラダー												
病院数	2	10	3	6	7	1	2	4	0	10	21	4
合計	15			14			6			35		
占有率	88.2%			40.0%			19.4%			42.2%		

クリニカルラダーの採用率は大規模病院が高い。

*JNA：日本看護協会

6. 研修体制

1) 特定行為研修

表24. 規模別特定行為研修受講者数

特定行為研修	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	病院数	人数	病院数	人数	病院数	人数	病院数	人数
修了者	7	28	5	10	2	2	14	40
受講中	5	9	1	2	3	3	9	14
令和3年度受講予定	1	1	2	8	0	0	3	9

2) 認定看護師制度

表25. 規模別認定看護師制度受講者数

認定看護師	大規模病院		中規模病院		小規模病院		全体	
	病院数	人数	病院数	人数	病院数	人数	病院数	人数
修了者	14	130	10	27	0	0	24	157
受講中	6	10	1	3	0	0	7	13
令和3年度受講予定	2	2	1	1	1	1	4	6

表26. 特定行為別受講者数

特定行為項目	修了者（人）	受講中（人）	受講予定（人）
1気道確保	4	3	1
2人工呼吸	4	2	0
3長期呼吸	9	1	0
4循環器	0	0	0
5心嚢ドレーン	0	0	0
6胸腔ドレーン	0	0	0
7腹腔ドレーン	0	0	0
8ろう孔	0	0	0
9栄養（中心静脈）	7	3	0
10栄養（末梢）	6	2	0
11創傷	5	2	1
12創部ドレーン	3	0	0
13動脈血液ガス	6	2	0
14透析	0	0	1
15栄養水分薬剤	27	7	3
16感染に係る薬剤	4	1	0
17血糖薬剤	5	3	0
18術後疼痛	0	0	0
19循環動態薬剤	1	0	0
20精神薬剤	3	1	0
21皮膚損傷薬剤	0	0	0
22在宅・慢性期領域	0	3	1
23外科術後管理領域	0	0	0
24術中麻酔管理領域	0	1	1
25救急領域	0	2	0

（複数項目受講有）

特定行為研修では、15栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連が受講修了、受講中が最も多く、次いで、3呼吸器（長期呼吸療養法に係るもの）関連が多かった。

表27. 認定看護分野別受講者数

	現行の認定看護分野（21分野：2026年度をもって教育終了）	修了者（人）	受講中（人）	受講予定（人）
1	救急看護	22		
2	集中ケア	8		
3	緩和ケア	11	1	
4	がん性疼痛看護	5		
5	皮膚・排泄ケア	16		1
6	がん化学療法看護	12	1	
7	訪問看護	0		
8	感染管理	26	2	2
9	糖尿病看護	3		
10	不妊症看護	1		

11	新生児集中ケア	3		1
12	透析看護	1		
13	手術看護	8		
14	乳がん看護	3		
15	摂食・嚥下障害看護	8		
16	小児救急看護	0		
17	認知症看護	12		
18	脳卒中リハビリテーション看護	5		
19	がん放射線療法看護	3		
20	慢性呼吸器疾患看護	2		
21	慢性心不全看護	2		
	新たな認定看護分野（19分野：2020年度から教育開始）	修了者（人）	受講中（人）	受講予定（人）
1	クリティカルケア	1		
2	緩和ケア			1
3	皮膚・排泄ケア	1	3	
4	がん薬物療法看護		2	
5	在宅ケア			
6	感染管理		3	1
7	糖尿病看護	1		
8	生殖看護			
9	新生児集中ケア			
10	腎不全看護			
11	手術看護			
12	乳がん看護			
13	摂食嚥下障害看護	1		
14	小児プライマリケア			
15	認知症看護	1		
16	脳卒中看護	1	1	
17	がん放射線療法看護			
18	呼吸器疾患看護			
19	心不全看護			

認定看護分野では、感染管理に続いて救急看護が多かった。

4. 和歌山県内の訪問看護ステーション実態調査報告

I. 調査概要

1. 調査目的

今後の在宅医療推進のためには、訪問看護師の確保と人材定着・育成が必要である。訪問看護ステーションの人材確保の状況と研修の受講の状況を把握し、課題を明確にし、より具体的な支援を検討するための資料とする。

2. 調査対象者

令和3年10月1日時点における和歌山県内の訪問看護ステーションの管理者（172カ所）

3. 調査方法

自記式調査票を郵送配布する。

回収は、郵送または和歌山県看護協会のホームページから調査書をダウンロードし、入力後、メールもしくは、FAXで返信する。

4. 調査期間

令和3年12月1日（水）から12月25日（土）

5. 調査項目

- 1) 基本的な設問 訪問看護ステーションの概要
- 2) 運営・育成等に関する設問 運営状況、人材確保方法、人材育成の状況
- 3) 意見要望など

6. 回収率 53.5%

設置地区	配布数	回収数	回収割合
伊都	10	6	60.0%
那賀	21	14	66.7%
和歌山	74	37	50.0%
海南・海草	12	3	25.0%
有田	9	8	88.9%
日高	7	4	57.1%
田辺	24	11	45.8%
新宮・串本	15	7	46.7%
合計	172	92	53.5%

7. その他

自由記載については、一部省略あり。

II 調査結果

1 訪問看護ステーションの概況

1) ステーションの状況

回答のあったステーション（以下ST）のうち、設置地区は和歌山が最も多く37STであった。そのうち開設して1～5年未満が最も多かった（表1）。設置主体が営利法人が59%（54）で最も多かった（表2）。71%（65）のSTに併設施設があり、指定居宅介護支援事業所が47%（43）で最も多かった（表3、表4・図1）。また回答があった59STのうち、98%がPT、OT、STによるリハビリテーションを行っていた（表5）。

表1 圏域別訪問看護ステーション開設年数

n=88（未回答4）

設置地区	開設年数（開設から2021年12月まで）					
	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上	合計
伊都	2	1	0	0	3	6
那賀	8	3	0	1	2	14
和歌山	15	10	1	1	10	37
海南・海草	1	0	0	1	1	3
有田	4	1	1	0	2	8
日高	2	0	0	0	0	2
田辺	4	1	3	1	2	11
新宮・串本	5	0	1	0	1	7
合計	41	16	6	4	21	88

表2 ステーションの設置主体

n=92

設置主体	ST数	割合
営利法人	54	59%
医療法人	19	21%
社会福祉法人	10	11%
医師会	0	0%
地方公共団体	2	2%
独立行政法人	0	0%
特定非営利活動法人	0	0%
社団・財団法人	3	3%
その他	4	4%
合計	92	100%

表3 同一法人で併設している施設の有無

n=92

同一法人で併設している施設	ST数	割合
併設なし	27	29%
併設あり	65	71%
合計	92	100%

表4 同一法人で併設している施設（複数回答）

n=92

併設施設（複数回答あり）	回答数	割合
指定居宅介護支援事業所	43	47%
訪問介護	28	30%
通所介護	26	28%
病院	21	23%
通所リハビリ	18	20%
介護老人保健施設	10	11%
認知症対応型共同生活介護	10	11%
有料老人ホーム	8	9%
サービス付き高齢者住宅	7	8%
診療所	9	10%
介護老人福祉施設	9	10%
介護医療院	3	3%
その他	12	13%

図1.同一法人で併設している施設（複数回答） n=92

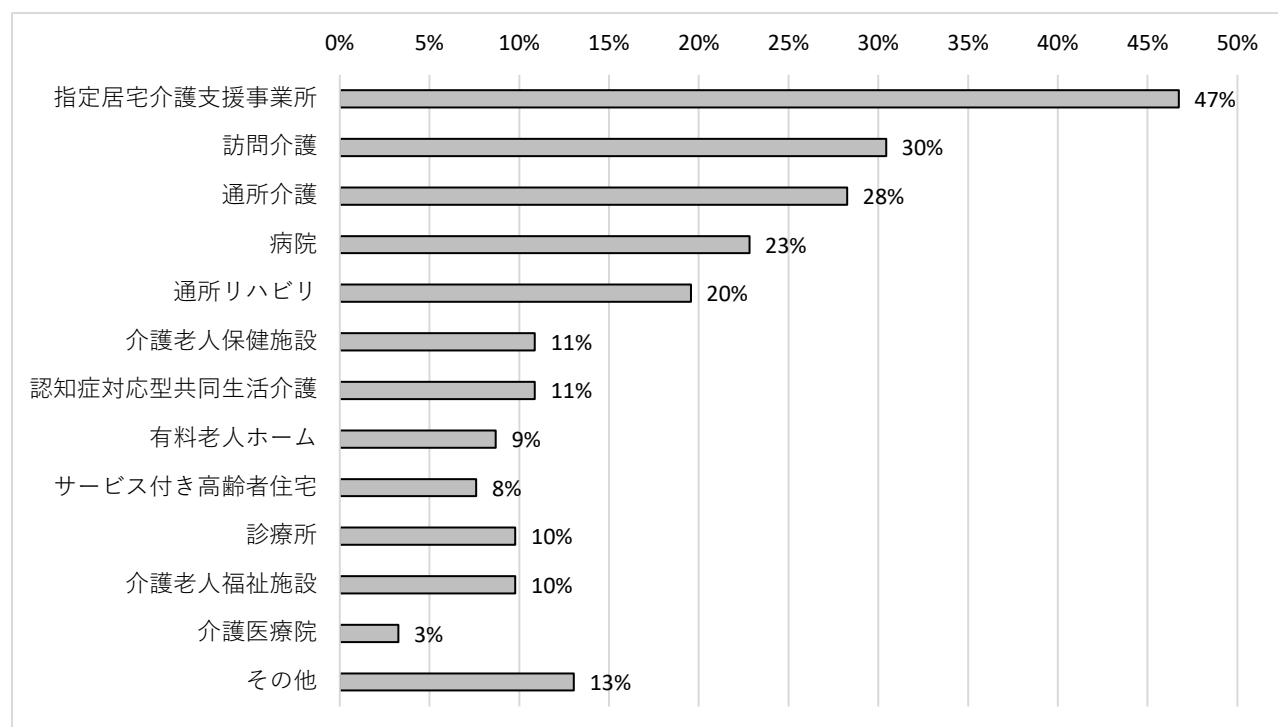


表5 訪問看護業務以外の業務 (複数回答) n=59 (未回答33)

訪問看護業務以外の業務	回答数	割合
PT、OT、STによるリハビリテーション	58	98%
居宅介護支援業務	12	20%
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護サービス	2	3%
病院・診療所での看護業務	0	0%

2) ステーションの営業時間について

回答のあった75STで60%以上が土曜日・祝日営業している(表6)。。92STのうち、85%が営業時間外に訪問対応していると回答(表7)。回答のあった91STのうち88%がオンコール体制がある(表8)。主に、対応しているのは、管理者と常勤看護師であった(表9)。オンコールの日数は8～10日が最も多かった(表10)。

表6 訪問STの平日以外の営業日(複数回答) n=75 (未回答17)

訪問STの平日以外の営業日(複数回答)	回答数	割合
土曜日	61	81%
日曜日	39	52%
祝日	62	83%
その他	2	3%

【その他の記載】

- ・主治医が併設している診療所の医師の場合、平日以外、夜間も対応している。平日以外の対応は看護の内容によっては可能
- ・24時間体制を取り下げていますが、状態悪化時など対応することもあります。

表7 営業時間以外の訪問対応状況 n=92

営業時間外の訪問対応状況	回答数	割合
実施していない	14	15%
実施している	78	85%
合計	92	100%

表8 オンコール体制の有無 n=91 (未回答1)

オンコール体制の有無	回答数	割合
オンコール有	80	88%
オンコール無	11	12%

表9 オンコール対応者の内訳（複数回答） n=82（未回答10）

オンコール対応者の内訳	回答数	割合
管理者	73	91.3%
常勤看護師	74	92.5%
非常勤看護師	8	10.0%

表10 オンコールの日数（複数回答有） n=81（未回答11）

オンコールの日数	回答数	割合
1～3日	0	0%
4～7日	13	16%
8～10日	31	38%
11～15日	15	19%
15～20日	8	10%
20日以上	14	17%
その他	3	4%

【その他の記載】

- ・ 4～7日のチェックもあり
- ・ 10～11日
- ・ 常勤は4～7日、管理者は15～20日

3) 訪問看護を依頼されたときの対応について

回答した90STのうちの58%が訪問看護依頼を断ったことがあった（表11）。断った理由として最も多かったのは、利用者宅がステーションから遠い、次いで看護職員の不足であった。また、小児・重症児の対応ができないも19%（10ST）であった。（表12、図2）。

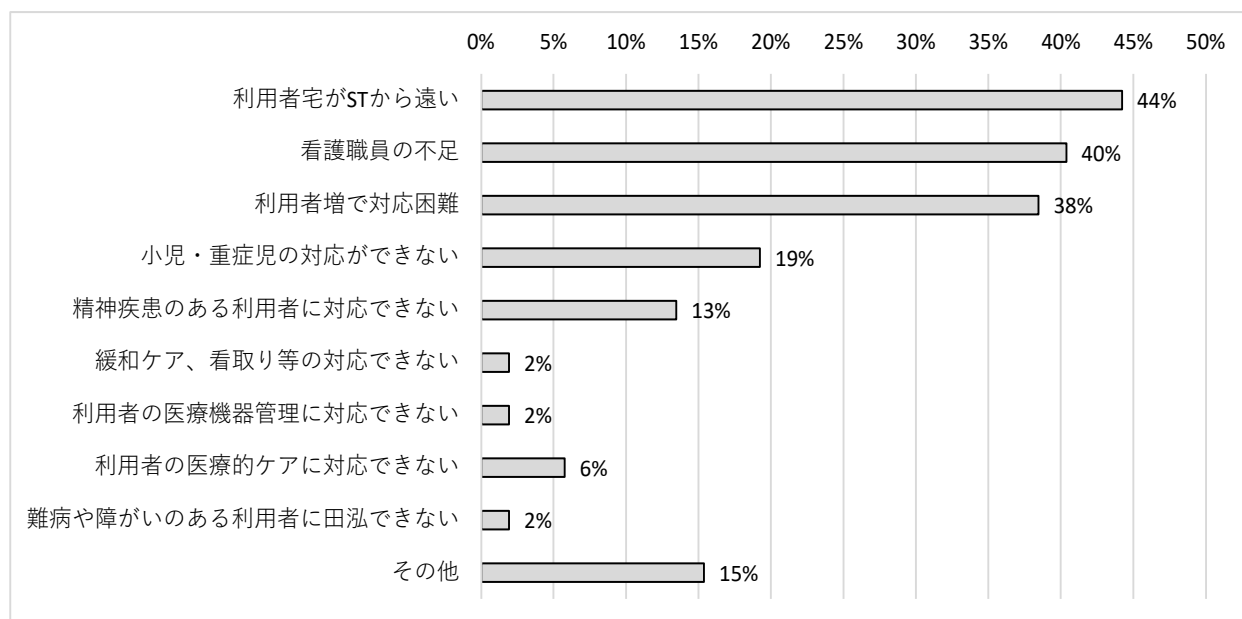
表11 訪問看護依頼の対応 n=90（未回答2）

訪問看護依頼の対応	回答数	割合
断ったことがある	52	58%
断ったことがない	38	42%

表12 訪問看護を断った理由（複数回答） n=52

訪問看護を断った理由	回答数	割合
利用者宅がSTから遠い	23	44%
看護職員の不足	21	40%
利用者増で対応困難	20	38%
小児・重症児の対応ができない	10	19%
精神疾患のある利用者に対応できない	7	13%
緩和ケア、看取り等の対応できない	1	2%
利用者の医療機器管理に対応できない	1	2%
利用者の医療的ケアに対応できない	3	6%
難病や障がいのある利用者に対応できない	1	2%
その他	8	15%

図2 訪問看護を断った理由



【その他の理由】

- ・曜日や時間の指定に対応できない
- ・時間・曜日指定が厳しかった
- ・夜間対応ができないため
- ・土日祝のみの訪問依頼であった
- ・だいたい訪問看護を必要とするのは各サービスが入った後で、この曜日のこの時間とケアマネージャーから指定される場合がある。その時間に対応できない場合がある

2 訪問看護職員の人材確保と育成について

1) 訪問看護ステーションの人材確保状況について

現在の看護職の充足状況で、41%（38）のSTが不足していると回答（表14）。採用に関する課題として、採用募集しても応募者がいないが最も多かった（表15）募集方法はハローワークが最も多く、次いで管理者・職員の紹介であった（表16）。不足していると回答したSTで採用したい看護職の形態は常勤（89%）で、職位は、スタッフ（95%）であった（表17・表18）看護師の確保と定着について77%が課題があると回答（表19）。表18で課題があると回答した71STのうち、現在または、今後の課題としてオンコール当番の負担が最も多かった（表20）。

表13 現在勤務している看護職の数 n=91(未回答1)

	人	1stあたりの 人数
常勤	361	4.0
非常勤	243	2.7
合計常勤換算	424.6	4.7

表14 現在の看護職員の充足状況 n=92

現在の看護職員の充足状況	回答数	割合
充足している	54	59%
不足している	38	41%

不足数 48.1人

表15 訪問看護師の採用に関して課題と感じていること（複数回答） n=82（未回答10）

	回答数	割合
採用募集しても応募者がいない	55	67%
経営が安定せず余裕を持った人数の採用できない	22	27%
採用者が求める訪問看護の能力に達していない	17	21%
その他	11	13%

【その他の記載】

- ・ 時短勤務や子供の病気による休みが欲しいという採用者の希望に答えられない。待機手当は夜勤手当より低い点で訪問看護への配属を希望しない。利用者宅で1人でアセスメントや判断をする重責が不安となり希望しない。
- ・ 給与や賞与の額
- ・ 24時間対応には対応出来ない（携帯を持つこと）
- ・ 面談後、給与面などの問題で断られることが多い
- ・ 現在は職員確保できているが、募集しても採用までに1年以上かかる時もある。
- ・ 求める条件に合う人材が少ない（土日祝オンコール難しいため）
- ・ 土、日、祝、夜間の対応できるスタッフが不足

表16 看護師の募集方法 n=92

	回答数	割合
ハローワーク	66	72%
管理者・職員の紹介	63	68%
ナースセンター	21	23%
有料職業紹介所	19	21%
ホームページ	19	21%
タウン誌・新聞広告	15	16%
学校・養成所	3	3%
合同説明会・セミナー	2	2%
その他	9	10%

【その他の記載】

- ・ 法人内の異動
- ・ 有料ネット募集
- ・ 母体病院からの異動配置のみ
- ・ 協会等の研修の受け入れ
- ・ 無料求職サイト
- ・ 求人をホームページに出しても、紹介会社が先に看護師をキャッチして紹介会社から電話があるため、紹介料金が高く経営的に負担が大きい。
- ・ 友人の紹介や本人からの直接の連絡

表17 不足してるSTで採用したい看護職の雇用形態（複数回答） n=44

雇用形態	回答数	割合
常勤	39	89%
非常勤	15	34%

（表13と表16表、表17は整合性に欠く）

表18 不足しているSTで採用したい看護職の職位（複数回答） n=43

職位	回答数	割合
管理者	10	23%
スタッフ	41	95%

表19 看護師の確保と定着についての課題の有無（複数回答有） n=90（未回答2）

	回答数	割合
課題が有る	69	77%
課題が無い	21	23%

表20 課題が有ると回答した現在または今後の課題の内容（複数回答） n=71

	回答数	割合
オンコール当番の負担	47	66%
給与等の処遇	35	49%
休暇等	26	37%
育児・介護しやすい支援体制	18	25%
研修体制	18	25%
労働時間	14	20%
職場の人間関係について	8	11%
病院と訪問STの看護職員の人材交流	7	10%
ホームページの充実	7	10%
プラチナナースの活用	5	7%
利用者からのハラスメント	4	6%
看護学生の実習受け入れ	4	6%
1日訪問看護体験の実施（看護職員対	3	4%
その他	6	8%

（表19と表20は整合性に欠く）

【その他の記載】

- ・ 小児や精神に強みのあるスタッフの育成
- ・ 訪問看護全体の内容や状況のPR
- ・ 育成面での不安がある
- ・ 新卒採用も視野に入りたいが雇用する経営余力もなく、人員も少なく教育体制が出来ていない
- ・ 障がい者様の利用が多く特性をつかみにくい

2) 訪問看護未経験の看護職員の新規採用について

訪問看護未経験の看護職員の新規採用について、71%（65）のSTが新規採用があると回答した（表21）。回答があったSTのうち、訪問看護未経験者の教育・研修体制については、新規採用者との同行訪問が93%（84）で最も多かった（表22）。

新卒看護職、訪問看護未経験の看護職の採用の際の体制についての自由意見では、研修体制の充実が最も多く挙げられた。

表20 過去の訪問看護未経験の看護職員の新規採用や受け入れについて（複数回答） n=92

	回答数	割合
新規採用がある	65	71%
配置転換・出向により未経験者の受け入れがあ	21	23%
未経験の採用や受け入れはない	11	12%

表21 訪問看護未経験者の教育・研修体制について（複数回答） n=90（未回答2）

	回答数	割合
新規採用（受け入れ）者との同行訪問	84	93%
新規採用（受け入れ）時の研修	33	37%
主に先輩スタッフが指導・教育にあたっている	70	78%
外部の研修を受講させている	30	33%
主に管理者が指導・教育にあたっている	31	34%
計画的な育成プログラムを組んでいる	10	11%
その他	1	1%

3) 新卒看護職の採用または、訪問看護未経験の看護職採用の際の体制について n=41（ ）内は、記載数

計画的育成プログラム（13） 基本的知識を含めた外部研修（4）

新卒者受け入れマニュアル（4） いつでも受講できるオンライン研修（3）、技術演習（3）

病院での受け入れ研修（3）、 新卒者用の合同研修（3）、 同行訪問教育（1）、

技術面でのチェックリスト（1）

4) 研修について

研修については、回答のあった74STの86%が外部での研修を受講していた（表23）。研修日数については、法人内での受講が外部での受講より平均日数が約3.5日多かった（表24）。過去2年間の受講研修はeラーニング・Web研修が集合研修よりも多かった。なお、研修を受講していないSTは9%（8）あった（表25）。受講した研修内容は、小児の訪問看護で49%（41）が最も多く、次いで、訪問看護事業所の管理・経営が45%（38）であった（表26）。また、その他では、3ステーションが心不全に関しての研修を受講したとの回答があった。研修受講に関して、回答のあった79STの52%（41）のSTが仕事が多忙で参加できないと回答があった（表27）。

表23 研修について（複数回答） n=74（未回答18）

	回答数	割合
法人内で受講	45	61%
外部研修	64	86%

表24 研修日数について n=74（未回答18）

	日数	平均日数
法人内で受講	約392.5	約8.72日
外部研修	約336	約5.25日

表25 過去2年間に訪問看護の仕事に関連した研修の受講について（複数回答） n=89（未回答3）

	回答数	割合
eラーニング・Web研修	63	71%
集合研修	54	61%
特に研修をうけていない	8	9%
その他	4	4%

【その他の記載】

- ・ 特定行為研修
- ・ 東京、高知、大阪で主に看護大学（教育機関）主催の在宅看護額、教育、看取りなど単位を頂いています（知人が教育機関で勤務歴もあり学びました）

表26 過去2年間に受講した研修の内容について（複数回答） n=84 （未回答3）

	回答数	割合
小児の訪問看護	41	49%
訪問看護事業所の管理・経営	38	45%
精神科訪問看護	29	35%
感染管理	24	29%
ターミナルケア	23	27%
災害時の対応	23	27%
訪問看護入門研修	20	24%
認知症看護	18	21%
摂食・嚥下	17	20%
安全管理	15	18%
褥瘡	13	15%
がん看護	13	15%
リスクマネジメント	11	13%
訪問看護eラーニング	10	12%
退院支援	9	11%
リハビリテーション	7	8%
特定行為研修制度	4	5%
訪問看護認定看護師教育課程	0	0%
訪問看護の制度や報酬	0	0%
認定看護管理者教育課程（ファースト）	0	0%
認定看護管理者教育課程（セカンド）	0	0%
その他	14	17%

【特定行為研修についての記載】

長期に係る呼吸器関連

【その他の記載】（ ）内は、記載数

心不全勉強会（3）、エコー研修（2）

人権擁護・消化器ステント・経管栄養規格変更など（1）、排便コントロール（1）

医療的ケア児等支援者養成研修、呼吸リハに関する研修（1）

スタッフは精神科訪問要件研修（1）

（災害時の対応への記載）在宅版ALS、昔は病院内のACLS、糖尿病療養指導士、ケアマネージャー、介護現場でも貢献できるよう施設内機能訓練指導員（1）

法人内での内部研修1回／月（1）

訪問看護連絡協議会所属、管理者会に定期参加（前役員時副会長）（1）

介護保険制度（1） 終わり方（グリーフケア） 呼吸抑制についての研修（1）

本人の意向を尊重した意思決定のための研修 相談員研修（1）

コロナで集合型の研修が受けられなかった時もある

表27訪問看護に関する研修の受講や研修に関してのご意見について（複数回答） n=79（未回答13）

研修の受講や研修に関しての意見	回答数	割合
仕事が多忙で参加できない	41	52%
家庭や自分の都合との両立が難しい	25	32%
自分の参加しやすい地域の研修がない	21	27%
事業所の体制上難しい	16	20%
研修費用の負担が大きい	11	14%
興味のある研修が少ない	10	13%
研修期間が長い	10	13%
研修を受講する機会を与えられない	6	8%
その他	10	13%

【その他の記載】

- ・ 土日休日の研修が多く参加しにくい。急な訪問への対応が困難となる。
- ・ 他スタッフにも受講してもらいたいが、少ないお休みの中でなかなか勧められない
- ・ 研修参加に対しスタッフ内の意見に任せている為強制できない。
- ・ 休日の研修参加になると、休日が減り休息できない。土日の当番が月2クールはいつてきたりしている。
- ・ 特定行為研修など、褥瘡について
- ・ 研修が平日になるため参加しにくい
- ・ リモートでいつでも視聴できる動画があれば良い
- ・ 自地域で複数事業所合同で研修を計画実施している
- ・ リモートでの受講がしにくい場合がある、時間帯が合わない
- ・ コロナ禍の為研修も少なくオンラインが多い
- ・ コロナ禍で外部研修の参加や院内集合研修の参加は難しい Web研修がここ2年の研修のスタイルとなっている

5) 参加したい研修や内容について （ ）内は、記載数

災害看護（5） 精神科看護（5） 訪問看護管理者のための研修（6）
ターミナルケア（5）、認知症看護（4）訪問看護の制度・診療報酬（4）BCP（4）
感染予防（4）がん看護（3）事例検討（3）事例検討（3）家族看護（2）
訪問看護認定看護師教育課程（3）、褥瘡（3）対人技術演習（2）エンゼルケア（2）
特定行為研修（2）緊急対応（2）スタッフ研修、接遇（2）管理者教育課程（1）
Web研修アーカイブ（1）人工呼吸器について（1）心不全の看護（1）
特定行為研修フォローアップ（1）訪問看護計画書報告書等作成（1）
障害福祉サービスと地域のつながり（1）ALSの看護（1）人材育成（1）
エンドオブライフ（1）医療的ケア児に関する研修（1）摂食・嚥下（1）
難治性潰瘍の解決方法の研修（1）他職種連携交流（1）小児看護（1）退院支援（1）
フィジカルアセスメント（1）呼吸リハビリ（1）

6) 新型コロナウイルス等の感染症対策として今後訪問看護ステーションに必要と思われること

() 内は、記載数

スタンダードプリコーションの徹底 (17) 職員の感染の予防 (11)
感染症対策の基本情報をスタッフ間で共有 (7) 物品の充実と支援 (8)
(訪問看護ステーションが休業になった場合、) 他のステーションとの連携 (11)
指針 (6) 報酬面での待遇改善 (3) 簡易検査キットの活用と充足 (2) 人員確保 (2)
事業所内で感染拡大した際の対応マニュアル (1)、BCP (1) 働き方工夫 (1)
リモート訪問等の検討 (1) 医療機関との連携 (1) 集合せずに情報共有できるツール (2)
体験者談の視聴 (1)、ワクチンの知識 (1) 普段からST間の交流 (1)
自宅療養されている方の臨時的な訪問システム (2)、他職種との連携 (1)
休業補償 (1) 早い発症の情報 (1) 患者家族への制限の指針 (1)

3 訪問看護を推進するために必要なこと、ご意見、ご要望 (看護協会に対する要望など)

() 内は、記載数

医療職、患者などに多種多様な疾患・利用者・家族にマルチに対応している訪問看護師をもっと知っていただく。(同様な意見 10)
給与など報酬面での待遇の向上 (4)
書類の簡素化と統一 (2)
待機手当等診療報酬の改善 (2)
訪問看護支援センターを作っていただき、推進の協力をお願いしたい。(2)
小規模訪問看護ステーションを大規模化して休みをとれるようにする。(2)
人材育成の場を現場も積極的に受け入れていく(高校生、潜在看護師、看護師の相互交流など)
(3)
参加しやすい研修の形式と時間帯 (2) 1人訪問の不安を安心して帰るチームワーク (2)
オンコールの回数、オンコールに対するストレスの軽減 (2)
夜間利用できるヘルパーステーションがなくNs対応していることもある (1)
サービス担当者会議の加算がないのが、連携推進の阻害になる。(1)
コロナ禍で、退院支援である重要な家族指導が置き去りになれるケースがある (1)
訪問看護の技術研修 (1) 協会が在宅医療を知る (1) 制度の理解と普及 (1)、
病院との役割分担・連携 (1) 核家族化により在宅で介護できる家族の減少 (1)
協会入会について (1)、ケアマネージャーの理解 (1)、STの交流 (1)
連携協議会への県の補助 (1)、地域格差を踏まえた取り組み (1)
医療機関との連携 (1)、行政へのアプローチ (1) Nsの継続教育 (1)
訪問看護認定看護師資格を取得しやすい工夫 (1) 研修の充実 (1)
代表者の資格要件 (1)、在宅での看取りを家族が安心できる支援 (1)

Ⅳ 令和3年度 役員・職能・常任・特別・その他の委員会名簿

令和3年度役員

令和4年3月31日

会 長	東 直子	理事（那賀地区支部長兼任）	岡田 樹美
副 会 長	竜田 登代美	理事（和歌山地区支部長兼任）	芝瀧 ひろみ
副 会 長	岡本 恭子	理事（海南・海草地区支部長兼任）	清水 多津子
専 務 理 事	岡室 優	理事（有田地区支部長兼任）	小原 喜代子
常 任 理 事	松下 津也子	理事（日高地区支部長兼任）	鳥淵 和美
理事（書記長）	小川 政予	理事（田辺地区支部長兼任）	廣井 啓子
理事（保健師職能委員長）	中谷 秀美	理事（新宮・串本地区支部長兼任）	栗原 久美子
理事（助産師職能委員長）	沖 婦美代	准 看 護 師 理 事	河端 宴子
理事（看護師職能委員長Ⅰ）	木村 和美	監 事	黒田 美也子
理事（看護師職能委員長Ⅱ）	東 るみ子	監 事	石本 千珠
理事（伊都地区支部長兼任）	西 未知子		

職能委員会

★印は委員長

保健師職能委員会

★中谷 秀美、 天野 多真、 加藤 真弓、 笹井 涼加、 坂本 辰美、 西村 尚美、
辻 和真、寺澤 智美

助産師職能委員会

★沖 婦美代、 田中 早苗、 山口 雅子、 山本 七瀬、 山本 恵、 西川 祥世、
池本 文香

看護師職能委員会Ⅰ

★木村 和美、 本田 弥生、 岩本 真紀、 吉村 公一、 大久保 雅世、 堀永 和美
小松 香世美、 鈴木 沙知

看護師職能委員会Ⅱ

★東 るみ子、 佐藤 房子、 柏谷 恵子、 森 かな江、 玉置 雅祥、 廣畑 直子、
高塚 美都里、 角 敬子

常任委員会

社会経済福祉委員会

★竹中 武馬、 亀井 宏明、 柴田 周子、 千原 律子、 北山 真由美

教育委員会

★久保 乃英、 須崎 智之、 西山 涼子、 鞠谷 博子、 大江 陽美、 櫻井 治己、
吉井 奈々、 正木 伸明、 福島 治美、 武内 龍伸、 木下 貴稔、 上田 伊津代、
高垣 なつみ

広報委員会

★川口 佳代、 市野 浩美、 並松 都紀子、 清山 沙紀、 上野 香織、 玉置 美和

看護研究学会委員会

★森口 奈美、 山口 昌子、 辻本 さちこ、 西山 恵理、 伊都 香、 岩本 祐三子

医療安全対策委員会

★西 あづさ、 川北 ひさ、 藁科 佳代、 井原 かおり、 田邊 美紀

災害看護対策委員会

★向 友代、 武田 みか、 横芝 真紀、 二河 絵美、 天野 智美

特別委員会

まちの保健室運営委員会

★藤原 昌子、 福本 英美、 小川 政予、 湯川 由起、 大江 美佐子

ナースセンター事業推進委員会

★亀井 美都子、 上碓 佳恵、 打越 友美子、 村上 きみよ、 山東 明子

認定看護管理者教育運営委員会

★小松 香世美、 廣瀬 朱実、 名越 民江、 坂本 裕美子、 向井 君子、 上平 絹代

認定看護師フォローアップ委員会

★日置 真弓、 阿部 雅美、 藤原 亮介、 尾崎 かおり、 中家 まゆみ、 汐崎 末子

その他の委員会

和歌山認定看護管理者会

★仲澤 妙美、 角谷 知恵美、 中尾 ひろみ、 北垣 郁子、 魚崎 操、 尾崎 裕美

推薦委員会

★山崎 静香、 東山 昌代、 宮本 靖代、 植田 啓子、 赤松 信也、 岡地 美代、
下前 ゆかり、 廣畑 直子

選挙管理委員会

★本田 弥生、 高岸 壽美、 廣瀬 朱実、 西嶋 美栄、 三澤 伸恵

V 施設別会員数

伊都地区(500名)

令和4年3月31日付会費納入者数
(退会者・県外転出者も含む)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
134	橋本市民病院	0	11	160	2	173
135	和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	0	1	74	2	77
198	紀和病院	0	0	128	10	138
203	山本病院	0	0	29	2	31
247	高野町立高野山総合診療所	0	0	9	0	9
326	奥村マタニティクリニック	0	1	0	0	1
327	橋本市訪問看護ステーション	0	1	6	0	7
495	山本病院 訪問看護ステーションソレイユ	0	0	2	0	2
510	紀北クリニック	0	0	4	0	4
636	障害者支援施設 悠久の杜	0	0	1	0	1
648	上田消化器内科クリニック	0	0	1	0	1
1	橋本保健所	5	0	0	0	5
2	橋本市役所	4	0	0	0	4
3	かつらぎ町役場	1	0	0	0	1
9001	勤務先登録なし(伊都地区支部)	2	2	41	1	46

那賀地区(517名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
121	県立高等看護学院	0	4	10	0	14
137	公立那賀病院	1	2	207	0	210
144	医療法人宮本会 紀の川病院	0	0	7	0	7
160	和歌山つくし医療・福祉センター	0	0	30	0	30
176	富田病院	0	0	12	1	13
189	名手病院	0	0	57	6	63
567	名手訪問看護ステーション	0	0	3	0	3
212	殿田胃腸肛門病院	0	0	4	0	4
298	訪問看護ステーション とみた	0	0	1	0	1
303	社会福祉法人皆楽園	0	0	1	0	1
334	介護老人保健施設 やすらぎ苑	0	0	1	1	2
452	特別養護老人ホーム 栄寿苑	0	0	2	0	2
467	紀の川クリニック	0	0	17	0	17
471	訪問看護ステーション なだい	0	0	8	0	8
477	おおみや診療所	0	0	1	0	1
539	貴志川リハビリテーション病院	2	0	48	4	54
541	稲穂会病院	0	1	0	0	1
645	介護老人保健施設 やよい苑	0	0	0	2	2
661	訪問看護ステーション 騏驎	0	0	5	0	5
686	特別養護老人ホーム 白水園	0	0	2	0	2
687	グループホーム 栄寿の里	0	0	2	0	2
705	訪問看護ステーション 千	0	0	1	0	1
715	株式会社Link	0	0	1	0	1
737	訪問看護リハビリステーションうらら	0	0	3	0	3
9	岩出市役所 長寿介護課	1	0	0	0	1
10	岩出保健所 保健福祉課	6	0	0	0	6
18	紀の川市役所本庁舎	2	0	0	0	2
9002	勤務先登録なし(那賀地区支部)	8	6	47	0	61

和歌山地区(3037名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
101	和歌山県立医科大学附属病院	0	40	753	1	794
102	日本赤十字社和歌山医療センター	0	36	692	1	729
103	和歌山労災病院	1	16	297	0	314
105	済生会和歌山病院	0	0	176	0	176
106	瀬藤病院	0	0	1	0	1

108	堀口記念病院	0	0	24	0	24
111	稲田クリニック	1	5	1	0	7
112	誠佑記念病院	0	0	24	0	24
113	宇都宮病院	0	0	10	7	17
117	琴の浦リハビリテーションセンター	2	0	52	6	60
118	稲田病院	0	0	28	1	29
119	和歌浦中央病院	0	0	58	0	58
122	和歌浦病院	0	0	1	0	1
123	福外科病院	0	0	8	0	8
125	藤民病院	0	0	8	0	8
127	和歌山市医師会看護専門学校	0	1	8	0	9
128	和歌山市医師会成人病センター	0	0	1	0	1
156	月山チャイルドケアクリニック	0	0	10	0	10
157	和歌山生協病院	0	0	12	0	12
161	伏虎リハビリテーション病院	0	0	11	0	11
165	角谷整形外科病院	0	0	37	0	37
556	角谷リハビリテーション病院	0	0	17	1	18
167	愛徳医療福祉センター	0	0	9	0	9
175	河西田村病院	0	0	6	0	6
182	高山病院	0	0	1	0	1
187	西和歌山病院	0	0	27	0	27
193	介護老人保健施設 ラ・エスペランサ	0	0	2	0	2
200	橋本病院	0	0	7	0	7
204	中谷病院	0	0	67	5	72
206	中江病院	0	1	50	1	52
210	向陽病院	0	0	3	0	3
227	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	0	0	1	0	1
233	和歌山看護専門学校	0	0	9	0	9
241	浜病院	0	0	2	0	2
268	綿貫整形外科	0	0	1	0	1
271	訪問看護ステーション ハーモニー	0	0	1	0	1
275	須佐病院	0	0	4	0	4
276	ヘルスケアサービスと和歌山診療所	0	0	3	0	3
288	和歌山県立医科大学 保健看護学部	4	5	23	0	32
289	上山病院	0	0	1	0	1
290	老人保健施設 かまやま苑	0	0	5	1	6
294	児玉病院	0	0	23	0	23
297	今村病院	0	0	1	0	1
305	嶋病院	0	0	9	0	9
311	老人保健施設 パインドーム	0	0	1	0	1
316	訪問看護ステーション かせいたむら	0	0	3	0	3
375	訪問看護ステーション みなみ	0	0	2	0	2
409	紀伊クリニック	0	0	1	0	1
411	訪問看護ステーション ハッピーライフ	0	0	2	0	2
423	まつい訪問看護ステーション	0	0	1	0	1
426	医療法人オリーブ会 はまだ産婦人科	0	1	1	0	2
442	生協芦原診療所	0	0	1	0	1
461	星野胃腸クリニック	0	0	1	0	1
508	有限会社心晴	0	0	3	0	3
514	みどりケアステーション	0	0	1	0	1
543	古梅記念病院	0	0	3	0	3
577	紀泉KDクリニック	0	0	7	0	7
597	社会福祉法人つわぶき会 綜成苑	0	0	1	0	1
598	株式会社ヒューマンライフ	0	0	2	0	2
601	訪問看護つばさ	0	0	1	0	1
605	訪問看護ステーション 桔梗	0	0	3	0	3
607	紀州リハビリケア訪問看護ステーション	0	0	2	0	2
629	和歌山県看護連盟	0	0	2	0	2
640	訪問看護ステーション みやがわ	0	0	1	0	1
643	訪問看護ステーション おり鶴	0	0	1	0	1
659	宇治田循環器内科	0	0	1	0	1
665	介護老人保健施設 和歌川苑	0	0	2	1	3
666	介護老人保健施設光苑	0	0	1	0	1
678	訪問看護ステーション みかん	0	0	4	0	4
684	和歌山市地域包括支援センター 名草	1	0	0	0	1
695	東京医療保健大学 和歌山看護学部	4	4	29	0	37
706	幹(みき)在宅看護センター	0	0	10	0	10
711	訪問看護ステーション でいご	0	0	2	0	2

719	（明王寺の看護師さん	0	0	1	0	1
721	和歌山画像診断センター	0	0	1	0	1
724	訪問看護ステーション フロムはーと	0	0	1	0	1
726	心音訪問看護ステーション	0	0	1	0	1
729	訪問看護ステーション みどり	0	0	1	0	1
733	和歌山県議会	0	0	1	0	1
735	介護老人保健施設 エスポワール	0	0	1	0	1
738	特別養護老人ホームソリサきみさと	0	0	1	1	2
742	訪問看護ステーション リハいち	0	0	1	0	1
743	ウインワークス	0	0	1	0	1
744	児童養護施設つつじが丘学舎	0	0	1	0	1
749	たぶせ在宅クリニック	0	0	1	0	1
750	元寺町クリニック	0	0	1	0	1
751	グループホームやつなみ	0	0	1	0	1
754	生協中之島複合型サービス	0	0	1	0	1
20	和歌山県庁	7	0	0	0	7
21	和歌山市保健所	4	0	0	0	4
26	和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	3	0	0	0	3
27	県精神保健福祉センター	1	0	0	0	1
9003	勤務先登録なし(和歌山地区支部)	5	13	265	3	286

海南・海草地区(417名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
131	海南医療センター	0	0	145	0	145
132	国保野上厚生総合病院	2	3	124	1	130
551	国保野上厚生総合病院附属看護専門学校	1	3	8	0	12
177	(公社)和歌山県看護協会	2	0	10	0	12
199	笠松病院	0	0	4	0	4
205	谷口病院	0	0	4	0	4
209	恵友病院	0	0	33	4	37
224	石本病院	0	0	7	1	8
255	辻整形外科	0	0	3	0	3
274	恵友サザンホーム	0	0	4	1	5
474	老人保健施設 天寿苑	0	0	1	0	1
651	特別養護老人ホーム 天美苑	0	0	3	0	3
745	ケアサポートさくら 訪問看護ステーション	0	0	1	0	1
30	海南保健所	4	0	0	0	4
31	海南市役所	10	0	0	0	10
33	紀美野町役場	5	0	0	0	5
9004	勤務先登録なし(海南・海草地区支部)	4	1	28	0	33

有田地区(389名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
138	有田市立病院	0	6	85	4	95
139	済生会有田病院	0	0	95	8	103
141	県立こころの医療センター	0	0	98	0	98
162	有田南病院	1	0	8	1	10
185	西岡病院	0	0	15	0	15
215	桜ヶ丘病院	0	0	19	0	19
319	介護老人保健施設 ライフケア有田	0	0	9	1	10
617	あまの内科クリニック	0	0	0	1	1
727	あうる訪問看護ステーション	0	0	1	0	1
728	訪問看護ステーション ひかり	0	0	1	0	1
732	介護老人保健施設 つばさ	0	0	1	0	1
40	湯浅保健所	4	0	0	0	4
41	有田市役所	1	0	0	0	1
42	湯浅町役場	3	0	0	0	3
43	広川町役場	1	0	0	0	1
9005	勤務先登録なし(有田地区支部)	2	3	20	1	26

日高地区(460名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
142	ひだか病院	0	11	235	11	257
143	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	0	0	18	0	18
159	北裏病院	0	0	25	3	28
214	北出病院	0	0	106	1	107
639	介護老人保健施設 和佐の里	0	0	2	0	2
391	特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南	0	0	2	0	2
644	日高看護専門学校	0	1	9	0	10
736	西岡クリニック	0	0	1	0	1
740	訪問看護ステーション メンタルナース	0	0	1	0	1
50	御坊保健所	2	0	0	0	2
52	美浜町役場	1	0	0	0	1
54	由良町役場	2	0	0	0	2
55	日高川町役場	4	0	0	0	4
63	みなべ町役場	1	0	0	0	1
9006	勤務先登録なし(日高地区支部)	1	3	20	0	24

田辺地区(530名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
145	紀南病院	0	20	287	1	308
147	田辺中央病院	0	0	30	1	31
180	国保すさみ病院	0	0	5	0	5
181	玉置病院	0	0	11	0	11
243	介護老人保健施設 成華苑	0	0	0	1	1
252	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	0	0	23	0	23
273	白浜はまゆう病院	0	0	80	7	87
299	訪問看護ステーション エンゼル	0	0	2	0	2
479	上富田クリニック	0	0	4	0	4
586	訪問看護ステーション 南紀	0	0	2	0	2
612	南紀医療福祉センター	0	0	1	0	1
683	和歌山県立熊野高等学校	0	1	0	0	1
723	訪問看護ステーション いなほ	0	0	1	0	1
725	たかの訪問看護センター	0	0	1	0	1
748	訪問看護ステーション くりあ	0	0	1	0	1
60	田辺保健所	3	0	0	0	3
61	田辺市役所	4	0	0	0	4
71	すさみ町役場	4	0	2	0	6
93	白浜町役場	2	0	0	0	2
9007	勤務先登録なし(田辺地区支部)	4	0	32	0	36

新宮・串本地区(300名)

施設番号	施設名	職能別会員数				計
		保健師	助産師	看護師	准看護師	
149	くしもと町立病院	0	2	35	0	37
151	那智勝浦町立温泉病院	0	0	64	4	68
152	新宮市立医療センター	0	6	132	0	138
184	串本有田病院	0	0	3	1	4
188	日進会病院	0	0	1	0	1
253	新宮市医師会准看護学院	0	0	4	0	4
272	和歌山県立なぎ看護学校	1	0	11	0	12
296	財団法人新宮病院	0	0	8	2	10
647	デイサービスセンターつつじ園	0	0	1	0	1
747	訪問看護ステーション みなと	0	0	1	0	1
70	新宮保健所 串本支所	2	0	0	0	2
80	新宮保健所	2	0	0	0	2
9008	勤務先登録なし(新宮・串本地区支部)	0	1	19	0	20

Ⅵ 各都道府県入会率

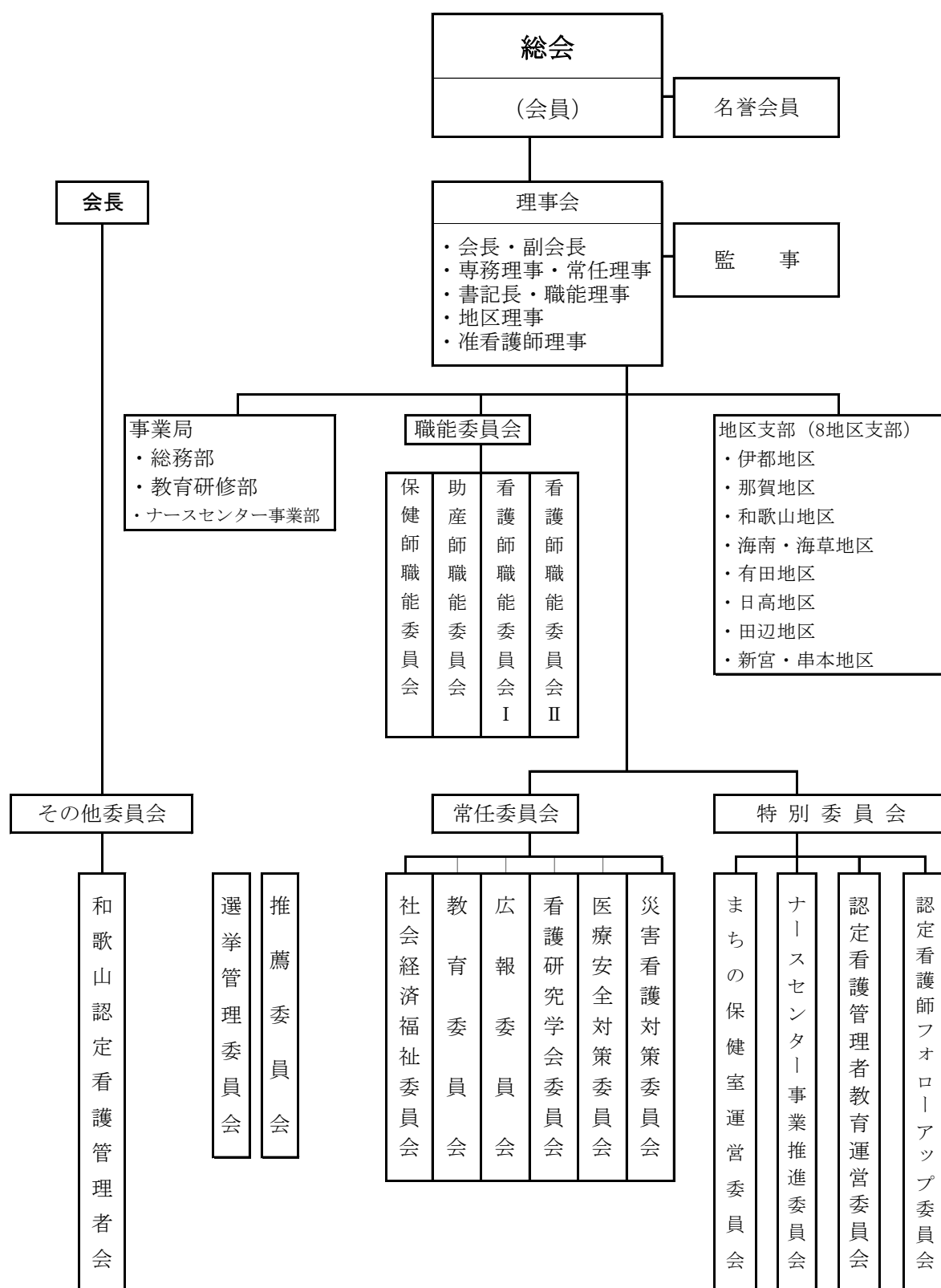
会 員 数 と 入 会 率

	合 計				保健師				助産師			
	04.3.31 現 在 会 員 数	03.3.31 現 在 会 員 数(a)	02.12.31 現 在 就 業 者 数(b)	入会率 (a/b)	04.3.31 現 在 会 員 数	03.3.31 現 在 会 員 数(a)	02.12.31 現 在 就 業 者 数(b)	入会率 (a/b)	04.3.31 現 在 会 員 数	03.3.31 現 在 会 員 数(a)	02.12.31 現 在 就 業 者 数(b)	入会率 (a/b)
	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
北海道	43,666	43,514	86,331	50	1,186 (76)	1,178 (72)	3,065	38	1,315	1,291	1,620	80
青森	8,684	8,715	18,902	46	243 (11)	255 (9)	718	36	323	321	336	96
岩手	7,726	7,566	17,890	42	326 (9)	333 (9)	758	44	346	332	390	85
宮城	13,042	12,903	27,993	46	296 (12)	305 (11)	1,136	27	661	659	767	86
秋田	7,006	7,039	15,386	46	188 (12)	199 (13)	619	32	307	309	309	100
山形	7,957	7,882	15,639	50	367 (10)	368 (8)	662	56	371	367	359	102
福島	12,583	12,525	25,519	49	382 (32)	370 (32)	1,094	34	418	405	522	78
茨城	15,999	15,935	32,639	49	363 (18)	367 (19)	1,295	28	581	580	757	77
栃木	12,407	12,220	24,886	49	525 (18)	526 (18)	968	54	398	387	555	70
群馬	11,655	11,856	28,402	42	600 (36)	639 (39)	1,031	62	363	362	518	70
埼玉	25,827	25,893	71,283	36	426 (44)	442 (48)	2,258	20	957	954	1,767	54
千葉	28,622	28,640	61,122	47	416 (34)	443 (38)	2,124	21	898	897	1,583	57
東京都	47,228	48,548	140,898	34	445 (19)	430 (16)	4,464	10	2,227	2,230	4,322	52
神奈川	38,273	38,266	86,360	44	726 (41)	730 (44)	2,482	29	1,348	1,359	2,384	57
新潟	16,370	16,314	30,429	54	811 (35)	835 (35)	1,178	71	610	611	759	81
山梨	5,957	5,873	11,288	52	508 (20)	490 (17)	650	75	199	200	265	75
長野	14,762	14,697	30,521	48	1,107 (59)	1,109 (57)	1,691	66	716	714	900	79
富山	9,059	8,972	16,998	53	515 (15)	512 (15)	672	76	407	393	411	96
石川	9,849	9,875	18,628	53	225 (8)	223 (8)	564	40	306	304	354	86
福井	6,652	6,636	12,500	53	223 (6)	237 (6)	485	49	226	226	255	89
岐阜	12,749	12,572	26,119	48	388 (13)	392 (16)	1,061	37	474	462	645	72
静岡県	22,444	21,988	43,216	51	523 (20)	535 (19)	1,727	31	872	845	976	87
愛知	40,276	39,466	82,973	48	602 (20)	608 (19)	2,848	21	1,603	1,567	2,386	66
三重	11,838	11,726	23,610	50	155 (9)	152 (8)	798	19	374	359	464	77
滋賀	9,238	9,110	17,249	53	333 (8)	336 (7)	688	49	297	288	495	58
京都	17,441	17,494	35,065	50	304 (31)	308 (29)	1,238	25	677	666	897	74
大阪	55,427	55,101	104,113	53	643 (25)	660 (30)	2,446	27	2,150	2,097	2,896	72
兵庫県	32,547	32,482	70,536	46	659 (22)	683 (21)	1,903	36	1,045	1,037	1,493	69
奈良	9,749	9,655	16,630	58	118 (1)	121 (1)	555	22	318	312	399	78
和歌山	6,141	6,175	14,845	42	138 (10)	140 (10)	467	30	212	217	235	92
鳥取	4,388	4,345	10,234	42	104 (2)	107 (2)	354	30	217	218	257	85
島根	5,948	5,976	12,657	47	283 (9)	288 (9)	536	54	284	278	340	82
岡山	17,518	17,451	30,013	58	717 (14)	723 (16)	1,069	68	425	415	553	75
広島	20,662	20,571	45,255	45	401 (18)	411 (17)	1,323	31	537	547	671	82
山口	10,315	10,347	25,285	41	465 (16)	468 (15)	752	62	328	329	429	77
徳島	4,857	4,810	13,399	36	131 (1)	129 (1)	396	33	252	256	283	90
香川	7,668	7,628	16,618	46	215 (4)	209 (4)	605	35	296	285	320	89
愛媛	10,330	10,222	23,294	44	337 (11)	331 (12)	731	45	241	238	325	73
高知	6,403	6,493	15,071	43	121 (2)	126 (2)	558	23	148	152	196	78
福岡	43,714	43,376	83,708	52	720 (28)	740 (25)	2,002	37	1,046	1,024	1,487	69
佐賀	5,624	5,657	16,455	34	190 (3)	197 (3)	511	39	119	118	256	46
長崎	10,090	10,090	26,080	39	175 (3)	179 (3)	753	24	215	206	453	45
熊本	15,876	15,962	35,070	46	499 (14)	494 (13)	1,038	48	393	396	502	79
大分	10,064	10,142	21,326	48	535 (10)	523 (10)	776	67	213	220	344	64
宮崎	8,943	8,911	21,464	42	230 (13)	230 (12)	700	33	256	243	351	69
鹿児島	12,665	12,494	33,396	37	464 (10)	455 (10)	1,027	44	406	395	618	64
沖縄	10,360	10,239	21,740	47	283 (26)	289 (26)	819	35	426	416	536	78
合 計	766,599	764,352	1,659,035	46	19,611 (858)	19,825 (854)	55,595	36	26,801	26,487	37,940	70

- 注 (1) 就業者数は、『令和2年度 衛生行政業務報告』により計上。
(2) 「入会率」は、令和3年3月31日現在の会員数で算出。
(3) 各都道府県の会員数は、住所変更に伴う他県への移動により、各都道府県の会費納入者数(令和2年度決算報告書)とは異なる。
(4) 「保健師」、「看護師」、「准看護師」欄の()内は男子の再掲。

看護師				准看護師				
04.3.31 現在 会員数	03.3.31 現在 会員数(a)	02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	04.3.31 現在 会員数	03.3.31 現在 会員数(a)	02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	
人	人	人	%	人	人	人	%	
39,097 (3,549)	38,745 (3,428)	66,733	58	2,068 (124)	2,300 (126)	14,913	15	北海道
7,773 (666)	7,776 (652)	13,211	59	345 (23)	363 (25)	4,637	8	青森
6,905 (558)	6,743 (525)	13,922	48	149 (9)	158 (11)	2,820	6	岩手
11,722 (875)	11,562 (844)	20,893	55	363 (20)	377 (16)	5,197	7	宮城
6,416 (646)	6,418 (625)	11,554	56	95 (12)	113 (13)	2,904	4	秋田
7,078 (529)	6,987 (503)	12,067	58	141 (12)	160 (15)	2,551	6	山形
10,978 (978)	10,904 (940)	17,654	62	805 (65)	846 (66)	6,249	14	福島
14,048 (1,355)	13,941 (1,317)	23,523	59	1,007 (99)	1,047 (101)	7,064	15	茨城
10,873 (1,086)	10,666 (1,053)	17,702	60	611 (54)	641 (53)	5,661	11	栃木
10,075 (1,294)	10,170 (1,301)	19,879	51	617 (70)	685 (67)	6,974	10	群馬
23,833 (2,248)	23,854 (2,212)	54,124	44	611 (41)	643 (36)	13,134	5	埼玉
26,383 (2,326)	26,300 (2,283)	48,391	54	925 (68)	1,000 (77)	9,024	11	千葉
44,056 (3,274)	45,343 (3,335)	120,049	38	500 (56)	545 (57)	12,063	5	東京都
35,715 (3,268)	35,659 (3,223)	73,139	49	484 (31)	518 (34)	8,355	6	神奈川県
14,403 (1,469)	14,270 (1,420)	23,390	61	546 (40)	598 (43)	5,102	12	新潟
5,073 (603)	4,996 (578)	8,470	59	177 (8)	187 (7)	1,903	10	山梨
12,672 (1,408)	12,581 (1,348)	23,423	54	267 (28)	293 (31)	4,507	7	長野
8,035 (676)	7,947 (657)	13,075	61	102 (12)	120 (14)	2,840	4	富山
9,044 (669)	9,054 (667)	15,017	60	274 (26)	294 (30)	2,693	11	石川
6,004 (503)	5,958 (499)	9,216	65	199 (7)	215 (9)	2,544	8	福井
11,366 (1,086)	11,175 (1,056)	18,724	60	521 (37)	543 (40)	5,689	10	岐阜
20,371 (1,671)	19,906 (1,623)	34,536	58	678 (34)	702 (34)	5,977	12	静岡県
37,311 (3,083)	36,459 (2,990)	64,927	56	760 (29)	832 (32)	12,812	6	愛知
10,808 (956)	10,674 (941)	17,866	60	501 (30)	541 (27)	4,482	12	三重
8,416 (969)	8,286 (954)	14,512	57	192 (15)	200 (13)	1,554	13	滋賀
15,918 (1,442)	15,955 (1,451)	28,555	56	542 (50)	565 (53)	4,375	13	京都
51,090 (3,577)	50,643 (3,540)	84,826	60	1,544 (73)	1,701 (76)	13,945	12	大阪
30,072 (2,303)	29,905 (2,258)	57,521	52	771 (27)	857 (28)	9,619	9	兵庫県
8,969 (814)	8,844 (783)	13,702	65	344 (13)	378 (12)	1,974	19	奈良
5,677 (768)	5,690 (762)	11,259	51	114 (14)	128 (13)	2,884	4	和歌山
4,019 (326)	3,967 (317)	7,556	53	48 (4)	53 (5)	2,067	3	鳥取
5,261 (443)	5,280 (445)	9,083	58	120 (10)	130 (12)	2,698	5	島根
15,743 (1,147)	15,665 (1,114)	24,240	65	633 (27)	648 (28)	4,151	16	岡山
18,771 (1,796)	18,577 (1,737)	32,704	57	953 (70)	1,036 (85)	10,557	10	広島
9,045 (745)	9,008 (721)	17,919	50	477 (37)	542 (56)	6,185	9	山口
4,420 (306)	4,371 (279)	9,295	47	54 (3)	54 (3)	3,425	2	徳島
6,945 (701)	6,926 (705)	11,878	58	212 (25)	208 (27)	3,815	5	香川
9,444 (987)	9,325 (955)	17,259	54	308 (28)	328 (30)	4,979	7	愛媛
5,841 (677)	5,881 (674)	11,226	52	293 (43)	334 (50)	3,091	11	高知
40,011 (3,491)	39,576 (3,433)	64,086	62	1,937 (191)	2,036 (189)	16,133	13	福岡
5,053 (688)	5,076 (686)	11,389	45	262 (44)	266 (41)	4,299	6	佐賀
9,354 (958)	9,316 (947)	18,329	51	346 (26)	389 (29)	6,545	6	長崎
13,682 (1,142)	13,688 (1,112)	24,097	57	1,302 (124)	1,384 (135)	9,433	15	熊本
8,714 (752)	8,769 (728)	15,055	58	602 (61)	630 (55)	5,151	12	大分
7,946 (1,063)	7,894 (1,011)	14,631	54	511 (63)	544 (70)	5,782	9	宮崎
11,237 (1,298)	11,035 (1,254)	23,443	47	558 (56)	609 (62)	8,308	7	鹿児島
9,295 (1,749)	9,156 (1,693)	16,861	54	356 (53)	378 (55)	3,524	11	沖縄
694,962 (62,918)	690,921 (61,579)	1,280,911	54	25,225 (1,992)	27,119 (2,091)	284,589	10	合計

Ⅶ 公益社団法人 和歌山県看護協会組織図



Ⅷ 公益社団法人 和歌山県看護協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人和歌山県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を和歌山県海南市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の内容からなる事業を行う。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善等に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの推進に関する事業
- (5) 日本看護協会との協力及び連携に関する事業
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

ア 正会員は、保健師、助産師、看護師又は准看護師であつて、和歌山県内に在住又は在勤するもので、本会の目的に賛同して入会したものとする。

イ アの正会員であったもので、日本国内に在住又は在勤せず、本会への加入の継続を希望したもの（ただし、名誉会員は除く）。

ウ 日本国内に在住又は在勤せず、イに準じるものとして本会が認めたもの（ただし、名誉会員は除く）。

(2) 名誉会員

看護事業に顕著な功績があり且つ、本会に功労があつた看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたものとする。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書（電磁的方法を含む。）により本会事務局に提出しなければならない。

2 本会又は日本看護協会を除名されてから3年を経過していない者の入会は、これを認めない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、定款細則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、会長が別に定める退会届（電磁的方法を含む。）を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により、除名することができる。

- (1) 本会の定款又は定款細則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、会長は、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく年度末までに会費を滞納したとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) 日本看護協会の会員であった者が、その資格を喪失したとき。
- (7) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う抛出金品の不返還)

第11条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等及びその他抛出金品は、これを返還しない。

2 会員が第8条、第9条及び前条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。この場合、未履行の義務はこれを免れることはできない。ただし、前条第4号に該当し、正会員が会員資格を喪失したときは、その会費を徴収しないものとする。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額

- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 本会の解散及び残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）をもって、開催の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は2名以上とし、総会において、その都度、出席正会員の中から選任する。
- 3 議長は、議長団内で互選により決定する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款変更
 - (4) 本会の解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名（電子署名を含む。以下同じ。）押印しなければならない。

(総会運営規則)

第 21 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則による。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 16 名以上 19 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事、1 名を常任理事、1 名を書記長、4 名を職能理事（保健師、助産師、看護師 2 名）、8 名以内を地区理事、1 名を准看護師理事とする。

3 専務理事及び常任理事は、理事会の決議により常勤とすることができる。

4 第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事（以下、「業務執行理事」という。）とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常任理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。

3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。

4 第 2 項の場合において、理事会は、会長が推薦する専務理事候補及び常任理事候補者から専務理事及び常任理事を選定する方法によることができる。

5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の親族等割合の制限)

第 24 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体（公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 11 号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第 5 条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員の欠格事由)

第 25 条 次に掲げるものは、本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第 6 条第 1 号に該当する者
- (4) 認定法第 6 条第 1 号路に該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第 26 条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員資格を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 書記長、職能理事、地区理事及び准看護師理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、4 箇月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、会長、副会長、専務理事、常任理事及びその他の理事として、同一の職に引き続き就任するときは、2 回を超えて再任をすることができない。
- 3 監事の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引続き就任するときは、1 回を超えて再任をすることができない。
- 5 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
6 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会で定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員責任及び免除)

第32条 理事及び監事がその任務を怠り、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が善意で且つ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、当該理事、監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

第33条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 第32条第1項に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年6回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面により、会長に請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、その請求をした理事が、前条第 3 項第 4 号による場合は、その請求をした監事が理事会を請求する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

3 第 1 項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 委員会

(職能委員会)

第 43 条 本会に、次の職能委員会を置く。

(1) 保健師職能委員会

(2) 助産師職能委員会

(3) 看護師職能委員会

2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。

- 3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、及び看護師職能担当の理事をもって充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
- 5 職能委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

第44条 前条に定める委員会の他、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の機関の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 地区支部

(設置等)

第46条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、地区支部を設置する。

- 2 地区支部長は、地区理事をもってこれに充てる。
- 3 地区支部の組織その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第49条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 51 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び決算報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第 1 項各号(第 7 号を除く。)及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 52 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号に定める書類に記載する。

(株式等に係る議決権)

第 53 条 本会は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使しない。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更に付き、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 55 条 本会は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、前条第 2 項又は第 3 項に準じる。

(解散)

第 56 条 本会は、総会における総正会員の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 57 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、総会の決議により、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 12 章 公告

(公告方法)

第 59 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 13 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行った日(以下「移行登記日」という。)から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 47 条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第 47 条第 1 項の定めにかかわらず、後段の事業年度の予算等については、認定法第 21 条第 1 項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 移行登記日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 本会の最初の会長は、木村佐多子とする。
- 5 本会の業務執行理事は、副会長 古川紀子、副会長 土井美智代、専務理事 黒田美也子、常任理事 葛葉まさる である。

附則

この定款の一部変更は、平成 24 年 6 月 23 日から施行する。

この定款の一部変更は、平成 27 年 6 月 13 日から施行する。

この定款の一部変更は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

IX 公益社団法人 和歌山県看護協会定款細則

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会員（第2条—第6条）
- 第3章 会費（第7条—第9条）
- 第4章 総会（第10条—第11条）
- 第5章 役員（第12条）
- 第6章 選挙（第13条—第21条）
- 第7章 会長候補者の選出等（第22条）
- 第8章 理事会（第23条—第25条）
- 第9章 推薦委員会（第26条）
- 第10章 地区支部（第27条）
- 第11章 日本看護協会との関係（第28条—第31条）
- 第12章 会計（第32条）
- 第13章 事務局（第33条—第36条）
- 第14章 補則（第37条—第38条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この定款細則は、公益社団法人和歌山県看護協会（以下「本会」という。）定款第60条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

（入会の手続き）

- 第2条 正会員になろうとするものは、入会申込書を本会事務局に提出し、併せて所定の入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 本会は、第7条及び第8条に定める入会金及び当該年度の会費の受領により会員名簿に登録し、会員証を交付しなければならない。
- 3 正会員の会員としての資格は、正会員名簿に記載された日から取得するものとする。
- 4 定款第9条の規定により除名された者は、総会におけるすべての会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。
- 5 総会で承認された名誉会員に対し、名誉会員名簿に登録し、名誉会員証を交付する。

（退会の手続き）

- 第3条 正会員が退会しようとするときは、退会届（電磁的方法を含む。）に会員証を添え会長に申し出なければならない。
- 2 前項の場合、本会は、退会届を受理した日をもって、会員名簿の登録を抹消しなければならない。

（除名の手続き）

- 第4条 正会員が、定款第9条第1項各号の規定に違反した場合、理事会は、本人に出席を求め、その弁明を聞き、真偽を調査した後、出席理事の3分の2以上の同意により総会に除名を提案することができる。
- 2 前項によって除名された者が再入会の申し出をした場合は、理事会における出席理事の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

（住所の変更）

- 第5条 正会員がその住所又は就業地を変更したときは、会長に届け出なければならない。

(名誉会員)

第6条 名誉会員は、役員になること又は総会の表決に加わることができない。

第3章 会費

(入会金)

第7条 正会員の入会金は、10,000円とする。ただし、既に納入した者が退会後、再度入会した場合には徴収しない。

(会費)

第8条 会費は、1箇年10,000円とする。

(納付期日)

第9条 会費は、1月20日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、新入会員の会費納入期日はこの限りではない。

第4章 総会

(開催期日)

第10条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により変更することができる。

(総会運営規則)

第11条 総会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 役員

(地区理事)

第12条 定款第22条第2項に定める地区理事は、伊都地区支部より1名、那賀地区支部より1名、和歌山地区支部より1名、海南・海草地区支部より1名、有田地区支部より1名、日高地区支部より1名、田辺地区支部より1名、新宮・串本地区支部より1名とする。

第6章 選挙

(役員の選出)

第13条 役員は、総会において、正会員（次項に規定する会計制度等に精通した者から選出する監事を除く。）の中から正会員が選出する。

2 監事は、本会の業務運営に精通した者2名、会計制度等に精通した者1名を選出するものとする。

(選挙管理委員会)

第14条 総会の議長は、正会員の中から選挙管理委員5名（保健師、助産師、看護師を含む。）を定める。

(役員候補者)

第15条 役員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に総会の3箇月前までに届け出なければならない。

2 推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に総会の2箇月前までに送付しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前2項の役員の立候補者名と推薦名簿を総会の1箇月前までに会員に発表しなければならない。

(選挙規程)

第 16 条 選挙に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(投票時間)

第 17 条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第 18 条 投票は、記号を用い連記無記名でこれを行う。

(選挙の成立)

第 19 条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第 20 条 有効投票の最多数の者より、順次選任する員数までを当選とする。なお投票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

第 7 章 会長候補者等の選出等

(会長候補者等の選出方法)

第 21 条 総会は、定款第 23 条第 3 項の規定により会長候補者及び副会長候補者を選出することができる。

2 専務理事及び常任理事については、定款第 23 条第 4 項の規定により会長が理事のうちから専務理事候補者及び常任理事候補者を推薦し、理事会で選定することができる。

第 8 章 理事会

(種類及び開催)

第 22 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は、毎年 6 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に理事会の招集通知（その請求のあった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 定款第 27 条第 5 号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第 23 条 会長は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号の規定による

請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に理事会の招集通知（その請求のあった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）を発しなければならない。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は審議事項に特

別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた理事がこれにあたる。

第9章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第25条 本会に推薦委員会をおく。

- 2 推薦委員会は、役員、推薦委員、日本看護協会通常総会の代議員並びに予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 3 推薦委員は、8名をもって構成する。
- 4 推薦委員は、総会において正会員から選任する。
- 5 推薦委員の任期は、選任後、翌年の通常総会の終結のときまでとし、再任はできない。
- 6 委員長は、委員の互選により選任する。
- 7 候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第10章 地区支部

(地区支部の設置)

第26条 本会に地区支部を置く。

- 2 地区支部は、地域住民の健康増進及び福祉の向上を図るために必要な事項をあずかる。
- 3 地区支部長は、地区理事をもってこれに充てる。
- 4 地区支部に委員を置くことができる。
- 5 地区支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により地区支部運営規則に定める。

第11章 日本看護協会との関係

(法人及び正会員)

第27条 本会は、総会の決議により日本看護協会の法人会員となる。

- 2 本会の正会員は、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。

(代議員の選出)

第28条 日本看護協会代議員の員数は、前々年度12月末日現在の会費納入者数を基準とし、日本看護協会で決定された数とする。

- 2 代議員は、保健師、助産師、看護師、准看護師から理事会の決議により別に定める選出基準に基づき選出する。
- 3 推薦委員会は、前項に基づき選出された代議員候補者を選挙管理委員会に推薦する。
- 4 選挙管理委員会は、前項により推薦された代議員候補者から、本会の通常総会において代議員を選出する。
- 5 代議員候補者がやむを得ない理由により総会に出席できないときは、予め選出した当該代議員候補者の予備代議員候補者の中から優先順に選出する。
- 6 総会で選出された代議員は、日本看護協会の総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。
- 7 代議員の任期は、4月1日から1年間とする。

(予備代議員の選出)

第29条 予備代議員は、第28条第1項の規定により通知された代議員数と同数以上の員数を選出する。

- 2 第28条第2項から第4項及び第7項の規定は、予備代議員について準用する。

(代議員及び予備代議員の報告)

第30条 本会の会長は、第28条第4項の規定に基づき選出された代議員及び予備代議員の氏名、勤務先、職種を7月末日までに日本看護協会会長に報告しなければならない。

第 12 章 会計

(地区支部活動費)

第 31 条 本会は、各地区支部に対し、地区支部事業に係る活動経費を支出することができる。ただし、地区支部活動費は、基本額と会員の数により理事会がこれを決定する。

2 各地区支部の長は、地区支部活動費の会計を明らかにし、年 2 回事務局に報告しなければならない。

第 13 章 事務局

(職員)

第 32 条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤職員を含む。）を置く。

(給与等)

第 33 条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

(専任役員)

第 34 条 事務局に、役員（常勤及び非常勤）を置くことができる。

2 役員報酬については、別に定める。

(組織及び運営)

第 35 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章 補則

(定款細則の変更)

第 36 条 この定款細則を変更しようとするときは、理事会の議決を経て定めるものとする。ただし、定款細則第 7 条「入会金」及び第 8 条「会費」の額を変更しようとするときは、定款第 18 条第 1 項の規定に基づくものとする。

(その他)

第 37 条 この定款細則により会務を執行するために必要な事項及び規程については、理事会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この定款細則の一部変更は、平成 24 年 6 月 23 日から施行する。但し、第 7 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この定款細則の一部変更は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

附則 この定款細則の一部変更は、平成 25 年 6 月 22 日から施行する。

附則 この定款細則の一部変更は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。

附則 この定款細則の一部変更は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

附則 この定款細則の一部変更は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

X 公益社団法人 和歌山県看護協会総会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人和歌山県看護協会（以下「本会」という。）定款第21条に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会の招集の手続き等

(招集の手続き)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会参考書類に記載すべき事項
- (4) 代理人による議決権の行使に関する事項
- (5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、総会の開催日の1週間前までに、正会員に対して書面（電磁的方法を含む。）で、その通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び代理人による議決権行使書、そのほか必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度の末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員等の出席)

第6条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、会員証等により、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会の職員は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長の権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
 - (1) 正会員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
 - (2) 議長の指示に従わない者
 - (3) 総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第10条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、又、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第12条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第13条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなときは直ちに却下することができる。

(採決)

第14条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに採決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(出席した正会員の議決権の数)

第15条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

(1) 出席した正会員本人の議決権の数

(2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第16条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第17条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第18条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第19条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならず、また議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 雑 則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

〔別表〕

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任したものが、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

日本看看護協會歌

光求めて

子佳
敏
本
山
作詞
補作詩・作曲

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 大空のもと 光求めて
看護の心 胸深く
両手にかざす 愛のほむらは
静かに燃える 優しく燃える
今 この時 そして明日に | 2 | さざなみに揺れ 光求めて
看護の願い 胸熱く
つなぐその手に 通う血潮は
さやかにとける 優しくとける
ただ ひとすじ またひたむきに |
|---|--|---|---|

- 3 そよ風に乗り 光求めて
看護の祈り 胸清く
枕べにたつ 花の香りは
ほのかに匂う 優しく匂う
今 この時 そして明日に
今 この時 そして明日に

日本看護協会のうた

光求めて

作詞：山本 敏子 補作詞・作曲：小椋 佳

The Little Boat
 1. おさそ
 2. そ
 3. ぞ
 4. ぞ
 5. ぞ
 6. ぞ
 7. ぞ
 8. ぞ
 9. ぞ
 10. ぞ
 11. ぞ
 12. ぞ
 13. ぞ
 14. ぞ
 15. ぞ
 16. ぞ
 17. ぞ
 18. ぞ
 19. ぞ
 20. ぞ
 21. ぞ
 22. ぞ
 23. ぞ
 24. ぞ
 25. ぞ
 26. ぞ
 27. ぞ
 28. ぞ
 29. ぞ
 30. ぞ
 31. ぞ
 32. ぞ
 33. ぞ
 34. ぞ
 35. ぞ
 36. ぞ
 37. ぞ
 38. ぞ
 39. ぞ
 40. ぞ
 41. ぞ
 42. ぞ
 43. ぞ
 44. ぞ
 45. ぞ
 46. ぞ
 47. ぞ
 48. ぞ
 49. ぞ
 50. ぞ
 51. ぞ
 52. ぞ
 53. ぞ
 54. ぞ
 55. ぞ
 56. ぞ
 57. ぞ
 58. ぞ
 59. ぞ
 60. ぞ
 61. ぞ
 62. ぞ
 63. ぞ
 64. ぞ
 65. ぞ
 66. ぞ
 67. ぞ
 68. ぞ
 69. ぞ
 70. ぞ
 71. ぞ
 72. ぞ
 73. ぞ
 74. ぞ
 75. ぞ
 76. ぞ
 77. ぞ
 78. ぞ
 79. ぞ
 80. ぞ
 81. ぞ
 82. ぞ
 83. ぞ
 84. ぞ
 85. ぞ
 86. ぞ
 87. ぞ
 88. ぞ
 89. ぞ
 90. ぞ
 91. ぞ
 92. ぞ
 93. ぞ
 94. ぞ
 95. ぞ
 96. ぞ
 97. ぞ
 98. ぞ
 99. ぞ
 100. ぞ

[illegible]



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 **和歌山県看護協会**

〒642-0017 和歌山県海南市南赤坂17番地

TEL : 073 (483) 1005 FAX : 073 (483) 1266

URL : <https://www.wakayama-kangokyokai.or.jp>